

成城大学経済研究所
研究報告 No.42

IMF 8条国移行と貿易・為替自由化(上)

— IMFと日本：1952～64年 —

浅井 良夫

2005年3月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya
Tokyo 157-8511, Japan



Japan's Participation in the IMF Article VIII Countries :
Japan & IMF 1952-1964
Part 1

Yoshio ASAII

目 次

はじめに	1
第1章 IMFの活動 — 為替制限撤廃と短期融資	3
1 14条コンサルテーション	3
(1) 一般的義務と過渡期の例外	3
(2) コンサルテーションの概要	6
2 IMF融資	13
(1) 融資の仕組みとコンディショナリティ	13
(2) 日本のIMF借入	15
3 IMFの組織	18
(1) IMF年次総会	18
(2) IMF理事会	19
第2章 為替管理の実施とIMF加盟	20
1 為替管理システム	20
(1) 「外国為替及び外国貿易管理法」の制定	20
(2) 外貨予算	22
2 IMFへの加盟	28
(1) IMF、世銀への加盟（1952年8月）	28
(2) 円平価の決定（1953年5月）	29
第3章 最初の外貨危機と1953～56年度コンサルテーション	31
1 1953～54年の外貨危機	31
(1) 外貨危機とその対策	31
(2) 外貨危機からの脱出	40
(3) ポンド問題と日英支払協定	44
2 1953年度コンサルテーション	50
(1) コンサルテーションの経緯	50
(2) 輸出振興外貨制度	52
3 1954年度コンサルテーション	55
(1) コンサルテーションの経緯	55
(2) 輸出促進策	58
(3) 輸出入リンク制	61

(4) バーター（求償）貿易	66
(5) 西欧諸国の交換性回復への動きと APU（アジア決済同型）構想	69
4 1955 年度コンサルテーション	74
(1) コンサルテーションの経緯	74
(2) オープン勘定貿易	78
5 国際収支の均衡と 1956 年度コンサルテーション	87
(1) 国際収支の均衡と数量景気	87
(2) コンサルテーションの経緯	92
(3) 対米貿易摩擦	96

第 4 章 1957 年外貨危機から岩戸景気へ — 1957~58 年度コンサルテーション 101

1 外貨危機と IMF 借入	101
(1) 引締め政策への転換の遅れ	101
(2) IMF、米輸出入銀行 (EXIM) 借入	106
2 1957 年度コンサルテーション	110
(1) コンサルテーションの経緯	110
(2) 1957 年の引締め政策について	113
3 1958 年度コンサルテーション	116
(1) 輸出振興対策の変容	116
(2) 東南アジア貿易	123
(3) 外貨予算編成と緩和政策への転換	129
(4) コンサルテーションの経緯	134

—— 以上 (上) ——

第 5 章 貿易・為替自由化 — 1959~60 年度コンサルテーション

第 6 章 8 条国への移行 — 1961~63 年度コンサルテーション

おわりに

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

—— IMF と日本：1952～64 年 ——

浅 井 良 夫

はじめに

1952 年 8 月の IMF (International Monetary Fund, 国際通貨基金) 加盟から、1964 年 4 月の IMF 8 条国移行までの歴史過程を、高度成長前半期の対外経済政策および国内経済政策との関連において叙述することが本稿の課題である。

ブレトンウッズ体制 (IMF=GATT 体制：1945～71 年) のもとで、加盟国の政策担当者は、完全雇用（対内均衡）と国際収支の均衡（対外均衡）の 2 つの政策目標の間の衝突を回避しつつ、経済成長と貿易拡大を図った¹⁾。

2 つの政策目標の間の矛盾を緩和するため、多角的貿易・決済システムの再建に際して、IMF, GATT は、為替・貿易の制限撤廃の原則に、重大な例外を設けた。その例外とは、①世界的なドル不足が解消するまで、経常取引に関する制限を認めたこと (IMF の「過渡期条項」), ②資本移動の自由を原則とはせず、資本取引の制限については各国に判断が委ねられたこと、③国内産業への打撃を軽減するために、自由貿易原則に例外 (GATT のエスケープ・クローズ等) が設けられたことである。

IMF が加盟国との間で毎年実施する IMF 14 条コンサルテーション（年次協議とも言う）は、IMF の政策と国内経済政策との調整の場であった。IMF は、基本的に对外均衡を優先させたが、IMF の意向は、コンサルテーション等を通じて国内に伝えられた。国内では、IMF の方針や要請への対応をめぐり政

1) Robert G. Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press, 1987 (佐藤誠三郎・竹内透監修 大蔵省世界システム研究会訳『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社, 1990 年). 日本政府は、1955 年 12 月決定の「経済自立 5 カ年計画」で、公に完全雇用と国際収支均衡を政策目標として掲げた。

策担当者間の調整が図られた。IMFの方針は、圧力なしで加盟国に受け入れられたわけではない。加盟国が外貨危機に陥り、IMFに支援を求める場合には、IMFは条件を課し、より強い圧力を加えることができた（コンディショナリティ）。

本稿では、IMFコンサルテーションの分析を通じて、国内政策と対外政策の接点に光を当てたい。従来の国際通貨・為替制度研究は、国内の経済・産業政策にはほとんど関心を払って来なかった。本稿のアプローチは、これまでの研究史に、新たな知見を付け加えることができるものと考える。

日本のIMF8条国への移行は、高度経済成長期のエポック・メイキングな事件であるにもかかわらず、実証的研究は皆無に近い。14条コンサルテーションに関しては、伊藤正直による概説が存在するだけである²⁾。為替自由化と表裏一体の関係にある貿易自由化については、仙波恒徳が克明な叙述を行っている³⁾。仙波の研究は、為替政策やコンサルテーションを直接の対象としていないが、本稿が前提とする貴重な先行研究である。また筆者自身も、『昭和財政史—昭和27~48年度—』第12巻で、為替自由化・IMF8条国移行を扱ったが、8条国移行交渉（=14条コンサルテーション）については、断片的にしか触れることができなかつた⁴⁾。

本稿では、8条国移行交渉およびIMF借入を経糸とし、国内の経済政策、産業政策、貿易・為替政策を横糸としてクロノロジカルに叙述する。

第1章ではIMFの制度（コンサルテーションやIMF借入の仕組み）を、第2章では日本の為替管理制度を概説的に述べ、本稿が対象とする時期の国際通貨・為替制度の基本的な枠組みを示す。第3章以下では、1952年のIMF加盟から1964年の8条国移行までのコンサルテーションを分析する。

2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第11巻（国際金融・対外関係事項（1）），東洋経済新報社，1999年，第2章第2節「IMF（国際通貨基金）」（伊藤正直執筆）がある。

3) 通商産業省編『通商産業政策史』8，通商産業調査会，1991年，第2章第1節～第3節（仙波恒徳執筆）。貿易自由化に関する概説のなかでは、中北徹「貿易と資本の自由化政策」香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革』東京大学出版会，1993年が、もっとも簡潔に纏まっている。

4) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第11巻（国際金融・対外関係事項（2）），東洋経済新報社，1992年，第2章。

第1章 IMF の活動－為替制限撤廃と短期融資

1 14条コンサルテーション

(1) 一般的義務と過渡期の例外

1950年代の IMF IMFは、「経常取引に関する多角的支払制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外国為替制限の除去を援助すること」(IMF協定第1条)を目的に、1945年12月27日に設立され、1947年3月に活動を開始した。

第2次大戦後の国際通貨システムは、当初の意図と、1950年頃の完成形態とでは大きく異った。ブレトンウッズ会議では、各国が伸縮可能な為替レートを通じ、自律的にマクロ政策を実施できるような、すべての加盟国にとって対称的なシステムが想定された。

しかし、1950年頃に成立したのは、ドルを基軸通貨とする非対称的な固定為替レート制(=金ドル本位制)であった。ブレトンウッズ会議の際の、①調整可能な平価(=アジャスタブル・ペッグ制)、②多角的決済システム、③IMF融資による国際流動性の供給の原則は、①固定ドル本位制、②通貨交換性回復に対する当面の猶予、③アメリカ政府による国際流動性供給の原則に置き換わった⁵⁾。

1950年頃に成立した固定ドル本位制は、マッキノンが、「マーシャル・ドッジ固定ドル本位制」と名付けたように、マーシャル援助、ガリオア・エロア援助等のアメリカの対外援助に支えられて、はじめて機能することができた⁶⁾。その後も、1950年代を通じて、国際流動性の不足(「ドル不足」)は、アメリカ政府の経済援助や軍需支出(海外基地における消費や、域外調達)によって埋め合わされた⁷⁾。民間の国際金融・資本市場が本格的に動き出すのは、ドルの一元的支配が揺るぎ始めた1960年代のことである。

こうしたなかで、IMFは、資金量が少なかったために、国際流動性を十分

5) 山本栄治『国際通貨システム』岩波書店、1997年、pp. 79-104。

6) ロナルド・I・マッキノン(日本銀行「国際通貨問題」研究会誌『ゲームのルール』ダイヤモンド社、1994年、「日本版の読者へ」p. 9。

7) 山本栄治、前掲書、pp. 90-93。

に供給できなかつたが、為替自由化政策を通じて、基軸通貨ドルを中心とする多角的決済システムの樹立の面で、重要な役割を果した⁸⁾。

8条の一般的義務 加盟国の一般的義務を定めたIMF協定の第8条には、①経常的支払に対して制限を課さないこと（第2項）、②差別的通貨取極または複数通貨措置を行わないこと（第3項）、③外国保有の自国通貨残高に交換性を付与すること（第4項）の3つの義務が掲げられている。

IMF協定制定当時の世界的なドル不足を考慮して、加盟国には、「戦後の過渡期」に限り、一般的義務の履行が免除され、国際収支上の理由にもとづく為替管理・為替制限を維持することが認められた（第14条）。この「過渡期条項」にもとづいて為替制限を実施する国をIMF14条国、8条に規定された一般的義務を受入れ、為替制限を撤廃した国をIMF8条国と呼ぶ。

過渡期はIMF業務開始から5年間（1952年まで）で終了することが予定され、過渡期が終了した後は、8条国移行を促すために、IMFは加盟国との間で、為替自由化のための年次協議（IMFコンサルテーション）を行なうこととされた（第14条第4項）。

1952年から14条国に対するコンサルテーションが始まったが、IMFは、まだ加盟国が為替制限を撤廃する条件は整っていないと判断し、為替制限撤廃に関して漸進主義の方針をとった。

8条国は1946年のIMF発足当初、アメリカを始め4カ国にすぎず、その後の増大のペースも緩慢であった。表1に見るように、1946～53年の時期に新たに加わった国は、すべて南北アメリカ大陸の国であり、1955～60年には、8条国に移行した国は存在しなかつた。1960年代の前半に、先進国の8条国移行ラッシュが起きた。1961年2月に西欧9カ国が移行したのを皮切りに、1961～65年の時期に計18カ国が8条国に加わった。日本が8条国に移行したのは、1964年4月であった。

「過渡期」の終了は、西欧主要国が8条国へ移行した1961年3月と見ること

8) 1950年代にIMFが、国際機関としてどの程度の自立性を持っていたかについては、慎重な検討が必要であるが、ドルの圧倒的な力を考えれば、IMFがアメリカの強い影響下にあったという評価は揺るがないであろう。なお、矢後和彦「戦後再建期の国際決済銀行——ペール・ヤコブソンの軌跡から——」秋元英一編『グローバリゼーションと国民経済の選択』東京大学出版会、2001年は、西欧諸国の視点から、IMFのイニシアティブを再評価している。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

ができる。IMF の業務開始から 14 年も経過しており、当初の予定の 5 年間の 3 倍近い年月を要したことになる。1950 年に、為替制限の撤廃を推進する目的で設置された IMF 為替制限局 (Exchange Restrictions Department) は、1965 年に、為替通商関係局 (Exchange and Trade Relations Department) と名称が変更された⁹⁾。1965 年 4 月 1 日現在の IMF 加盟国数は 101 カ国、そのうち 8 条国は 26 カ国で、全加盟国の約 1/4 に過ぎなかったが、主要先進国すべてが 8 条国に移行したことにより、為替自由化の目標は一応達成された。

表 1 IMF 8 条義務の受諾国（1946～65 年）

受諾年	現在数	国名			
1946	0	エルサルバドル	メキシコ	パナマ	アメリカ
47	5	グアテマラ			
48	5				
49	5				
50	6	ホンジュラス			
51	6				
52	7	カナダ			
53	7	ドミニカ	ハイチ		
54	10	キューバ			
55	10				
56	10				
57	10				
58	10				
59	10				
60	10				
61	21	ベルギー	フランス	西ドイツ	アイルランド
		ルクセンブルク	オランダ	スウェーデン	イタリア
		サウジアラビア		英國	ペルー
62	21	オーストリア			
63	23	ジャマイカ	クウェート		
64	25	日本	ニカラグア		
65	26	コスタリカ	オーストラリア		

[注] 1. 8 条国現在数は 4 月 1 日現在。

2. キューバは 1964 年に IMF を脱退。

[出所] Margaret G. de Vries & J. Keith Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-1965*, Vol. 2, IMF, 1969, p. 248, p. 292 より作成。

9) Margaret G. de Vries & J. Keith Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-1965*, Vol. 2, IMF, 1969, p. 293.

（2）コンサルテーションの概要

14条コンサルテーション 8条の一般的義務の免除は、IMFの業務開始（1947年3月）から5年間（1952年3月まで）は、すべての加盟国に対し、無条件で認められた。5年経過後は、IMFと加盟国の間で年次協議（IMF consultation）が行なわれ、当該加盟国の為替制限を継続する国際収支上の理由（B. P. reason）が存在するかどうか点検された。

IMFの為替制限の撤廃への取り組みは、まず、1950年代前半に、差別的通貨取扱や複数通貨レートの廃止要請（8条第3項の義務）から始まり、1950年代末以降、経常取引に関する制限の撤廃（8条第2項の義務）に力点が移った。

IMFの関心は、1950年代前半においては複数為替レート問題に集中した。複数為替レートは、1950年代初めに、従来から採用していた中南米の一部の国々にとどまらず、フランスのような先進国も含む広範な国々へと拡大し始めていた。こうした事態はIMFを憂慮させた。IMFの判定によれば、1955年末に、加盟国58カ国中、36カ国が複数レート制ないし事実上の複数レートを実施していた¹⁰⁾。日本は、占領期に複数レートを実施したことはあったが、IMF加盟後は公式な制度としては実施していない。しかし、特別外貨割当制や輸出入リンク制などが、事実上の複数レートであると認定され、コンサルテーションにおいて、IMFから廃止を迫られることになった。

ついで、1950年代半ばに、IMFは双務支払協定の廃止に熱心に取り組み始めた。双務支払協定は、1950年代半ばまで「ドル不足」回避の便法として多用されていた。IMFは、みずからの掲げる多角主義の原則と対立する双務主義の廃止に、1955年以降、力を注ぐことになる。

IMFが為替自由化政策の核心である経常取引に関する為替制限の撤廃（「為替自由化」）に乗り出したのは、時期的にはかなり遅く、1958年以降のことである。外貨予算にもとづく日本の外貨割当制に対し、IMFが厳しい態度で臨むようになったのも、1950年代末からである。

8条国移行の勧告 IMF理事会が、コンサルテーションの結果、もはや為替制限を行う国際収支上の理由（B. P. reason）がないと判断した場合には、IMFは残存為替制限の撤廃（すなわち8条国への移行）を勧告する。つぎに、勧告を受け

10) Margaret Garritsen de Vries, *The IMF in a Changing World 1945-85*, IMF, 1986, p. 24.

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

た国は、IMF に対し、8 条義務を受諾する旨の通告 (notice) をする。勧告を受けてから 8 条義務受諾の通告をするまでの期間は、通例、1 年程度である。このように、手続上は、加盟国が自発的に 8 条国へ移行するのが原則であった。日本に対する IMF 理事会の判定は、1963 年 2 月 6 日になされた。

GATT（貿易及び関税に関する一般協定）は、第 11 条で「数量制限の一般的廃止」を謳っているが、IMF と同様、国際収支上の理由による輸入制限を認めていた（第 12 条）。国際収支上の理由により輸入制限を実施している国は、原則として毎年 GATT と協議を行なうことが定められていた。協議は、IMF コンサルテーションほど詳細ではなく、数カ国をまとめて一時期に実施する方式がとられた¹¹⁾。

IMF 8 条と GATT 11 条とは実質的に同一の内容なので、IMF 加盟国が 8 条国に移行すると同時に、GATT 11 条の適用を受ける。GATT は、国際収支上の理由の有無についての判定を独自には行なわず、IMF の判定が下れば、それを自動的に適用するのが慣例であった。日本の場合は、IMF から B. P. リーズンなしの判定を受けた直後の、1963 年 2 月 20 日に GATT に対し 11 条国への移行を通告した¹²⁾。

コンサルテーションの時期と参加者　日本が IMF に加盟した 1952 年 8 月には、すでに IMF 設立から 5 カ年を経過していた。そこで、加盟時から日本にはコンサルテーションを受ける義務が発生し、1953 年 6 月に、第 1 回の対日コンサルテーションが実施された。14 条国時代に合計 11 回（1953 年～63 年）の対日コンサルテーションが行なわれた¹³⁾。

コンサルテーションは、IMF が年間のプログラムを立てて、14 条国すべてに対して順次実施する。対日コンサルテーションは、1953 年から 1961 年は夏に、1962 年と 1963 年は 11 月に開催された。開催地は、1954 年から 1959 年までは東京とワシントンとで交互に行なわれ¹⁴⁾、その後 1960 年から 1963 年には

11) 内田宏・堀太郎『ガット一分析と展望一』日本関税協会、1959 年、pp. 59-60。

12) 大蔵省関税局国際課『ガットと日本 1964』日本関税協会、1964 年、pp. 28-29。

13) IMF 発足当初は、コンサルテーションは 14 条国に対してのみ実施されるものとの了解があったが、1960 年以降は、8 条国に対してもコンサルテーションが行なわれるようになつた（谷岡慎一『IMF と法』信山社、2000 年、p. 97）。

14) 東京とワシントンで交互に行なう理由について、IMF 当局は、①コンサルテーションを

連続して東京が開催地となった（表2）。

東京で開催される場合は、IMFからスタッフ・チーム（IMF調査団）が派遣され、約2週間にわたり、日本側と協議した。IMFのスタッフ・チーム¹⁵⁾は、アジア局と為替制限局のスタッフ計3~5名で構成され、さらに、日本出身のIMF理事がオブザーバーとして加わった。日本チームは、大蔵省、経済企画庁、通産省、外務省などの関係省庁および日本銀行のスタッフにより構成され、大蔵省為替局¹⁶⁾が中心となった。日本側代表は大蔵省為替局長であった¹⁷⁾。

ワシントンで開催される場合は、IMF側はアジア局と為替制限局のスタッフ数名（東京で開催される時よりも人数が多い）によって構成された。日本側チームは、駐米日本大使館、大蔵省、通産省、経済企画庁、日本銀行のスタッフにより編成され、日本側代表は駐米公使（財務参事官）であった¹⁸⁾。財務参事官は、大蔵省から日本大使館への出向者であった。

IMF側で、対日コンサルテーションに関係した中心的人物は、アーヴィング・フリードマン（Irving S. Friedman）と、ヘンリー・マーフィー（Henry Clifford Murphy）である¹⁹⁾。フリードマンは、1915年生まれのアメリカ人で、コロンビア大学で学位取得後、財務省勤務等を経て、1946年にIMFスタッフとなった。為替制限局長として、日本の8条国移行の交渉に当った。マーフィーは、1905年生まれのアメリカ人で、カリフォルニア大学（ロスアンゼルス校およびバークレー校）卒業後、金融機関を経て、財務省調査統計局に勤務。1949年にIMF

当該国だけで行なうのは好ましくない、②ワシントンで行なえば、多数のIMF職員が日本側と話し合う機会が持てると説明した（「本年度IMFコンサルテーションに関する湯本理事書簡について」（昭和30年6月2日）【日本銀行渉外部『国際通貨基金』昭和30年 日本銀行金融研究所保管資料 A4862】）。

- 15) 新聞・雑誌では、IMF調査団と呼ばれていたが、本稿では、スタッフ・チームという呼称を用いる。
- 16) 大蔵省為替局は、IMF8条国移行後の1964年6月に国際金融局に編成替えされた。
- 17) 日本で開催される場合、大蔵省では、為替局が交渉に当り、財務参事官は、IMFとの交渉には直接関係しなかった（賀屋正雄「昭和35~36年の為替局行政」（昭和56年2月25日）p. 32）。
- 18) 東京で開催されるときは、大蔵省の主導で行われるのに対し、ワシントンで開催されるときは、現地大使館（外務省）が主催した。大蔵省は、この点を不満とし、1959年から、ワシントンで開催される場合も、大蔵省主導の形に改めさせた（「出張報告」（昭和34年7月15日 財務調査官 吉岡英一 [旧大蔵省資料]）。
- 19) 日本銀行渉外部『国際通貨基金』昭和31年中【日本銀行金融研究所保管資料 A4863】。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

表 2 14 条国時代の IMF 対日コンサルテーション

		年次	場所	日程	IMF 側出席者
1	1953	東京		6 月 28 日～7 月 9 日	コクラン副専務理事、フリードマン為替制限局長、リヤン極東部長、ヴィチン為替制限局員、デルソーラ為替制限局顧問、湯本武雄理事（オブザーバー）
2	1954	東京		8 月 2 日～12 日	マーфиー・アジア局次長、ワン為替制限局員、神代鎌忠アジア局極東部次長、湯本武雄理事（オブザーバー）
3	1955	ワシントン		7 月 25 日～30 日	フリードマン為替制限局長、ディ、マーфиー・アジア局次長、ワン為替制限局員、リヤン極東部長、神代鎌忠アジア局極東部次長、ワシントン極東部長、マーфиー・アジア局次長、湯本武雄理事（オブザーバー）
4	1956	東京		6 月 16 日～28 日	フリードマン為替制限局長、マーфиー・アジア局次長、ナヴェカーニ・アジア局員、湯本武雄理事（オブザーバー）
5	1957	ワシントン		7 月 17 日～25 日	フジ・アジア局長、ジョーンズ為替制限局長代理、デフリース極東部次長、神代鎌忠アジア局極東部次長、ナヴェカーニ・アジア局員、ワン為替制限局長、渡辺武理事（オブザーバー）
6	1958	東京		6 月 23 日～7 月 1 日	ジョーンズ為替制限局次長、神代鎌忠アジア局極東部次長、ナヴェカーニ・アジア局員、渡辺武理事（オブザーバー）
7	1959	ワシントン		6 月 1 日～10 日	マーфиー・アジア局次長、ヘッパート・アジア局長代理、神代鎌忠アジア局極東部次長、ワシントン貿易支局員、ナヴェカーニ・アジア局員、渡辺武理事（オブザーバー）
8	1960	東京		7 月 4 日～18 日	サブカーニ・アジア局長、神代鎌忠アジア局極東部次長、ナヴェカーニ・アジア局員、カーケイッド為替制限局員、渡辺武理事（オブザーバー）
9	1961	東京		6 月 21 日～30 日	フリードマン為替制限局長、ガナンバート・アジア局極東部次長、田中啓二郎アジア局員、鈴木源吾理事（オブザーバー）
10	1962	東京		11 月 5 日～17 日	フリードマン為替制限局長、鈴木源吾理事（オブザーバー）他
11	1963	東京		11 月 11 日～22 日	フリードマン為替制限局長、アーレンドルフ・アジア局極東部次長、エバンス法律部法律調査官、藤岡真佐夫アジア局日本担当官、鈴木源吾理事（オブザーバー）

[出所] 各年次 IMF Consultation Paper 等より作成。

に入り、アジア局次長に就任した。

議題と質問事項 コンサルテーションの前に、IMF事務局は加盟国に、あらかじめ議題と質問事項を示す。議題、質問項目は、毎年ほぼ同じであり、大きく変わることはない。

日本側は、コンサルテーションの開催までに、質問書への回答をIMFに提出する²⁰⁾。

議題は、「経済情勢」(Economic Developments)と「制限制度」(Restrictive System)の2つの部分に分かれており、「経済情勢」では、景気、財政金融政策、国際収支などのマクロ経済情勢が、「制限制度」では、前年度のコンサルテーション以後の為替制限の緩和状況が論議の対象となる。

一例として、1959年度の対日年次協議の議題を以下に掲げておく²¹⁾。

日本に対する1959年次協議議題

I 経済情勢

1 景気後退期及び回復期における経済情勢。

景気上昇の背後にある諸要因。

財政金融政策の根本方針とその役割。

財政の散超と公定歩合の引下げ。

景気回復の程度とその回復の型。

2 需要、生産及び雇用の見通し。

日本銀行の金融政策の現状と展望。

1959会計年度予算とそれが金融に与える効果。

3 1958年における国際収支の改善。その1959年における見通し。輸出競争力と輸出振興措置。

輸入需要の見通し。予想される主要諸通貨の交換性回復が貿易に与える影響。

適正外貨準備及びその構成。

II 制限制度

昨年中の諸制限の推移、とくに欧洲主要通貨の交換性回復に伴う変更に言及すること。諸制限及び差別取扱に関する現在の政策。リテンション・クオータ

20) 回答は、各省（大蔵省主計局、理財局、銀行局、為替局、通産省、外務省、経済企画庁）および日銀が分担して作成する。

21) 旧大蔵省資料。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

制度、リンク制度及びバーター貿易。

双務主義。

残存する双務支払協定に関する政策及び双務協定国以外との諸国との間の貿易及び支払協定の双務的性格（局面）。

中共及びソ連ブロックとの貿易支払関係。

IMF のスタッフ・レポートと勧告案 コンサルテーションは、前半の日程で、経済情勢、財政金融政策、産業活動等について、マクロ経済的な観点から討議が行なわれる。後半の日程で、為替制限の緩和について、検討がなされる。為替自由化、外貨割当制（外貨予算）、双務支払協定、「マイナーな為替制限措置」（リテンション・クオータ制、輸出入リンク制、バーター取引など）が論議の対象となつた。

IMF スタッフ・チームは、コンサルテーションの結果を、報告書に纏め、理事会に提出する。報告書は、「スタッフ・レポート及び勧告」と「背景説明」（Background Material）の2部構成になっており、第2部の「背景説明」は、コンサルテーションの前に作成され、第1部は、コンサルテーションの討議を踏まえて書かれる。

IMF スタッフ・チームの報告書の構成を、1959年を例にとって、以下に示す。

第1部 スタッフ・レポートおよび勧告——1959年コンサルテーション

I 序論

II IMF と日本との関係

III 討議の報告

IV スタッフの評価

V 勧告

第2部 1959年コンサルテーションのための背景説明

I 要約

II 経済情勢

III 制限制度

IMF 理事会は、スタッフ・チームの勧告案を審議し、決定する。スタッフ

・チームの原案を、理事会が大幅に書き換えることはないが、部分的な修正は行われる。

コンサルテーションに対する日本側の受けとめ方 14 条国時代の日本政府・日銀にとって、IMF コンサルテーションは重要な年中行事であった。為替自由化の頃のコンサルテーションの雰囲気について、当時、大蔵省から IMF に出向していた藤岡真佐夫は、「IMF との関係がいまとは雲泥の違いなんですね。いま IMF の団長が来ましても、せいぜい課長か課長補佐ぐらいが相手にしているわけですけど、当時は、IMF のミッションは日本の各大臣に会ったりもいたしましたが、為替局長みずから非常に丁重にもてなししておりました。」²²⁾ と語っている。

政府や日銀は、当初から、IMF コンサルテーションを重視していたものの、1950 年代にはまだ一般的の注意を引く事柄ではなく、新聞の片隅で報道されたにすぎない。マスコミが IMF コンサルテーションを大々的に取り上げ、世間の注目を集めたのは、貿易・為替自由化が人口に膾炙するようになった 1960 ~64 年の時期であった。

コンサルテーション関係史料 IMF の対日コンサルテーションに関する基本史料は、以下の通りである。

- ① IMF の日本政府に対する質問事項
- ② 日本政府の回答書
- ③ 対日コンサルテーション議事録
- ④ IMF スタッフ・レポート（含 対日勧告案）
- ⑤ IMF 理事会議事録
- ⑥ IMF 対日勧告

上記の①～⑥のなかで、要となる史料は、⑤の IMF スタッフ・レポートである。この史料により、コンサルテーションの全容を把握することが可能である。議事録も併用すれば、コンサルテーションの場での遣り取りを、詳細に知ることができる。本稿の執筆に際しては、1954～63 年度のスタッフ・レポー

22) 賀屋正雄（元為替局長）「昭和 35 年～36 年の為替局行政」（昭和 56 年 2 月 25 日）における、藤岡の発言（p. 30）。

トと、1956～61 年度および 1963 年度の議事録、その他、政府、日銀が作成した内部文書を蒐集することができた。

2 IMF 融資

(1) 融資の仕組みとコンディショナリティ

融資の仕組み 国際収支が悪化した際に、加盟国からの要請を受けて IMF が行なう短期の貸付は、IMF の基本的な機能である（IMF 協定第 5 条）。世界全体の「ドル不足」の規模と対比すれば、IMF の流動性供給の規模は小さかったが、日本が、1950 年代から 1960 年代前半に、IMF から受けた短期信用（スタンダバイ・クレジットも含む）によって 4 度にわたり国際収支危機を乗り切ったことを見ても、IMF の役割は決して小さくはない。

当時の IMF の信用供与は、借入とスタンダバイ・クレジットの 2 種類である。以下、その仕組みを簡単に説明しておきたい。

IMF からの借入（引出しとも呼ばれる）は自国通貨を対価にした、IMF からの外貨の買入れの形式で行なわれる。借入の主体は、加盟国が指定する公的機関であり、民間の為替銀行が借り入れることはできない。借入限度は割当額（クオータ）の 125% であるが、借入額が増えるにつれて、段階的に条件が厳しくなる。

加盟国は、加盟時にクオータの、25% を金で、75% を自国通貨で出資する²³⁾。IMF は、規定上、加盟国のクオータの 200% まで、当該加盟国の通貨を保有できる。加盟国は、すでに割当額の 75% を自国通貨で出資しているので、残りの 125% まで、自国通貨と交換に他の加盟国通貨を借り入れることができる。したがって、実質的な借入限度はクオータの 125% である。

借入限度の 125% は、5 段階に区分される。金による出資分に相当する 25% はゴールド・トランシュと呼ばれ、この限度まで加盟国は、無条件に借り入れることが出来る²⁴⁾。残りの借入枠 100% はクレジット・トランシュと呼ばれる。クレジット・トランシュは 25% ずつ 4 段階に分けられ、第 1 段階から第 4 段

23) 日本の加盟時のクオータは 2 億 5000 万ドル、増資により、1959 年に 5 億ドル、1966 年に 7 億 2500 万ドル、1970 年 12 億ドルとなった。

24) ゴールド・トランシュが無条件で引き出せるという原則は、1952 年の理事会で決った（谷岡慎一『IMF と法』信山社、2000 年、p. 76）。

階へ進むに連れて、加盟国に厳しい貸出条件が課せられる。ただし、第1クレジット・トランシュは、1955年以降、ほぼ無条件で引き出せることになった²⁵⁾。

さらに、他の加盟国が自国通貨を引き出した場合には、無条件に借り入れられる限度は、その分だけ拡大する。この部分を、スーパー・ゴールド・トランシュと呼ぶ。

スタンダバイ・クレジットは、即時の引出しとは異なり、あらかじめ一定の引出枠（クレジット・ライン）を設け、定められた期間内（6ヵ月ないし1年）に必要が生じた場合に隨時引出しが認められるという保証である。1952年に初めて設けられ、①期限は6ヵ月以内、②自動的に貸出の更新はしない、というルールが定められた。1953年、1959年には、条件が緩和され、6ヵ月以上の延長も可能となった。IMF協定にスタンダバイ・クレジットが明記されたのは、1978年改正時であった²⁶⁾。

コンディショナリティ²⁷⁾ IMFコンディショナリティ（IMF conditionality）とは、IMFから借入を行なう際に、国際収支不均衡を是正するために加盟国に対して課せられる経済政策目標である。加盟国はゴールド・トランシュは自動的に引き出せるので、コンディショナリティはクレジット・トランシュまで引き出す場合にのみ課せられる。

コンディショナリティは、IMF規約には規定がなく、実際の必要に応じて形成されてきた慣習である。1952年10月に、IMFがスタンダバイ取極を新たに実施することになった際に、IMFが借入国の経済状況、経済政策を審査することが明記された。さらに、1954～57年に、ペルー、チリ、パラグアイとのスタンダバイ取極を結ぶ過程で、取極の様式が整備された。

具体的な調整措置（コンディショナリティ）は、趣意書（letter of intent）に成文化され、IMFに提出される。趣意書は、加盟国政府（日本の場合には大蔵大臣）からIMF専務理事宛の資金利用要請書の形式をとり、1958年以降、スタンダバイ取極に添付されるようになった。

25) 谷岡、前掲書、p.76。

26) 谷岡、前掲書、pp. 253-257。

27) 以下、大隈宏「IMFコンディショナリティの歴史的展開」『成城法学』第27号（1988年3月）および谷岡、前掲書、第6章第2節による。

コンディショナリティには、対外均衡を重視する IMF の立場が反映される。具体的には、IMF は加盟国に対して、金融・財政面の緊縮政策を求めることがある。国内の経済主体から、生産・雇用の維持等（対内均衡）を求める政治的压力がかかるので、一般に加盟国政府は、IMF コンディショナリティを好みない。加盟国の政府や中央銀行は、IMF が過度の緊縮政策を強いること、加盟国側の政策の自由度が奪われることを警戒する。たとえば、1962 年と 1964 年に日本がスタンダバイ・クレジット取極を結んだ際には、「予算編成にあたって必要以上に手をしばられる形になることを懸念」して、予算案の概算閣議（両年とも前年の 12 月 28 日）後に IMF に対して申請する方策が講じられた²⁸⁾。

（2）日本の IMF 借入

日本の借入実績 高度成長期の前半期に日本は、3~4 年ごとの大きな景気変動を経験した。政府・日銀は、国際収支が悪化すると引締め政策を実施し、国際収支が改善すると緩和政策を行なうという、ストップ・アンド・ゴー政策を実施した。1960 年代初めに短資流入が盛んになると、ストップ・アンド・ゴーは、金本位制的な自動的な形から、政府・日銀による操作が可能な形態に変化した。

経済成長の追求が優先目標とされたために、政府は外貨準備をできるだけ切り詰め、引締めへの転換を遅らせようとした。綱渡り的な政策の結果、外貨危機の発生を免れることができず、IMF、米輸出入銀行（EXIM）、世界銀行（IBRD）、アメリカの市中銀行などに駆け込む事態に立ち至った。14 条国時代に、日本は 1953 年、1957 年の 2 回、IMF からの借入を行ない、1961 年と 1964 年の 2 回、スタンダバイ・クレジットの契約を結んだ（表 3）。

国際収支不均衡の是正手段 国際収支の不均衡（赤字）を是正する手段には、マクロ経済政策（財政金融政策）と、その以外の政策がある。

IMF は、加盟国は財政金融政策による国内総需要の抑制を通じて国際収支

28) 1962 年の際は、1962 年 1 月 9 日に申請、1964 年の際は、1964 年 2 月 28 日に申請した（「IMF スタンダバイ取極について」（昭和 42 年 11 月 7 日 国金）大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27~48 年度—』第 18 卷、p. 194）。

を改善すべきであり、為替政策²⁹⁾や通商政策による人為的な輸入制限・輸出促進は行うべきではないというのが基本的姿勢であった。

マクロ政策の面では、IMFは日本側に、①金融政策だけに依存することなく、財政政策も活用すること、②信用割当（窓口指導）は金融政策としては適

表3 日本によるIMF資金の利用

(単位 100万ドル)

IMF資金の引出

	取引日	引出金額	引出通貨	円貨買戻し額	使用通貨
1953年	1953年 9月 8日	14.0	英ポンド		
	11月13日	36.4	英ポンド		
	12月 4日	12.0	英ポンド		
		(小計62.4)			
	12月18日			61.6	米ドル
	12月21日	61.6	英ポンド		
	1955年12月 5日			32.4	米ドル
	12月27日			30.0	米ドル
		(計124.0)		(計124.0)	
1957年	1957年 7月 2日	75	米ドル		
	8月12日	50	米ドル		
	1958年 9月25日			62.5	米ドル
	11月28日			62.5	米ドル
		(計125.0)		(計125.0)	

IMFスタンバイ・クレジット

	締結日	取極め額	期間	満期
1962年	1962年 1月19日	305	1年間	1963年 1月18日
1964年	1964年 3月11日	305	1年間	1965年 3月10日

- [注] 1. 1953年は、当初3回の引出額計6,200万ドルについて、いったん買戻しを行った。したがって、引出額合計は1億2400万ドル（クオータの50%）となるが、途中、米ドルによる買戻しを行なったため、すべてゴールド・トランシュの範囲内の引出で処理した。
 2. 1957年は、合計1億2500万ドルを引き出した結果、ゴールド・トランシュと第1クレジット・トランシュを使用した。
 3. 1962年と、1964年においては、取極め額全額を引き出せば、第1クレジット・トランシュまで引き出すことになるが、実際には、引出は行われなかった。

[出所] 「わが国のIMF資金利用状況」[財政省資料]。

29) 為替政策(exchange policy)は、現在では、もっぱら為替レートの変更を意味するが、本稿では当時の用語法に従って、為替制限政策も含める。

切ではなく、正統な金利政策を用いること、③公開市場操作、準備預金制度を導入し、政策手段を多様化することを求めた。なお、固定為替レート（1ドル＝360円）は動かせない前提という暗黙の了解が成り立っていたので、14条国時代に IMF と日本との間で為替レートの変更がとりあげられたことはない。

14条国時代には、貿易は入超傾向であり、輸入を抑制し、輸出を拡大するために為替政策、通商政策が動員されたが、IMF は、マクロ経済政策以外の手段を用いて、国際収支の改善を図ることには否定的であった。

日本の 14 条国時代に用いられた輸出促進、輸入抑制手段は、以下の通りである。

I 輸入抑制策

① 外貨予算の編成： 外貨予算の輸入外貨割当の総額ないし品目別金額を縮小することにより、輸入を抑制する。外貨割当は、事実上の数量制限であり、直接的な輸入制限である。

② 輸入担保率の引き上げ： 輸入担保制度は、思惑による輸入を防止するために、輸入者に対して輸入申請額の一定割合の輸入担保金を課す制度である。輸入抑制の必要がある場合には、輸入担保率の引上げが実施される³⁰⁾。14条国時代においては、1954年1月～1956年4月、1957年6月～1958年5月、1961年9月～1962年12月、1964年3月～1965年4月の4回にわたり、国際収支対策の一環として輸入担保率が引き上げられた³¹⁾。

③ 輸入ユーザンスの制限： ユーザンス適用品目の削減、適用期間の縮小を通じて、輸入貿易に対する短期信用を制限し、輸入の抑制を図る。

④ 輸入信用状の抑制： 為銀に対して輸入信用状開設予定高の報告を求めるなどの行政指導を通じて、輸入信用状の開設を抑制する。

⑤ 日銀の輸入優遇金融の縮小： 輸入決済手形制度、別口外国為替貸付制度、スタンプ手形制度など日銀の制度金融の廃止・縮小を通じて、輸入を抑制する。

⑥ 為銀への預託外貨の引揚げ： 大蔵省の為銀への預託外貨（MOF 外貨預金）の引揚げを通じて、為銀が貸付可能な外貨資金量を減らし、輸入を抑制する。

⑦ 為銀の現地貸付枠の縮小： 為銀海外支店の貸付額を制限することにより、

30) 輸入担保制度は、1972年11月に廃止された。

31) 『日本銀行沿革史』第5集第18巻、p. 461。

商社の海外支店の現地における輸入物資の調達を抑制する。

⑧ 関税の引上げ： 外貨予算による数量制限が存在したので、14条国時代には関税制度はあまり機能していなかった。

II 輸出促進策

外貨危機の際に動員されたのは、主として輸入抑制策であった。輸入抑制策が速効性があるのに対し、輸出促進策は、一部の政策を除き、短期的な効果は期待できない。また輸出促進策は、外貨危機の際に限らず、恒常的に実施されていた。以下には、国際収支緊急対策の一環として採られた政策のみを示す。

- ①租税特別措置の拡大（輸出所得控除の拡大等）。
- ②日銀の輸出優遇金融（輸出前貸手形制度等）の拡大。
- ③日本輸出入銀行の貸出金利の引下げ。
- ④輸出保険制度の改善。
- ⑤輸出入リンク制の拡大。
- ⑥輸出振興外貨制度の拡充。

3 IMF の組織

(1) IMF 年次総会

各国の代表は総務 (governor) と呼ばれ、総務会 (Board of Governors) が IMF の最高議決機関である。日本は、大蔵大臣を総務、日本銀行総裁を総務代理に当てている。総務会は、年1回の年次総会と特別会を開催する。

IMF の年次総会（総務会）は、世銀と合同で、毎年1回、9月から10月初めに開催される。開催地は2年続けてワシントンの後、3年目は別の場所というサイクルで行なわれるが、このサイクルは1953年以降に定着したものである（表4）。

年次総会には、日本からは蔵相が赴き、総会で演説を行うのが恒例である。年次総会には、各国の政府首脳（蔵相等）、中央銀行総裁、IMF・世銀スタッフが一堂に会するので、種々の外交交渉を行なうには絶好の機会でもあった。1950年代から1960年代初めには、日本政府は世銀借款に強い関心を持っていて、IMF・世銀総会の際の日本の関心は、主として世銀との交渉にあった。ただし、1961年秋の年次総会（ウィーン）の際に、水田三喜男蔵相とヤコブソン IMF 専務理事との間で、スタンダードバイ・クレジットの下交渉が行なわれた

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

ように、総会の際の IMF との交渉の重要性を無視することは出来ない。

(2) IMF 理事会

IMF の実質的な運営は、総務会から広範な権限を委ねられた理事会が行なう。理事 (director) は、12名以上とし、IMF 拠出割当額に応じて選任される。

日本は単独で理事を出せるだけの拠出割当額を持たなかったので、ビルマ、セイロン、タイの3国と共同で理事を出していた。1952年、1954年は湯本武雄、1956年、1958年には渡辺武、1960年、1962年には鈴木源吾が理事（選任理事）として選出された³²⁾。

専務理事 (managing director) は、理事会から専任される。IMF の専務理事は歴代ヨーロッパ人が、世銀の専務理事はアメリカ人が就任するという慣習が存在する。IMF 事務局のトップである専務理事の個性は、IMF の運営に大きな

表4 IMF・世界銀行総会

次 数	年	開 催 日	開 催 地	日本代表
創立総会	1946	3月 8日～3月18日	サヴァンナ	——
第1次	1946	9月27日～10月 3日	ワシントン	——
第2次	1947	9月11日～ 9月17日	ロンドン	——
第3次	1948	9月27日～10月 1日	ワシントン	——
第4次	1949	9月13日～ 9月16日	ワシントン	——
第5次	1950	9月 6日～ 9月14日	パリ	——
第6次	1951	9月10日～ 9月14日	ワシントン	——
第7次	1952	9月 3日～ 9月12日	メキシコシティー	池田勇人蔵相
第8次	1953	9月 9日～ 9月12日	ワシントン	小笠原三九郎蔵相
第9次	1954	9月24日～ 9月29日	ワシントン	小笠原三九郎蔵相
第10次	1955	9月12日～ 9月16日	イスタンブール	一万田尚登蔵相
第11次	1956	9月24日～ 9月28日	ワシントン	一万田尚登蔵相
第12次	1957	9月23日～ 9月27日	ワシントン	一万田尚登蔵相
第13次	1958	10月 6日～10月10日	ニューデリー	佐藤栄作蔵相
第14次	1959	9月28日～10月 2日	ワシントン	佐藤栄作蔵相
第15次	1960	9月26日～ 9月30日	ワシントン	水田三喜男蔵相
第16次	1961	9月18日～ 9月22日	ウィーン	水田三喜男蔵相
第17次	1962	9月17日～ 9月21日	ワシントン	田中角栄蔵相
第18次	1963	9月30日～10月 4日	ワシントン	田中角栄蔵相
第19次	1964	9月 7日～ 9月11日	東京	田中角栄蔵相

[出所] 堀江卓雄『国際通貨基金の研究』岩波書店、1962年、pp.165-166等より作成。

32) 日本国税協会編『IMFと日本（改訂版）』日本国税協会、1964年、p.210。

影響を及ぼす。専務理事は、1946～51年がゲート（Camill Gutt, ベルギー人）、1951～56年がルース（Ivar Rooth, スウェーデン人）、1956～63年がヤコブソン（Per Jacobsson, スウェーデン人）、1963～73年がシュヴァイツァー（Pierre-Paul Schweitzer, フランス人）であった。

ヤコブソンは、IMFの活動を活性化させるうえで大きな役割を果した人物であり³³⁾、日本の為替自由化の時期は、ヤコブソンが専務理事であった時期とほぼ重なる。

第2章 為替管理の実施と IMF 加盟

1 為替管理システム

(1) 「外国為替及び外国貿易管理法」の制定

高度成長期の為替管理システムの骨格は、1949年12月に制定された「外国為替及び外国貿易管理法」（以下、外為法と略す）および1950年5月に制定された「外資に関する法律」（以下、外資法と略す）であった。日本の為替管理は、1932年の資本逃避防止法、1933年の外国為替管理法に始まったが、第2次大戦後もGHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）による全面的な統制管理が維持され、1949～50年には新たなシステムが導入された。

1948年12月、アメリカ政府は連合国最高司令官マッカーサーに対して、経済安定9原則の指示を行ない、3ヵ月以内に固定レートを設定するために、経済安定政策をただちに実施するように求めた。9原則は、アメリカが対日経済援助（エロア援助）を供与するにあたって、日本に課した条件（コンディショナリティ）であったと言える³⁴⁾。

1949年2月、ジョセフ・ドッジがGHQ/SCAP財政顧問として来日し、経済安定9原則の実施を指揮した。ドッジは9原則にしたがい、均衡予算の編成、金融引締め（復興金融金庫の新規貸出停止）を行ない、同年4月23日に1ドル＝360円レートを施行した。

33) 矢後、前掲論文、pp. 126-127。

34) 浅井良夫『戦後改革と民主主義』吉川弘文館、2001年、第4章、第5章参照。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

ドッジ・ラインの安定化政策は、国内的には統制経済から市場経済への自由化を意味したが、対外的には閉鎖的で厳格な為替管理を設け、国内市場を高い壁で隔離した。9原則の第6項は、「外国貿易統制事務を改善し、また現在の外国為替統制を強化し、これらの機能を日本側機関に引継いで差支えなきにいたるよう意を用いること」を指示し、GHQ/SCAP は、1949年2月2日、覚書「外国為替に関する件」を発して、日本政府に対して為替管理制度・機構の創設を命じた。

政府管理貿易から民間貿易への移行、外国為替管理権の GHQ/SCAP から日本政府への移管が日程に上るなかで、短期間に法案の編成作業が行われ、1949年12月1日、外為法が公布された。

法案は、GHQ/SCAP の委嘱により民間貿易再開の機構作りに協力した西ドイツ輸出入合同機構理事ローガン (W. J. Logan, アメリカ人) と、おなじく GHQ/SCAP の依頼で「日本の外国為替及び外貨貿易管理に関する報告書」³⁵⁾ を執筆した IMF のムラデック (J. V. Mladeck), ウィチン (E. A. Wichin) の意見をベースに編成された³⁶⁾。外為法制定に際して GHQ/SCAP が IMF スタッフの参加を求めたのは、将来の日本の IMF 加盟に備えるためであった³⁷⁾。

1949年に設けられた外国為替管理制度の要点は、以下の通りである。

- ① 外国為替はすべて政府が集中管理する（外貨集中制度）。
- ② 為替管理と貿易管理とを包括的、斉一的なシステムとして組み合わせる。
- ③ 外貨予算制度を採用し、計画的に外国為替を輸入物資・サービス等に割り当てる。
- ④ 二国間の貿易支払協定を拡大し、貿易の増大を図る。

35) “Report on Exchange and Trade Controls in Japan,” Nov. 18, 1949 (日本銀行金融研究所編『日本金融史資料 昭和統編』第25巻, 1996年, pp. 846-870)。邦訳は、ジャン・V・ムラデック、アーネスト・A・ウィチン「日本の外国為替及び外貨貿易管理に関する報告書」『外為』1950年4月号, 5月号。

36) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第15巻(犬田章執筆), 東洋経済新報社, 1976年, pp. 47-55, 通商産業省編『通商産業政策史』第4巻, 通商産業調査会, 1990年, 第5章第2節(西川博史執筆) pp. 209-217, 同第3節(伊藤正直執筆) pp. 346-363, 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第11巻, 東洋経済新報社, 1999年, 第2部序章(浅井良夫執筆) pp. 468-473, 参照。

37) 大蔵省為替局文書は、「外国為替及び外貨貿易管理法は、當時未だ通貨基金への加入前であったが、その加入を予定して、予め基金担当官の意見を斟酌の上立案された」と述べている(「[第15国会] 重要想定問答」([大蔵省] 為替局, 昭和27年11月), p. 52)。

為替管理の必要性を、ムラデクとウィチンの報告書は次のように説明している。

日本は、食糧・原料の輸入に必要な外貨を、輸出によって稼ぎ出せない状況にある。貿易の均衡達成が阻害されている原因は、各国通貨が交換性を欠いていることがある。そうした状況のなかでは、輸入物資の最大効用を図るために、外貨為替に対する質的・量的規制が必要である。日本の輸入需要が旺盛な原因是、国内のインフレではなく、生産水準の未回復にある。したがって、為替レートを変更しても、貿易不均衡は是正できない。勿論、為替管理が、あくまでも国際収支の均衡が達成されるまでの過渡的な手段であることは言うまでもない。

このように、1949年に創設された厳格な為替管理制度は、IMFの意見をもとに作られたものである³⁸⁾。1940年代末には、貿易の回復が最優先課題であり、為替自由化は差当りの目標ではなかった。1953年以降、IMFは、コンサルテーションの場で、みずからが策定に関与した厳格な為替管理制度の緩和・廃止を求めて、日本側と交渉する巡り合せになった。

(2) 外貨予算³⁹⁾

外貨予算の編成 外貨予算は、一定期間内における外貨の支出計画を予算化したものである⁴⁰⁾。ローガン構想（1949年に、西ドイツ輸出入合同機関理事ローガンが来日した際に作成した為替管理案）を取り入れて制定されたので、西ドイツの外貨予算方式と似ている。1950年1月から1964年3月まで実施された。

外貨予算は、1952年3月までは3ヵ月毎に、その後は、半年毎に編成された⁴¹⁾（表5）。輸入貨物予算では、商品別、勘定別（ドル、ポンド、オープン・アカウント）に外貨が割り当てられ、その範囲内で輸入が許可される。輸入業者は、通産大臣に外貨割当を申請し、外貨資金割当証明書の交付を受けることになる。

38) ムラデクとウィチンは、個人としての資格で報告書を執筆したと記しているが、報告書はIMFの意見を反映したものと見てよいだろう。

39) 詳細については、東京銀行調査部『わが国外貨予算制度解説』（東銀調査資料第16号）、1958年4月、犬田章『わが国戦後の外国為替管理政策と長期・短期資本取引規制の緩和』中央公論事業出版、2000年、pp. 38-82を参照。

40) 外為法第3章「外貨予算」に法的根拠がある。

41) 上期=4月～9月、下期=10月～3月。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

表5 外貨予算の推移（1950年1月～64年3月）

(単位 100 万ドル)

	貨物予算							貿易外予算			
	当初予算 A	最終 予算 B	確認額 B / A	FA	AA	確認額中 の AA の比率 AA / B	当初予算 A	最終 予算 B	確認額 B / A		
1950(昭和25) 年											
1～3月	131(3)	123	66	54%	66	—	—%	16(1)	15(1)	5	33%
4～6	141(8)	174	139	80	139	—	—	20(1)	23	14	60
7～9	257(25)	527	436	83	371	65	11	30(3)	30	13	43
10～12	386(18)	527	438	83	217	221	50	30(2)	30	16	53
1951(昭和26)											
1～3	525(144)	927	859	93	395	464	54	28(1)	41	26	63
4～6	456(177)	466	310	66	149	161	52	41(1)	41	31	76
7～9	533(53)	576	414	72	385	29	7	75(1)	75	39	52
10～12	653(87)	661	465	70	359	106	23	63(2)	63	29	46
1952(昭和27)											
1～3	728(160)	751	461	61	328	133	29	90(2)	90	38	42
1950(昭和25) 下											
上	398(33)	701	575	82	510	65	11	50(4)	53	27	51
下	911(162)	1,454	1,297	89	613	684	53	58(3)	71	42	59
1951(昭和26) 上											
上	989(230)	1,042	724	70	534	190	26	116(2)	116	70	60
下	1,381(247)	1,412	926	66	687	239	26	153(4)	153	67	44
1952(昭和27) 上											
上	1,211(218)	1,242	969	78	645	324	33	136(15)	210	149	71
下	1,415(273)	1,501	1,254	84	813	441	35	266(20)	349	230	66
1953(昭和28) 上											
上	1,225(257)	1,264	1,060	85	772	288	27	330(15)	396	282	71
下	1,335(170)	1,546	1,446	94	1,188	258	18	324(25)	445	342	77
1954(昭和29) 上											
上	1,100(50)	1,100	933	85	824	108	11	320(10)	372	294	79
下	1,090(43)	1,090	1,041	96	870	171	16	164(10)	174	154	89
1955(昭和30) 上											
上	1,107(50)	1,161	1,137	98	950	187	16	210(20)	210(20)	193	91
下	1,314(50)	1,455	1,417	97	1,186	231	16	274(30)	274(30)	292	87
1956(昭和31) 上											
上	1,543(50)	1,766	1,687	96	1,336	351	21	344(30)	344(30)	302	87
下	1,915(210)	2,483	2,374	96	1,861	513	22	426(50)	426(50)	332	78
1957(昭和32) 上											
上	2,236(150)	2,237	1,730	77	1,282	448	26	408(30)	408(30)	342	84
下	1,652(80)	1,652	1,308	79	1,023	285	22	357(30)	357(30)	294	82
1958(昭和33) 上											
上	1,628(150)	1,628	1,244	76	898	346	28	396(30)	396(30)	367	85
下	1,757(200)	1,757	1,450	83	983	467	32	457(50)	457(50)	370	81
1959(昭和34) 上											
上	1,941(200)	1,941	1,653	85	1,057	594	36	458(50)	458(50)	420	81
下	2,328(200)	2,328	2,158	93	1,458	700	33	535(50)	535(50)	410	76
1960(昭和35) 上											
上	2,624(200)	2,458	2,150	88	1,308	842	39	644(50)	644(50)	529	82
下	2,800(200)	2,630	2,490	95	1,369	1,121	45	730(50)	730(50)	557	76
1961(昭和36) 上											
上	3,172(200)	3,272	3,107	95	1,232	1,874	60	819(50)	819(50)	710	82
下	3,526(200)	3,326	2,647	80	1,060	1,587	60	873(50)	873(50)	740	85
1962(昭和37) 上											
上	3,114(200)	3,114	2,305	74	813	1,892	82	845(50)	845(50)	694	82
下	3,154(200)	3,154	2,842	90	587	2,255	79	1,248(50)	1,248(50)	1,044	84
1963(昭和38) 上											
上	3,465(200)	3,465	3,251	94	685	2,566	79	1,220(50)	1,220(50)	1,003	82
下	3,815(250)	3,815	3,808	100	633	3,175	83	1,300(50)	1,300(50)	992	76

[注] 1. 1950年1月から52年3月までは、3ヶ月ごとに予算編成された。便宜上年度にも直して集計試算。

2. 当初予算の()内は予備費、最終予算にも予備費は含まれているが、多くは当初の予算の予備費から各項目に組替えられているので予備費がない場合もある。

3. AFAは1960年1月より実施され準AA制であるためAAに含む。

4. 確認比率は4捨5入による百分率である。予備費を除けば確認率は相当高くなる。

[出所] 『日本銀行沿革史』第5集第17巻, pp. 733-734 (原資料は、「外國為替」(1964年1月号～3月号))。

なる。

外貨予算は、内閣の閣僚審議会において決定される（外為法第3条）⁴²⁾。閣僚審議会は、外務、大蔵、農林、通産、運輸の各大臣、経済企画庁（経済審議庁）長官、諮問委員1名（日銀総裁）により構成される。実務は、下部機構の幹事会で行なわれ、大蔵省為替局が事務管理に当たった⁴³⁾。予算案は、通常は、幹事会レベルで詰めが行なわれ、閣僚審議会は事実上、承認の場であった。

外貨予算は、輸入貨物予算と貿易外支払予算との2つの部分から構成される。前者は、通産省が原案を作成し、後者は通産省と大蔵省が原案を作成する。

外貨予算の編成は、つきの手続きで行われた。

- ① 輸出見通しの作成：各省会議において輸出見通しが立てられる。
- ② 予算編成方針：閣僚審議会幹事会、ついで閣僚審議会が開催され、予算編成方針を決定する。
- ③ 輸入貨物予算の内示
- ④ 輸入貨物予算の検討：各省会議において輸入貨物予算の細目が検討される。
- ⑤ 貿易外予算の検討：各省会議において貿易外予算の細目が検討される。
- ⑥ 総予算案幹事会付議：予算案が閣僚審議会幹事会で決定する。通産省は輸入貨物予算予算案および通産省の所管にかかる貿易外予算案（貨物運賃および保険など貿易に関係するもの）を、大蔵省が大蔵省の所管にかかる貿易外予算案（海外渡航費、資本取引など）を作成し、大蔵省が両者を取り纏める。
- ⑦ 総予算案閣僚審議会付議：予算を決定する。

外貨予算の実施 外貨予算の使用から、外貨の最終的支払までを外貨予算の実施という。

輸入業者は、外貨予算にもとづく「輸入公表」・「輸入発表」に従い、通産省に外貨割当の申請を行う。通産省は、外貨割当証明書を交付し、輸入業者はこれを外国為替銀行に持参して輸入承認証（I/L, import licence）の発行を申請する。輸入業者は輸入承認証にもとづいて、外国為替銀行に信用状の開設を依頼する。自動承認品目の場合には、上記の手続きのうち、外貨割当の申請が不要となる。

42) 1952年1~3月期までは、外貨予算の編成には、GHQ/SCAPの承認を必要とした。

43) 占領期は、経済安定本部貿易局が事務局であった。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

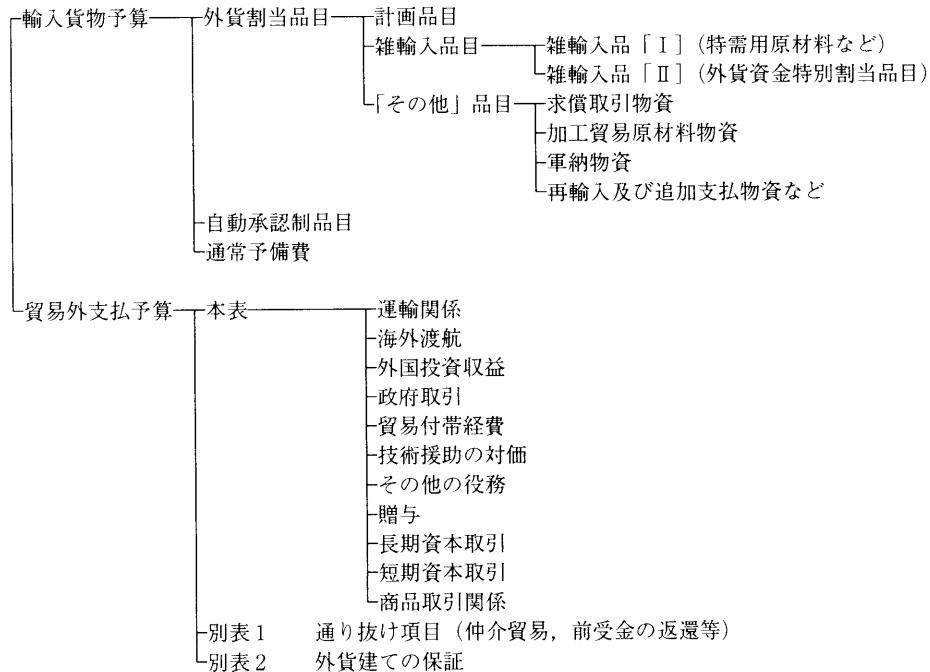
外国為替予算の確認は、外貨割当証明書の交付によってなされるが、自動承認品目の場合には、外国為替銀行の外貨予算額使用の確認申請書にもとづいて行われる。確認をもって外貨予算は使用されたとみなされるので、実際の支払が次期以降に持ち越されても構わない。

外貨予算の構成 外貨予算は、輸入貨物予算と貿易外支払予算の2つの部分からなる。それぞれの予算の、分類項目は年次によって異同があるが、1957（昭和32）年度上期を例にとれば、表6のような構成になっていた。

輸入貨物予算は、外貨割当品目 (FA [Foreign Exchange Allocation])、自動承認制品目 (AA [Automatic Approval])、通常予備費からなる。なお、AAとFAの中間形態として、自動割当制品目 (AFA [Automatic Foreign Exchange Allocation]) が、1960年1月に設けられた。

外貨割当品目については、品目別に予算が立てられた。外貨割当品目の金額別構成を見ると、金額的にもっとも大きかったのは食糧、繊維原料（及び繊維

表6 外貨予算の構成



[注] 時期によって多少の異同があるが、1957年度上期の外貨予算にもとづいて作成した。

[出所] 東京銀行調査部『わが国外貨予算制度解説』1958年より作成。

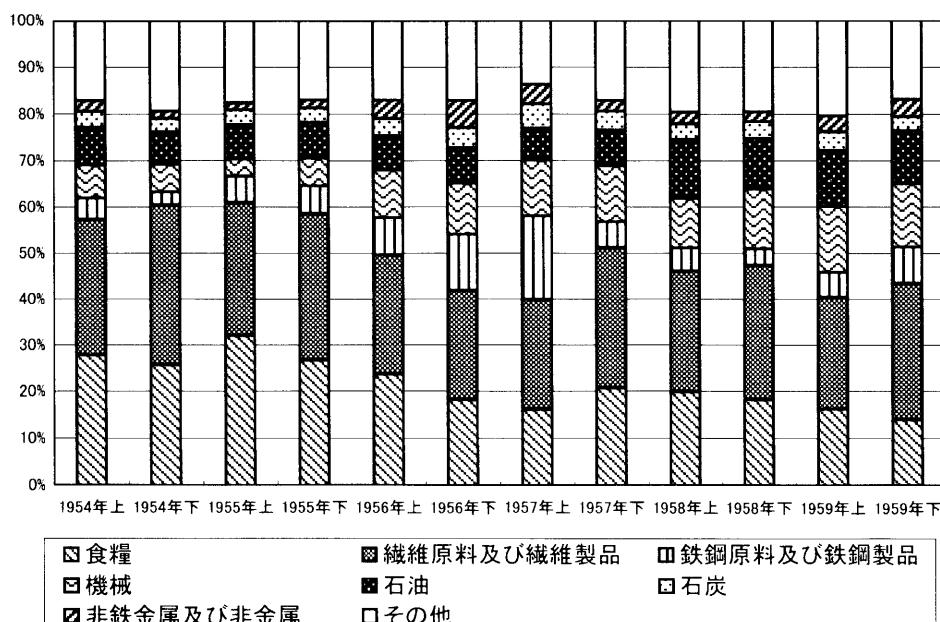
製品)であり、両者で4割~6割を占めた(図1)。次いで多額であったのは、鉄鋼原料(石炭を除く)及び鉄鋼製品、機械、石油の3品目である。食糧の構成比は時期を下るに従って減少する傾向にあり、機械は逆に増大する傾向にあった。

自動承認制は、一定の総枠の範囲内で、商品別、勘定別の枠を設けず、輸入業者がいつでも輸入できる制度であり、したがって、自動承認制品目の予算には品目別の区分はない。

自動承認制品目の場合も、予算額を超えた場合には、申請が却下される。しかし、それは自動承認制の趣旨に反するので、自動承認品目に関しては、あらかじめ十分な予算を組むべきだとされていた。

なお、品目別の区分のほかに、1957年度までは通貨別の輸入地域の指定が存在した。すなわち、輸入貨物予算は、ドル地域、ポンド地域、O/A地域(オープン・アカウント地域)の区分がなされ、O/A地域はさらに国別に細分されていたのである。輸入地域を指定しない部分を、グローバル予算と呼んだ。貿易自由化(AA品目の拡大)が進展しなかった1950年代には、日本政府は、グロ

図1 輸入貨物予算の外貨割当品目別(当初予算)



[注] 輸入貨物予算のうち割当制の品目別内訳。

[出所] 東京銀行調査部「わが国外貨預算制度解説」1958年他より作成。

ーバル予算の拡大をもって、貿易自由化が進展したと IMF や GATT に説明していた。グローバル予算は、1954 年度上期に設けられ、次第に拡大したが、1958 年度上期以降は地域区分が撤廃され、すべてグローバル予算になった。

貿易外支払予算では、運輸関係が圧倒的に大きく、約半分を占めた。

外貨予算と貿易自由化 貿易自由化とは、外貨割当品目の縮小・撤廃を意味する。

自由化の進展度は、輸入貨物予算に占める AA 品目および AFA 品目の金額の割合によって計ることができる（表 5）⁴⁴⁾。

輸入貨物予算（確認額）に占める AA 予算の比率は、1950 年 10～12 月期から 1951 年 4～6 月期には 50% を超える高い水準にあった。これは、一方で朝鮮特需により外貨が潤沢となり、他方で原材料の世界的不足が予想されたため、輸入が積極的に促進されたことを示している。

ところが、1951 年 7 月～9 月期には、一転して AA 予算比率は 7% まで縮小した。この時には、綿花、鉄鉱石、強粘結炭、燐鉱石、パルプなどの重要原料が、AA 品目から FA 品目へ移行した。1950 年末から 1951 年春にかけて、輸入ブームが過熱して、思惑輸入が横行し、1951 年 6 月にはドル保有高は 3 億 2,500 万ドルまで減少した。そこで、思惑輸入を防ぐために、ドラスチックな縮小が行なわれた⁴⁵⁾。

その後、1960 年に貿易・為替自由化計画大綱が発表されるまでの、AA 予算拡大の歩みは、きわめて緩慢であった。

1952 年には AA 比率の拡大が進み、同年下期には 35% まで拡大した⁴⁶⁾。スタートリング地域からの輸入を促進する目的で、1952 年 2 月以降、同地域からの全輸入品目が自動承認制に移行したためである⁴⁷⁾。しかし、まもなく外貨危

44) 「貿易自由化率」という数字が公表されていたが、これは 1959 年を基準年次とし、同年の輸入実績を基準とした比率であり、自由化の度合を正確に反映しない。政策的には意味のあった数字であるが、ここでは AA 予算の比率を用いる。

45) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 15 卷, pp. 335-336。

46) 外貨準備増加を背景に、蓄積外貨を活用して輸入を促進すべきであり、そのためには、食糧と綿花以外は AA 品目に移行させてはどうかという意見も出ていた（横山康夫（通商産業省為替課）「我が国の対ドル地域国際収支について」『外国為替』第 66 号（1953 年 2 月）p. 6）。

47) 経済企画庁編『戦後経済史（貿易・国際収支編）』大蔵省印刷局、1962 年, p. 146。

機が起き、1954年上期にはふたたび11%にまで縮小してしまった。

1954年下期から1959年下期までは、1957年下期の若干の縮小を除けば、ゆっくりとした足取りで拡大を続けた。ようやく、1959年上期に、AA比率は1952年下期の水準を超え、36%となった。

1960年に貿易・為替自由化が本格的にスタートすると、輸入自由化は一時期、急速に進んだ。61年上期にはAA予算が全予算の過半を超える60%に達した。

しかし、その後は自由化の進展のペースは落ちた。1961年のコンサルテーションの際に、日本政府が1962年10月までに「貿易自由化率」を90%以上にすると約束したにもかかわらず、1962年10月の「貿易自由化率」は88%にとどまった。輸入貨物予算中のAA品目の比率で見ると、1962年下期には79%であり、1963年下期においても83%であった。

このように、外貨予算の推移（表5）からは、必ずしも順調ではなかった貿易自由化の歩みが読み取れる。

2 IMFへの加盟⁴⁸⁾

(1) IMF、世銀への加盟（1952年8月）

日本は、占領終結直後の1952年8月にIMFと世銀に加盟した。

日本政府は、占領初期からIMFに加盟する意向を持っていたが、1950年3月に渡辺武大蔵省財務官がIMF、世銀を訪れ、非公式に加盟を打診したのが、IMFとの最初の接触であった。同年4月には、池田蔵相が訪米の折に、IMF・世銀に赴いて、加盟の意志を伝えた。連合国最高司令官マッカーサーは、講和条約締結以前のIMF加盟に否定的であり、1951年4月にリッジウェイに代ってから、加盟交渉は本格的に進み始めた。

1951年8月9日に、日本政府はIMF・世銀に加盟申請を行なった。同年9月のIMF年次総会（メキシコ・シティ）には、オブザーバー参加を認められた。

IMFの加盟委員会では、日本の加盟申請を受けて審査に入った。日本のクオータ（拠出割当額）をめぐって、2億6,500万ドルないし2億7,000万ドルを主張するアメリカと、2億ドル以下を主張するイギリス、オーストラリアと

48) 浅井良夫「日本のIMF、世界銀行への加盟について」『創価経営論集』第23巻第2号（1998年11月）参照。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

が対立したが、1952年1月14日の加盟委員会で2億5000万ドルに決定した。

1952年5月25日のIMF理事会による日本の加盟決議をうけて、8月13日、新木駐米大使がIMF協定原文に署名を行い、日本はIMFへの加盟を果たした。

(2) 円平価の決定（1953年5月）

平価決定のプロセス 加盟決定後にはまず行われる手続きは、拠出割当額の払込みと、平価の決定である。

IMF協定にもとづき、割当額の25%（6,250万ドル）は金で、残りの75%（1億8,750万ドル）は円および国債で払い込まれた⁴⁹⁾。円および国債の払い込みは、平価決定後の1953年5月15日になされた。

新規加盟国は、IMFと協議して平価を決定することになっている。平価決定は、①IMFから平価通告の要求があってから30日以内に、日本政府がIMFに平価を通告し、②IMFは通告を受け取ってから60日以内に、日本と協議して決定するという手続きで実施される。

加盟直後の8月から、日本とIMFとの間で非公式の事務レベルの協議が始まった⁵⁰⁾。その後、1953年3月10日にIMFからの提出要求があり、3月13日に日本政府が1ドル360円平価の通告を行い、5月11日のIMF理事会で日本の提案どおり決定を見た（1ドル=360円、1円=純金0.246853mg）⁵¹⁾。

IMFによる平価の決定は、ドッジ・ラインの際に設定された1ドル360円の為替レートを、国際的に確認するという意味を持った。また、国内的には、根強く存在した円レート切下げ説を払拭するのに効果があった⁵²⁾。

49) 割当額の1%，約9億円が現金で、74%の666億円が国債（通貨代用国庫債券）で払い込まれた（大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第7巻、第1部（油井雄二執筆）、pp. 44-47）。

50) 日本の平価決定審議に先立って、IMFは日本政府に対し、追加資料として、輸出振興外貨制度に関する説明資料の提出を求めた（「本邦為替平価決定審議に関する件」（昭和27年12月24日、国際通貨基金理事湯本武雄〔旧大蔵省資料〕）。しかし、スタッフ・ペーパーは、輸出振興外貨制度に触れておらず、平価決定過程では、日本のリテンション・クオータ制（輸出振興外貨制度）は問題にはならなかったようである。リテンション・クオータ制については後述する。

51) 上林英男（大蔵省為替局総務課）「国際通貨基金と円平価決定について」『金融財政事情』1953年6月1日号、pp. 20-22。

52) 『日本経済新聞』1953年5月13日。

IMF の評価 円レート決定の時に作成された IMF のスタッフ・ペーパーは、360 円レートを支持する理由を次のように述べている⁵³⁾。

1 ドル 360 円の為替レートについては、1949 年 4 月の導入時には、円高すぎるという国内の批判も強かったが、日本はインフレの鎮静化に成功を収めるとともに、世界貿易におけるシェアも拡大させ、このレートは 4 年間の厳しいテストをパスすることができた。1952 年半ば以降、外貨準備（とくにポンド準備）は減少傾向にあるとはいえ、少なくとも今後 2 年間は特需収入が期待できる。また、日本政府は、1957 年までに国際収支を均衡させる長期計画を立てている。現在の 360 円レートは、物価水準から推定すると、幾分、円高であるので、日本の輸出競争力を阻害することへの懸念があるかも知れない。しかし、日本は輸入依存度が高いので、円高レートの方が有利である。また、日本の場合は、為替切下げを行うよりも、工業の合理化・近代化に力を注ぐ方が、輸出競争力改善にとって効果があると考えられる。以上の理由から、IMF は日本政府が提案したレートに賛成する。

円切り下げの噂 このようにして、1953 年 5 月に、1 ドル=360 円レートが再確認されたが、ちょうどその頃、日本は外貨危機に直面していた。7~8 月頃から円レート切下げの噂が、海外に広まり、ニューヨークのヤミ為替市場では、円は一時、1 ドル 480 円~500 円まで下落した⁵⁴⁾。

そのため、政府は、10 月 23 日に「通貨価値の安定に関する件」を閣議決定し、「通貨価値の安定を確保することをもって政府諸政策の中核とする」と言明するなど、円切り下げの意図がないことを必死で説明しなければならなかつた⁵⁵⁾。

デフレ政策が実施されるにともない、1954 年 1 月以降ヤミ・レートは 400 円近くまで戻ったが⁵⁶⁾、外貨危機からの回復に手間取ったため、1954 年春から夏にかけても、欧米のジャーナリズムでは円切り下げが話題になっていた⁵⁷⁾。

53) “The Par Value of the Japanese Yen – Prepared by the Far East Division, Latin American, Middle and Far Eastern Department, IMF, Apr. 21, 1953 [旧大蔵省資料]。

54) 『東洋経済新報』1954 年 9 月 11 日号, p. 24, 『金融財政事情』1953 年 7 月 13 日号, pp. 3-4。

55) 『日本経済新聞』1954 年 10 月 24 日。

56) 『東洋経済新報』1954 年 9 月 11 日号, p. 25。

57) 『金融財政事情』1954 年 5 月 10 日号, pp. 14-15。

1954 年 4 月 21 日付『フィナンシャル・タイムズ』は、360 円レートの維持が重大な段階に達していると報じた⁵⁸⁾。しかし、外貨危機が去るとともに、円切り下げの噂は聽かれなくなった。

その後も、1960 年代後半まで、国際収支が悪化するたびに円切り下げの風聞が立ったが、実際に日本政府が円切り下げを検討したことは一度もない。

第3章 最初の外貨危機と 1953～56 年度コンサルテーション

1 1953～54 年の外貨危機

(1) 外貨危機とその対策

1953～54 年外貨危機の特徴　日本は、IMF に加盟した翌年の 1953 年、早くも外貨危機に直面することになった。「消費景気」と投資増加による輸入増が原因であった。

輸出は、1951 年の 13 億 5,400 万ドルから、1952 年の 12 億 8,900 万ドルへと 4.8% 減少し、1953 年も 12 億 5,800 万ドルと 1952 年並の水準に低迷した（表 7）。1950 年に民間貿易が再開されてから、高度成長末までの間で、輸出額が前年を下回ったのは 1952 年だけである。

輸入は 1951 年に前年の倍近くの 16 億 4,500 万ドルに急増した後、1952 年には前年とほぼ同水準の 17 億 100 万ドルを維持し、1953 年には 20 億 5,000 万ドルに達した。

1951 年、1952 年の大額な貿易収支の赤字は、特需収入によってカバーされ、外貨危機には至らなかった。しかし 1953 年には、前年を上回る 8 億ドルの特需収入があったものの、貿易収支が 7 億 9,200 万ドルもの大幅な輸入超過となり、経常収支は 2 億 500 万ドルの赤字となった。

外貨保有高⁵⁹⁾ は、1952 年 9 月の 11 億 8,210 万ドルをピークに減少に転

58) 『日本経済新聞』1954 年 4 月 22 日。

59) 1958 年 5 月以前は、「外貨保有高」が公式の外貨残高公表方式であった。外貨準備高の月別の数値が公表されたのは、1957 年以降である。1952 年～56 年については、3 カ月毎の外貨準備高の数値のみが存在する。

表7 国際収支 (1946~65年)

暦年	経常収支	貿易収支				貿易外収支			長期資本収支		短期資本収支		総合収支 (単位 100万ドル)
		輸出		輸入		サード次		政府取引		移転収支			
		△78	△238	65	303	△35	△35	0	195	22	0	0	△58
47	46	△267	182	449	△91	△91	0	405	6	0	0	66	
48	75	△284	262	547	△103	△122	19	462	4	0	0	105	
49	207	△195	533	728	△112	△161	49	514	△18	0	0	179	
50	476	34	920	886	12	△50	62	429	△93	1	1	434	
51	329	△292	1,354	1,645	450	△173	623	171	22	10	10	370	
52	225	△413	1,289	1,701	603	△183	786	34	△61	22	22	186	
53	△205	△792	1,258	2,050	566	△236	802	21	△141	△33	△33	△379	
54	△51	△429	1,611	2,041	349	△254	603	29	26	14	14	2	
55	227	△54	2,006	2,061	259	△252	511	22	△24	102	102	285	
56	△34	△131	2,482	2,613	72	△433	505	25	25	△2	△2	1	
57	△620	△402	2,854	3,256	△188	△660	472	△30	38	77	77	△503	
58	264	370	2,871	2,500	98	△313	411	△204	96	△4	△4	393	
59	361	361	3,408	3,047	32	△342	374	△31	△214	△60	△60	143	
60	143	268	3,978	3,711	△100	△506	406	△25	△55	△16	△16	105	
61	△982	△558	4,149	4,707	△383	△765	382	△42	△10	21	21	△952	
62	△49	401	4,861	4,459	△421	△787	366	△30	172	108	108	236	
63	△780	△166	5,391	5,557	△568	△908	340	△46	467	107	107	△161	
64	△480	375	6,703	6,328	△784	△1,092	308	△72	107	233	233	△130	
65	931	1,901	8,333	6,432	△884	△1,193	309	△86	△414	△62	△62	404	

〔出所〕 総務省統計局監修『日本長期統計総覧』3、日本統計協会、1968年、pp.100-101、日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』1966年、pp.310-316より作成。

IMF 8条国移行と貿易・為替自由化（上）

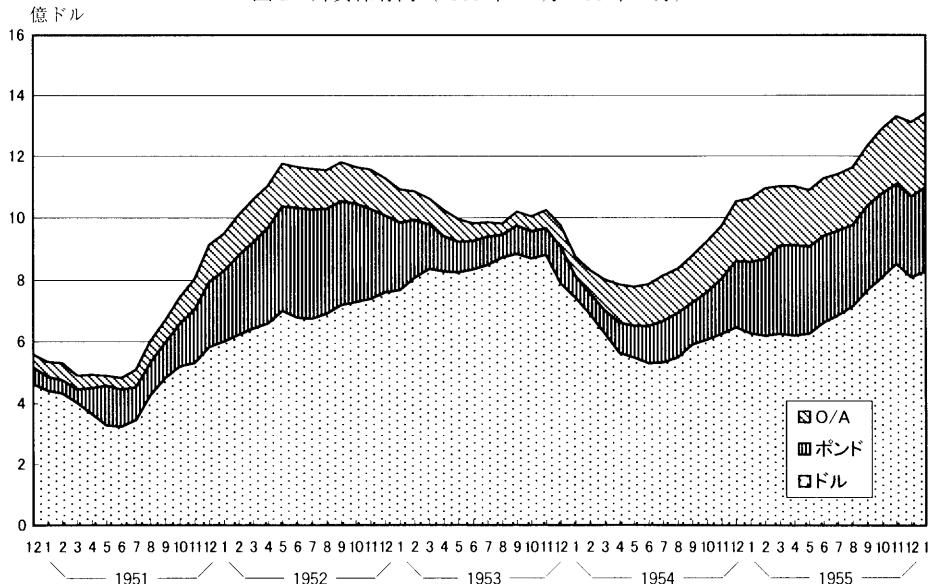
じ、1953年6月のボトムには9億8,340万ドルまで落ち込んだ（図2）⁶⁰⁾。とくにポンド保有高の減少が著しく、1952年6月のピークの1億2,689万ポンド（3億5,500万ドル）から1953年3月末には、その半分以下の5,050万ポンド（1億4,100万ドル）まで落ち込んだ（図3）。

ポンドの急減 ポンド準備の急減が、1953～54年の外貨危機の特徴であった。ドル準備は1953年末までは堅調であり、1954年に入ってから減少に転じた。

ポンド地域との貿易は、1951年、1952年には好調であり、日本の輸出額の4割以上を占め、ドル地域への輸出を凌駕していた。1951年8月に日英支払協定が改定され、ドル・クローズ（ドル条項）が撤廃されたことにより、ポンド地域の国々は、貿易によって日本が獲得したポンドを、ドルに交換する義務がなくなった。これにより、日本のポンド地域への輸出は拡大し、輸出額は1950年の2億4,400万ドルから1951年には5億8,500万ドルに激増した（図4-1）。

ポンド地域への輸出増大は、ドルへの交換不能のポンドの累積をもたらす結

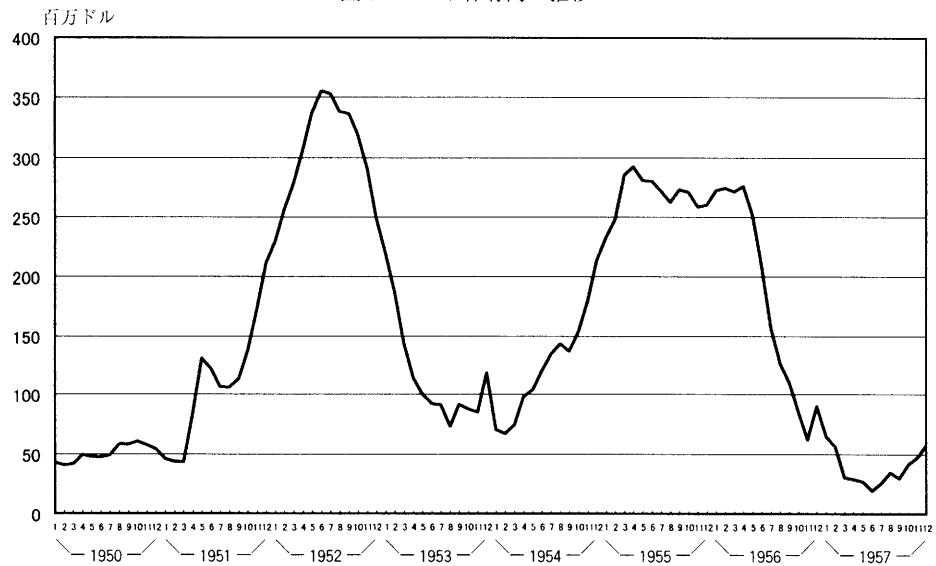
図2 外貨保有高（1950年12月～56年1月）



[出所] 経済企画庁編『戦後経済史（貿易・国際取引編）』大蔵省印刷局、1962年、pp. 475-476より作成。

60) 外貨準備高は1952年6月末に11億3,670万ドルに達した後、減少に転じ、同年12月末には9億7,920万ドル、1953年6月末には8億5,820万ドルまで減少した。

図3 ポンド保有高の推移



[注] 1 ドル=0.3571 ポンド

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度』第19巻、東洋経済新報社、1999年、p. 525、『戦後経済史(貿易・国際収支編)』大蔵省印刷局、1962年、pp. 475~476より作成。

結果となり、ポンド保有高は1952年6月には1億2,689万ポンド（3億5,500万ドル）に達した。ところが、1952年下期から、一転してポンド地域との貿易収支は急速に悪化した。ポンド収支は、1953年中に3億ドルもの大幅な支払超過を記録した。

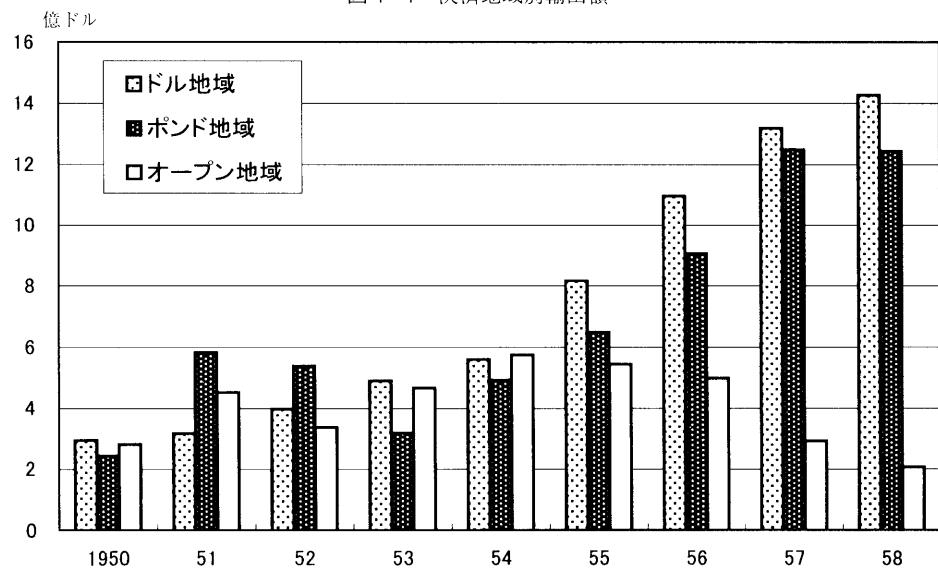
原因是、輸入増、輸出減の両方にあった。輸入増の原因是、内需拡大により輸入ドライブがかかったこと、「累積ポンド」を減らすために、政策的にポンド地域からの輸入を促進したことにあった。輸出減は、ポンド地域諸国が対日輸入制限措置を実施し、また、朝鮮戦争ブーム後の一次產品価格暴落により「後進国」の購買力が減退したことが原因であった。ポンド地域への輸出は、1952年の約5億3,967万ドルから、1953年には3億1,750万ドルに減少した。とりわけ繊維製品は、大幅に減少した。

ポンド保有高の減少が急速であったにもかかわらず、1953年度上期には、総額15億6,000万ドル（輸入貨物予算12億3,000万ドル、貿易外支払予算3億2,000万ドル）、前年度同期を2億ドル上回る規模の外貨予算が組まれた⁶¹⁾。貨物予算のうち、ポンドは3億ドルで、前期の4億6,300万ドルと較べればかな

61) 『朝日新聞』1953年4月2日。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

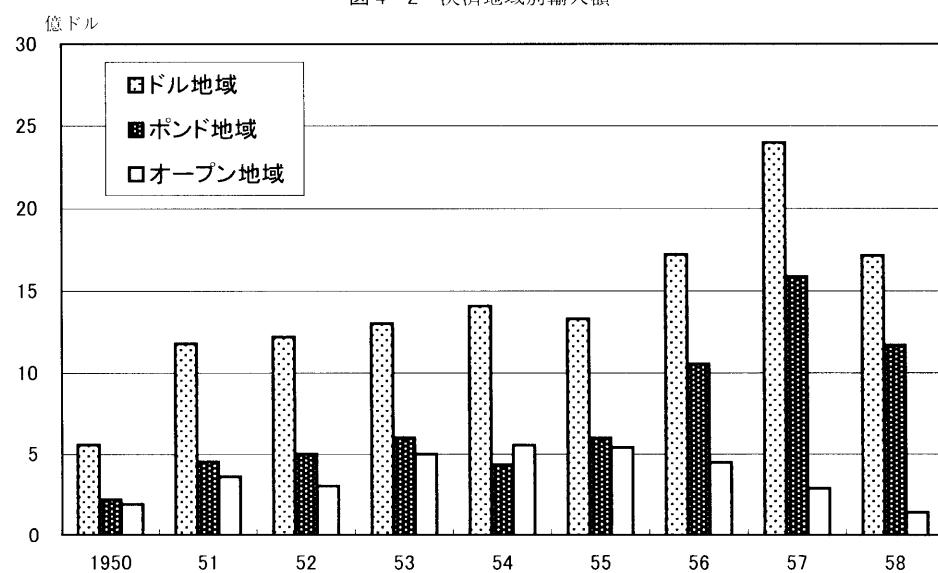
図 4-1 決済地域別輸出額



[注] 通関統計。

[出所] 大蔵省「外國貿易概況」より作成。

図 4-2 決済地域別輸入額



[注] 通関統計。

[出所] 大蔵省「外國貿易概況」より作成。

りの削減であったが、ポンド圏からの輸入ができるだけ制限しない方針が貫かれた。この点については、日英交渉への悪影響を懸念する通産省の意見が、大蔵省の大幅削減論を抑えたのである⁶²⁾。

スワップ取極めの成立（1953年4月）　日本政府はイギリス側に、ポンド地域の輸入制限の緩和を要請するとともに、当面のポンド資金調達への協力を求めた。

1953年1月～3月の日英貿易会談では、日本側は英國に対し、ポンド地域との貿易の拡大均衡を図るため、英連邦諸国の輸入制限の緩和を要請した⁶³⁾。これに対しイギリス側は、一部ポンド地域の対日輸入制限を緩和することを約束した。

日本政府は、日英貿易会談の終了後の1953年3月末に、東条猛猪大蔵省為替局長を英國に派遣し、ポンド借り入れ交渉を開始した。約1カ月に及ぶ交渉の結果、4月29日にスワップ等の取極めが成立した⁶⁴⁾。この間、4月半ばには、日本政府のポンド手持は3,000万ポンドを割ったことが新聞で報じられた⁶⁵⁾。

交渉において、英國側はポンド調達の3つの選択肢を示した。第1はドル・ポンドのスワップ（買い戻し条件付でドルを売ってポンドを買う）、第2はアウトライトのポンド購入、第3はユーザース手形の導入であった。当初日本側は、そのいずれでもない、イングランド銀行による日本政府または市中銀行への融資を求めたが、イギリス側は受け入れなかつた⁶⁶⁾。

日本側の基本方針は、ドル準備を減らさずにポンドを調達することであった。

この点では、アウトライトでの調達（イギリスからドルでポンドを購入する）は、問題外であった。また、ドルとポンドとのスワップも、返済期限に日本がポンドを持っていなければ、結局、ドルで決済せざるをえない点が問題であつ

62) 門奈正雄「“13日の金曜日”の宿命——裏から見た上期外貨予算——」『外国為替』第69号（1953年4月），pp. 25-27。『朝日新聞』1953年3月12日。

63) 『朝日新聞』1953年1月31日，3月8日。

64) 『日本経済新聞』1953年5月1日。

65) 『朝日新聞』1953年4月18日。この金額のほかに、外國為替銀行保有ポンド約1,100万ポンド、政府保有の英國大蔵省証券約1,800万ポンドがあった。

66) Noriko Yokoi, *Japan's Postwar Economic Recovery and Anglo-Japanese Relations, 1948-1962*, Routledge Curzon, 2003, pp. 70-71. なお、同書は英國側の一次史料にもとづいて、ポンド調達をめぐる日英交渉を明らかにしている。

た。他方、ポンドのユーザンス手形の開設は、短期のポンド借入ではあるが、緊急のポンド調達には役立たず、また金利も高い（年利 6~7% 程度）ので利用者も見込めなかった。結局、日本政府は、スワップによる方法を選んだ。

4月29日に締結された日英政府間の協定は内容は、以下の通りであった⁶⁷⁾。

① 行政振替可能勘定国の拡大： 行政振替可能勘定国とは、英国が輸出入代金のポンドによる決済を自動的に承認する地域のことである。ポンド地域に限られていたポンド決済を、ポンド地域外でも可能にすることがこの措置の狙いである⁶⁸⁾。日本にとっては、ポンド地域外からのポンド獲得の機会を増やすことになり、英国としても決済通貨としてのポンドの地位を維持するのに役立つ点で自国の利益にかなう措置であった⁶⁹⁾。

② スワップの実施： 日本政府（大蔵省）がロンドンの外国為替市場において、2,500万ポンドを限度として、ドル・ポンドのスワップ取引を行うことをイングランド銀行が承認する。期間は3ヵ月とし、必要に応じて3ヵ月ごとに更新が認められる。スワップは、日本政府とロンドンの市中銀行との間で実施され⁷⁰⁾、イングランド銀行はスワップが実現しない場合、不足額を補う義務を負った。

③ ポンド・ユーザンスの検討： 日本政府はポンド・ユーザンスの実施を検討する。

その後もポンド地域からの入超が続き、1953年4~6月には入超額は毎月1,500万ポンドにものぼった。スワップで2,500万ポンドを調達したにもかかわらず、7月初めには、日本政府の手持ポンドは、外国為替銀行への預託分も含めて約3,000万ポンドとなり、底をついた⁷¹⁾。そこで、日英間の約束にもとづいて、とりあえず、スワップ2,500万ドルの期限（3ヵ月）が、3ヵ月間延

67) 『日本銀行沿革史』第5集第16巻, pp. 569-571, 『日本経済新聞』1953年5月1日。

68) 具体的には、サウジアラビア、イエメン、チリ、エジプトなどとの取引にポンド決済が可能となった。

69) 「日英貿易会談と今後の問題点」『日本経済新聞』1953年5月3日は、「結局日本は日英会談を通じ、英國側の輸入制限緩和というエサにつられてポンド圏に片足を突っ込んだ」と評した。

70) スワップを行なった銀行は、香港上海銀行、チャータード銀行、チェース・ナショナル銀行、ナショナル・シティー銀行、マーカンタイル銀行、バンク・オブ・アメリカの6行であった。

71) 『朝日新聞』1953年7月3日, 『日本経済新聞』1953年7月8日。

長された。

7月17日、経済最高顧問会議において、岡野清豪通産相は、英國に対してスワップ1,000万ポンドの増額を交渉する意向を表明した⁷²⁾。7月から始まった日英交渉では、当初英國側は、スワップの増額に消極的であったが、500万ポンドを増額し、IMFからの借入を条件に、さらに500万ポンドを増額することを、8月末に受け入れた⁷³⁾。

IMF借入 1953年8月末に、政府は、IMFからゴールド・トランシュ⁷⁴⁾に相当する2,230万ポンドの範囲内での借入を決定した⁷⁵⁾。

すでに日本政府は、7月に来日したIMFスタッフ・チームに、借入の打診を行なっていたが⁷⁶⁾、IMF借入は最後の手段として残していた。IMFから借入れた場合、ポンドで借入れても、ドルで返済しなければならない。ドル準備を減らしたくない政府（とくに大蔵省）にとっては、できれば避けたい選択肢であった⁷⁷⁾。

1953年度下期の外貨予算編成の際には、ポンド地域からの輸入の削減論も唱えられたが、輸出の4割、輸入の3割を占めるポンド地域との貿易の重要性に鑑みれば、日英協議を通じて、むしろ貿易を拡大均衡に導くべきだという意見が優勢を占めた⁷⁸⁾。通産省の主張に沿い、1953年下期のポンド予算に2億8,200万ドル（1億71万ポンド）が計上された。ポンド資金の不足は、IMF借入によって充当することとした⁷⁹⁾。こうして、1953年9月から12月までに2,230万ポンド（6,250万ドル）のIMF借入が実行されることとなった。

スワップの決済（1953年12月）しかし、1953年秋になっても入超傾向に変化

72) 『毎日新聞』1953年7月18日。

73) Noriko Yokoi, *Op. Cit.*, p. 86. 『日本銀行沿革史』第5集第16巻, p. 574。IMFからの借入が早期に実現したために、500万ポンドのスワップは実行されず、実行されたのは3,000万ポンドにとどまった。

74) ゴールド・トランシュは、出資額2億5,000万ドルの25%, 6,250万ドル。

75) 『日本経済新聞』1953年8月27日。

76) 『日本経済新聞』1953年7月21日。

77) 『日本経済新聞』1953年5月13日, 『日本銀行沿革史』第5集第16巻, p. 573。

78) 『日本経済新聞』1953年9月10日。

79) 『金融財政事情』1953年9月28日号, p. 9。

が見られず、政府は、年末に期限が到来する 3,000 万ポンドのスワップの決済資金の手当に迫られることになった。

1951 年の「ドル条項」廃止により、日本が保有するポンドはドルに変換できなくなったのに、アウトライトでスワップを決済する（すなわち、日本がドルで英国に返済する）という非対称性は日本政府としては受け入れ難かった。残る方法は、IMF からの調達であったが、制限外借入（ゴールド・トランシュを超える借入）には、IMF が難色を示すことが予想された。そこで、窮余の策として、IMF に対するポンド債務をいったんドルで返済し、あらためてゴールド・トランシュまでポンドを買入れ、このポンド資金でスワップを決済することとした（12月 18 日、21 日に実施⁸⁰⁾。これは、IMF からドルと引き換えに調達した 2,230 万ポンドで、ロンドン市場の銀行とのスワップを決済したことを意味する。

この方法が可能であったのは、当時、日本のドル準備が比較的潤沢だったからである（1953 年 11 月末のドル保有高は 8 億 8,000 万ドル）。ドル準備を減らさたくない大蔵省は、ドルによるポンド調達に抵抗し続けてきたが、ついにドルを手放してポンド入手せざるを得なくなつた。

スワップの買戻しは 1954 年 12 月に全額実施された。日本政府は、あらためて英国にポンド資金借入を申し入れ、1954 年 1 月 29 日に、1 億 2,500 万ポンドのスワップ取極めが締結された。このスワップは、4 月末までに全額実施された。

借入の返済 ポンド地域貿易は 1954 年 6 月に輸出超過に転じ、ポンド収支も改善したので、10 月 11 日までにスワップは全額決済された⁸¹⁾。

IMF に対する日本の債務 2,230 万ポンドは、1955 年 12 月にドルで返済された。1954 年度コンサルテーションの際に、日本側は IMF 側にポンドで返済することを希望していると伝えたが、IMF のルールではポンドでの返済は認められないという返答を得た⁸²⁾。そこで、1955 年 11 月 19 日、一万田蔵相が来

80) 『日本経済新聞』1953 年 12 月 18 日。『日本銀行沿革史』第 5 集第 16 卷, p. 582。

81) 『日本銀行沿革史』第 5 集第 16 卷, p. 575-578。

82) "Executive Board Minutes, Executive Board Meeting 55/60," Dec. 2, 1955 [旧大蔵省資料].

日中の IMF 副専務理事 H. M. コクラン (H. Merle Cochran) に返済を申し出、同年 12 月に米ドル 6,250 万ドルをもって円貨 224 億円を買い戻すこととなつた⁸³⁾。

日本は結局、1953～54 年のポンド不足を、イギリスからの短期のポンド借り入れ（最大 3,500 万ポンド）と、IMF からのポンド借入（合計 4,460 万ポンド＝1 億 2,488 万ドル）によって手当したことになる。

（2）外貨危機からの脱出

国際収支の改善 1954 年に入るとドル収支も悪化し、1954 年 1 月～3 月のドル収支は 1 億 5,150 万ドルの赤字となった。ドル収支が大幅な赤字に陥った理由は、特需の減少にあった。1954 年 6 月末には、日本の外貨保有高は約 7 億 8,800 万ドル、IMF 債務やポンド・ユーザンス等を差引けば、実質の手持外貨が 5 億ドル台を割り込む状態になった。

政府は、アメリカ政府に対して特需の維持を要請した。また新聞報道によれば、吉田首相は、1954 年 5 月頃、為替安定資金としてアメリカに約 5 億ドルの借款を要請する意向であったという⁸⁴⁾。

しかし、この頃から貿易収支（外国為替収支）は次第に改善に向かい、1954 年 6 月には黒字に転じた。改善の要因は、輸出の拡大よりも、1953 年 9 月以降の引締め政策による輸入の急減にあった。国際収支が改善した結果、ポンド危機がドル危機へ発展するという最悪の事態には至らなかった。

政策の効果 1953 年～54 年の外貨危機の際には、まず金融政策（高率適用の強化、窓口規制の強化、輸入金融の優遇措置廃止など）が実施され、のちに財政政策（1954 年度の「1 兆円予算」）も動員された。

金融引締めは、1953 年 9 月の日銀窓口規制の強化、10 月 1 日の高率適用制度の運用強化に始まり、1954 年 1 月と 3 月に、さらに強化された。

しかし、金融引締め策の要は、日銀信用一般の縮小ではなく、輸入金融優遇措置の縮小・整理にあった。輸入優遇金融は、朝鮮戦争勃発直後の 1950 年 9

83) 『金融財政事情』1955 年 11 月 28 日号、p. 8。“Conference with the International Monetary Fund Mission at the Bank of Japan,” Nov. 18, 1955 [旧大蔵省資料].

84) 『日本経済新聞』1954 年 5 月 26 日。

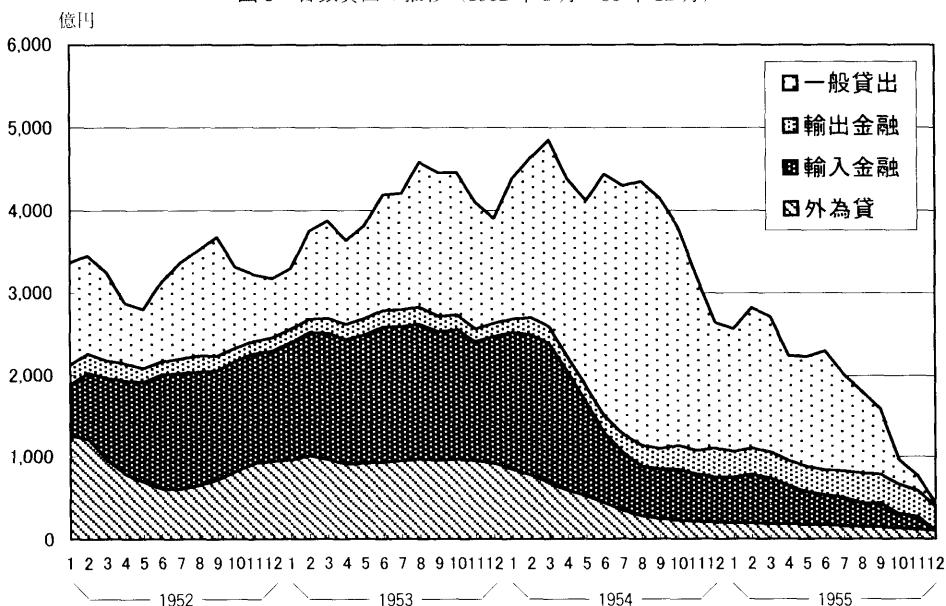
IMF 8条国移行と貿易・為替自由化（上）

月に設けられ、1951年にいったんは整理されたが、ポンド圏からの輸入促進を目的に1952年2月に復活した（別口外国為替貸付制度の導入）。輸入優遇金融は日銀貸出全体において大きな比重を占めており、1953年の輸入急増を信用面から支えた（図5）。

金融引締め策の一環として、1953年10月以降1954年3月までの間に、輸入優遇金融である別口外国為替貸付、輸入決済手形、スタンプ手形（輸入物資引取金融）に対する優遇が縮小された。1954年3月9日には、別口外国為替貸付制度とスタンプ手形制度が廃止（ただし鉄鋼原料・皮革関係分を除く）され、事実上、輸入優遇金融は姿を消した⁸⁵⁾。1954年3月以降、日銀の輸入優遇金融残高は劇的に縮小した。

金融政策の効果は、1954年初めから現れ始めた⁸⁶⁾。通貨量（M₁）、全国銀行貸出とともに、1954年1～3月に急減した⁸⁷⁾。卸売物価は、1954年2月をピーク

図5 日銀貸出の推移（1952年1月～55年12月）



【出所】 大佐正之『産業・貿易振興と金融政策』東洋経済新報社、1989年他より作成。

85) 輸入決済手形制度は1954年に優遇度が大幅に引き下げられたが、1966年1月まで存続した（大佐正之『産業・貿易振興と金融政策』東洋経済新報社、1989年、pp. 249-250）。

86) 「昭和28～29年の金融引締めとその効果の浸透過程」（昭和32年8月 日本銀行調査局）『日本金融史資料 昭和統編』第9巻、1981年、p. 94～。

87) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、1985年、pp. 459-460。

に、下落し始めた（図6）。

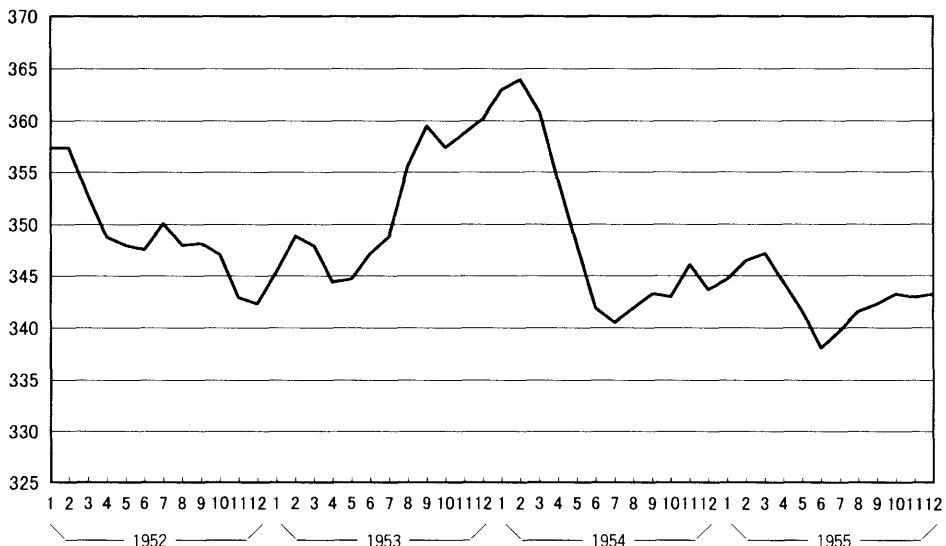
通関統計では、輸入が減少に転じたのは1954年4月以降であるが、輸入信用状の開設高は1954年1月（2億4,000万ドル）をピークに、急速に縮小に向かい、1954年初めには国内の輸入意欲は減退していた⁸⁸⁾（図7）。

財政政策が実行に移されたのは、1954（昭和29）年度に入ってからであった。したがって、財政政策は予算編成過程でのアナウンスメント効果を別とすれば、国際収支改善には役立たなかつことになる。しかし外貨危機を契機に、1954年度～1955年度にかけて「1兆円予算」と称する大胆な財政緊縮が実施されたことは特筆に値する。この点は、財政規模が縮小しなかつた1957年の外貨危機後とは大きく異なる点である。

為替面で実効ある政策が実施されたのは、1954年4月以降であった。

外貨割当を削減すれば、輸入を容易に減らせるはずであるが、国際収支改善の手段として外貨予算を用いることには異論が多く、緊縮予算が実現したのは1954年度上期であった⁸⁹⁾。外貨予算の縮小を否とする理由は、輸入量の減少

図6 卸売物価の推移（1952年1月～55年12月）



[注] 1934~36=1

[出所] 日本銀行「卸売物価統計調査」（東洋経済新報社編『昭和財政総覧』第2巻、1991年、p. 443）より作成。

88) 信用状統計には、通関統計よりも2～3ヶ月早く輸入動向の変化が現れる。

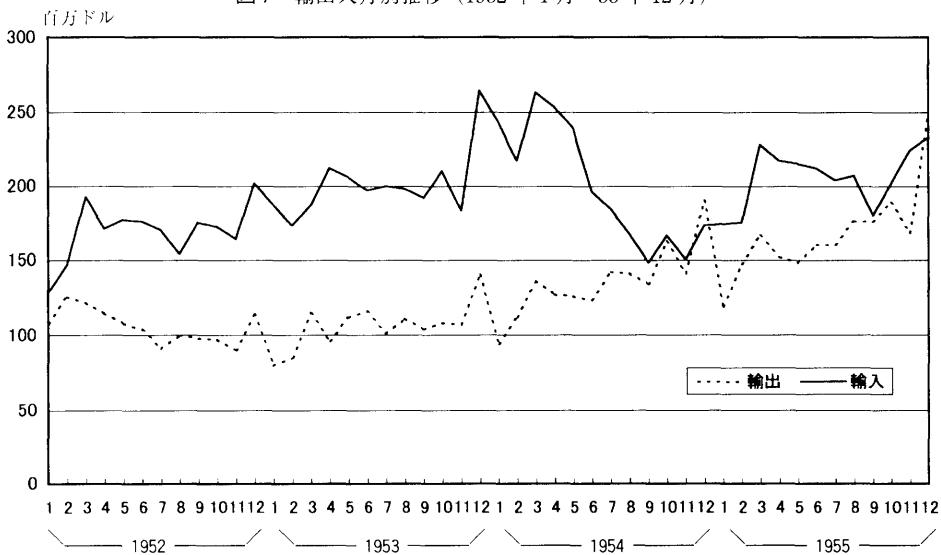
89) 伊藤正直は、1953年下期の外貨予算において「総合的国際収支の均衡確保」の方針が明

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

は、輸入物資価格の上昇、ひいては国内物価一般の上昇を招き、輸出競争力を弱めるというものであった。原材料等の輸入量は十分確保すべきとの意見が支配的であった。

1953 年度上期には、予算編成の際にすでにポンド保有高が急減していたにもかかわらず、外貨予算は増額された。国際収支の悪化が予想されている時に、前年同期を 2 億ドルも上回る金額を計上するのは誤りだと、ジャーナリズムは批判した⁹⁰⁾。小笠原三九郎通産相も、1953 年 5 月 9 日の記者会見で、「今までの外貨予算は業界の要求だけを基として組んでいるため、不要不急品の買付が多すぎる傾向がある」と指摘せざるを得なかった⁹¹⁾。それにもかかわらず、1953 年下期予算においても、輸入抑制は国内物価上昇を招くという理由から、削減は小幅に抑えられた⁹²⁾。

図 7 輸出入月別推移（1952 年 1 月～55 年 12 月）



[注] 通関統計。

[出所] 大蔵省「外国貿易概況」より作成。

示され、政策転換が行なわれたと述べているが、実効ある政策転換であったとは考えられない（前掲大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 11 卷、東洋経済新報社、1999 年、pp. 167-168）。

90) 『朝日新聞』1953 年 4 月 2 日は、「現在のように食糧に 5 億ドル、綿花、羊毛に 5 億ドルの年間支出を当然のことのように受入れる考え方では、いつになっても国際収支の均衡はえられないし、輸出に対する重圧も軽減されない」と述べている。

91) 『朝日新聞』1953 年 5 月 9 日。

1954年度上期予算では、ようやく、「従来採られて来た放漫な輸入政策に鋭い反省が加えられ」⁹³⁾、1953年度下期最終予算よりも約4億ドル少ない約11億ドルの予算が組まれることになった。しかし、すでに金融引締めの効果が現れ、輸入は不活発になっていたので、大幅に予算を削減したにもかかわらず、使い残しが生じ、確認率（外貨予算の使用率）は85%にとどまった。

輸入担保率の引き上げも、輸入抑制手段として用いられた。

輸入担保率（輸入保証金制度）は、輸入をしようとする者に対して、輸入申請額の一定割合（これを輸入担保率と呼ぶ）の保証金を外国為替銀行に預け入れさせる制度である⁹⁴⁾。輸入の実行を確保し、外貨予算の効率的運用を図るのが本来の目的であったが、輸入業者の資金コストを上昇させ、思惑輸入を抑える手段として用いられた。

輸入保証金は、1954年1月28日に初めて導入され⁹⁵⁾、2月6日、3月18日、4月6日、4月23日と、適用範囲の拡大、担保率の引き上げが行われた⁹⁶⁾。最終的には、不要不急品35%，一般原材料10%，重要原材料5%となった。輸入担保率の引き上げは、4月以降かなり大きな効果を發揮した。

以上、1953～54年の外貨危機対策の特徴として指摘できるのは、外貨危機の克服にもっとも貢献したのは金融政策であり、輸出振興策も少なからぬ効果があったことである（この点は後述する）。金融政策では、金利政策は用いられず、輸入優遇金融の縮小・整理が大きな意味を持った⁹⁷⁾。

（3）ポンド問題と日英支払協定⁹⁸⁾。

ポンド地域との貿易 1950年代には、ポンドの役割は依然として大きく、

92) 前掲『わが国外貨予算制度の解説』（東銀調査資料第16号）pp. 85-88。

93) 渡辺弥栄司（経済審議庁調整部貿易為替課長）「外貨予算実行上の諸問題」『金融財政事情』1954年6月21日号、p. 21。

94) 外国為替銀行は、担保金を日銀に再預託する（再預託を免除される場合もある）。輸入承認額の80%以上に相当する貨物の輸入が行われなかつた場合には、保証金等の担保は国庫に帰属する。なお、1970年5月に輸入担保金預入れは廃止され、1972年には規定そのものも廃止され、この制度は消滅した。

95) それまでは保証状のみであり、現金は徵収していなかった。

96) 『日本銀行沿革史』第5集第18巻、pp. 462-464。

97) 前掲「昭和28～29年の金融引締めとその効果の浸透過程」（昭和32年8月 日本銀行調査局）は、こうした非正統的な金融・為替政策の効果を強調している。

98) 1950年代の日英交渉を扱った研究には、Yokoi, *op. cit.* のほかに、内田勝敏『国際通貨

IMF 8条国移行と貿易・為替自由化（上）

ドル支配体制はまだ確立していなかった⁹⁹⁾。IMF 体制下ではドルが公的な基軸通貨になったが、貿易決済等の民間レベルではポンドが広く用いられた。またポンドは、ポンド地域の範囲内において基軸通貨の地位を保っていた。1950年代においても、世界の貿易契約の1/3はポンドで行なわれていた¹⁰⁰⁾。ポンドが交換性を回復したのは1958年末であり、それまではドルとポンドの2大通貨圏が並立していたのである。

日本にとってポンド地域との貿易は、ドル地域との貿易に引けをとらない重要性を持ち、とくに輸出では、ポンド地域はドル地域と同等の比重を占めた。ポンド地域への輸出がとりわけ顕著だったのは、朝鮮戦争期の1951～52年であり、輸出額はドル地域を凌駕した。ポンド地域への輸出額は、1953年に急減し、1953年、1954年の両年はオープン・アカウント地域がポンド地域を上回ったが、その後ふたたび、1954～57年にかけて大幅に増えた。輸入は、輸出と異なり、ドル地域からの輸入が圧倒的に大きかったが、1951年と、1956～57年にポンド地域は顕著な伸びを示した（図3-1, 3-2）。

ポンド地域との貿易の国別内訳を見ると、英本国の比重はそれほど大きくななく、東南アジア、オセアニアとの取引が主であったことがわかる（表8）。輸出先では、香港、パキスタン、インド、シンガポール、オーストラリアが上位を占め、英本国は7位であった。また、輸入では、オーストラリアの比重が高く（28.4%）、パキスタン、インド、マレー連邦と続き、英本国は5位であった。このようにポンド地域貿易の実態は、東南アジア、南アジア、大洋州との貿易であった。

日英支払協定の性格 ポンド地域との為替決済を定めていたのが、日英支払協定である。占領下の1948年に締結された日英支払協定は、1951年8月に、内容の異なる新協定に置き換えられ、この協定が1957年の廃止まで維持された。

新協定（1951年8月締結）は、つぎのような特徴を持っていた。

- ① 1948年の旧協定では、ポンドとドルとの交換が可能であった（いわゆる「ド

ポンドの研究』東洋経済新報社、1976年、「補論 戦後の日英貿易をめぐる諸問題—日英貿易会談の回顧を通じて—」がある。

99) 山本栄治『基軸通貨の交換とドル』有斐閣、1988年、第5章。

100) 山本栄治『国際通貨システム』岩波書店、1997年、p. 87。

表8 日本とポンド地域との貿易（1951～55年）

輸出市場	輸出		輸入市場	輸入	
	1951～55年 平均輸出額	ポンド地域輸 出額中の割合		1951～55年 平均輸入額	ポンド地域輸 出額中の割合
香港	7,536	14.2	オーストラリア	14,789	28.4
パキスタン	6,944	13.5	パキスタン	7,523	14.5
インド	5,883	11.5	インド	6,589	12.7
シンガポール	4,756	9.3	マレー連邦	6,253	12.0
オーストラリア	4,204	8.2	英國	5,443	10.5
英領西アフリカ	4,067	7.9	ビルマ	4,391	8.5
英國	3,661	7.1	南ア連邦	1,335	2.5
ビルマ	3,126	6.1	シンガポール	948	1.8
南ア連邦	2,719	5.3	英領東アフリカ	685	1.3
セイロン	1,726	3.4	香港	616	1.1
イラク	1,472	2.9	ニュージーランド	577	1.1
マレー連邦	1,066	2.2	イラク	420	0.8
英領東アフリカ	944	1.9	セイロン	239	0.4

〔出所〕『対スターリング地域貿易の考察』『東京銀行月報』1956年9月号、p. 49。

ル条項）のに対し、1951年の新協定では日本の取得したポンドはドルと交換できなくなった。

② ポンド収支の不均衡を是正する義務が、日英両国政府に課された。この規定は、貿易が不均衡に陥った場合に、日英交渉を通じて貿易の拡大均衡を図る根拠となり、ポンド地域貿易を拡大する効果を持った。

③ 協定の適用範囲が、英本国だけでなく、植民地、自治領を含むポンド地域全域に及んだ。

日英支払協定は双務支払協定の一種であるが、英國本国だけでなく、英國政府が直接に影響力を持たない自治領までも含む点で、独特の性格を持っていた。

IMFの原則に反する双務支払協定であったにもかかわらず、IMF対日コンサルテーションではほとんど論議の対象とはなっていない。この協定の主導権は英國側にあったので¹⁰¹⁾、IMFは日本と協議すべき問題ではないと考えたのであろう。

101) 内田、前掲書は、「日本はまったく自主的な適応策を欠いていた。日英会談のイニシアチブは終始イギリス側に握られていたといつても過言ではない」(p. 201)と述べている。内田は、英國の日本に対する優位を強調しきっているが、主導権が英國側にあったという評価は妥当と思われる。

1955 年の日英交渉 1953～54 年の外貨危機の後、日英貿易取極は暫定的に延長されていたが、1955 年 6 月から 4 カ月近くにわたる交渉の結果、1955 年 10 月に新たな日英貿易取極（期間 1955 年 10 月～56 年 9 月）が締結された。

1954 年 1 月の交渉の際には、日本のポンド残高は底をついており、英國側はポンド地域貿易の不均衡を是正するために、同地域の輸入制限措置を緩和することを約束した。その結果、対日貿易制限は大幅に緩和され、輸出は拡大に向かい、1954 年 1 月に 3,000 万ドルまで落ち込んでいたポンド残高は、1955 年 3 月には 2 億 4,500 万ドルまで回復した（図 3）。

1955 年の日英交渉は、前年とは一転して日本の輸出超過によりポンドが累積する状況下で、6 月 23 日に始まった。輸入実績は目標額の 2 億 950 万ポンドを大幅に下回る 1 億 4,648 万ポンドにとどまり、ポンド地域の対日入超は、1954 年 1 月から 1955 年 3 月までに 7,500 万ポンド以上にも達していた¹⁰²⁾。そのため、英國側は日本のポンド地域からの輸入促進を強く要請し、旧協定を大幅に上回る片道 3 億ポンドを提案した。これに対して、日本側は現状維持の貿易額を提示した¹⁰³⁾。

英國は、近い将来のポンドの交換性回復を見越し、対日貿易を出超にし、日本のポンド保有額を削減させることを狙っているものと見られていた¹⁰⁴⁾。

日本側は、新貿易取極において、①ポンド地域から稼いだポンドを同地域への支払に充てること、②1955（昭和 30）年度下期外貨予算に、1 億 2,750 万ポンド（3 億 5,700 万ドル）以上の金額（貿易および貿易外の合計）を計上することを英國に約束した¹⁰⁵⁾。

1956～57 年の日英交渉と協定の廃止 貿易取極の期限到来にともない、1956 年 10 月から日英会談が再開した。過去 1 年間において日本はポンド地域に対して大幅な入超となった結果、会談開始時には、日本のポンド保有高は 3,850 万ポンド（1 億 780 万ドル）まで減少していた¹⁰⁶⁾。日本側は、輸入増大は貿易

102) 『金融財政事情』1955 年 6 月 27 日号, p. 9。「日英貿易及び支払会談について」（昭和 30 年 6 月 8 日 為調）[旧大蔵省資料]。

103) 『金融財政事情』1955 年 7 月 11 日号, pp. 10-11。

104) 『金融財政事情』1955 年 8 月 8 日号, p. 10。

105) 柏木雄介（大蔵省為替局調査課長）「日英会談の背景と新協定の問題点」『財経詳報』第 3 号（1955 年 11 月 21 日）, p. 4。

取極を忠実に実行した成果であり、今度は英國側が輸入増加の努力をし、ポンド収支の均衡を図るべきだと主張した¹⁰⁷⁾。英國の経済情勢が悪化していたので、日本側は、英國から多くの譲歩を得ることは困難だと考えた。

この交渉の途中の1956年12月に、突然、英國側から日英支払協定廃止の提案がなされた¹⁰⁸⁾。英國側は、協定の廃止を提案した理由として、①双務支払協定の延長は対外支払を自由化する英國の政策に反すること、②不要の双務支払協定を維持することはIMFの目的に反することなどを挙げた¹⁰⁹⁾。対英IMFコンサルテーションで、IMFから協定の廃止を迫られたという見方もある¹¹⁰⁾。すでに、ポンドの交換性回復が日程にのぼっており、英國としては、1955年の貿易取極が功を奏して、日本のポンド保有高を縮小できた以上、もはや支払協定を維持するメリットはなかったものと考えられる。

1957年4月1日に日英支払協定は廃止された¹¹¹⁾。貿易取極は、1957年2月に新取極（期間1956年10月～57年9月）が締結され、その後も毎年更新されたが、重要性を失い、一般の関心を引くことはなかった。

1950年代の日英経済関係の評価　英國が日本のGATT加盟反対の急先鋒であったこと、GATT加盟後も英國等のポンド地域の国々が日本にGATT35条を援用し、貿易上の差別を行なったこと、1950年代には毎年のように、長期にわたるシビアな日英交渉が行なわれたことから、日本に対する英國の厳しい姿勢が注目され、日米関係におけるアメリカの温情的な態度と対比されることが

106) 1955年7月～56年7月までの日本のポンド保有高減少には、日本がポンド保有高を減らすためにロンドン市場で調達した砂糖約2,000万ポンド（5,600万ドル）が含まれていた（「日英通商会談について」（昭和31年9月5日 為調）【旧大蔵省資料 文書課文書Z604-7】）。日本は、ポンドの先行きに不安を感じ、保有高を減らしたと見られる。したがって、日本のポンド保有高減少は日本にとっても好ましかった。

107) 桜井裕（通産省通商局市場第一課）「新日英貿易取極について」『外国為替』第161号（1957年4月）p.3。

108) 日本側は、英國は当分の間、双務協定を維持する方針であると考えていた（「日英通商会談について」（昭和31年9月5日 為調）【旧大蔵省資料】）。

109) 『金融財政事情』1957年3月4日号, p.9。

110) 荒川健夫「難航した日英貿易会談」『貿易と関税』1957年4月号, p.50。この点は、まだ一次史料によって確認していない。

111) 1951年8月の日英支払協定は、一部が修正されたほかは、そのまま1957年の廃止まで維持された。

多い。しかし、ランカシャ綿業への壊滅的打撃の恐怖だけで、英國の対日政策を語ることはできない。

英國にも、対日貿易を円滑に進めようとする勢力（外務省、大蔵省）と、日本に警戒的な勢力（貿易省や産業界）が存在し、両者の対立と妥協を通じて対日政策が形成されたことは、赤根谷達雄や Noriko Yokoi の研究により明らかにされた¹¹²⁾。また、英國産業界の根強い対日警戒心にもかかわらず、英國政府が対日貿易を拡大しようとしたことは、交渉の経緯を見れば明らかである。そこには、対日貿易の拡大が英國全体の経済的利益にかなうという判断、自由貿易原則を尊重しなければならないという建前、アメリカとの外交面での協調の必要性といった動機が存在した。

1950 年代の対英交渉の難航と不毛さの責めの一半は、双務支払協定（および付属の貿易取極）に内在する困難さと、日英支払協定に固有の問題に帰せられるように思われる。

双務支払協定に内在する問題とは、2 国間で貿易を均衡させるのが困難であるという問題、個別の商品が論議の対象となり、特定の産業の介入が起きやすいという事情が指摘できよう。後者の点に関連する事例としては、1955 年の日英交渉において、過剰在庫を抱えるサケ・マス缶詰業界が対英輸出の拡大に強く固執した事例¹¹³⁾、また、自動車業界が「英國からランド・ローバーが 1 台でも輸入されれば日本の業者は倒産するという極端な主張」をしたため交渉が難航した事例¹¹⁴⁾を挙げることができる。

日英支払協定に固有の問題は、同協定が日英間の取引だけでなく、植民地、自治領さらには第三国までも含む特殊な双務支払協定であったことに起因する。

日英支払協定では、ポンド地域との間のポンド収支の均衡が両国に義務付けられていた。しかし、英國政府は自治領に対しては限定的な影響力しか発揮できず、植民地に対しても貿易取極を履行させる権限は持たなかった¹¹⁵⁾。貿易取極は、英國植民地の対日輸入見透し額を設け、その目標まで日本製品を輸入

112) 赤根谷達雄『日本のガット加入問題』東京大学出版会、1992 年、Yokoi, *op. cit.*

113) 『金融財政事情』1955 年 8 月 29 日号、p. 10、『日本経済新聞』1955 年 10 月 18 日。

114) 朝海浩一郎（外務省経済担当公使）「日英会談を顧みて」『日本経済新聞』1955 年 10 月 18 日。

115) ケニヤ、ウガンダ、タンガニカなどの英植民地は、タイヤ・チューブなど 6 品目の対日輸入禁止を始めとする対日輸入制限を行っていた（『日本経済新聞』1957 年 1 月 30 日）。

することを規定しているが、実際には、英本国は植民地政府に対して、義務を履行するようにとの通告以上の措置はとらなかった¹¹⁶⁾。

また、ポンドの振替可能性が高まり、ポンド地域に属さない第三国とのポンド収支が拡大したこと、貿易取極の履行を困難にした。日本のポンド収支における第三国割合は、1955年10月～56年9月の期間において、受取で17.9%、支払で15.8%に達した¹¹⁷⁾。ポンドの振替性が高まること自体は、貿易を円滑に進めるうえで、日本にとっては歓迎すべきことであった。しかし、英國の影響力がまったく及ばない地域が加わったため、貿易取極の実効性はいっそう弱まった。

こうした事情が存在したので、日英間では、制御不能な数字をめぐって交渉が延々と続けられたのである。吉野文六外務省經濟局第四課長は、1956～57年の交渉について、「僅か1ヵ年間の有効期間を持つ協定を5ヵ月間かかって交渉したことになり、まことに驚き入った話である」と述べ、その原因は、1951年の新協定になってからも、「依然として、スターリング地域と日本との貿易を全般的・包括的に規制するのは、日本と英國との間の貿易協定ないしはポンド支払協定であると信じていた」日本側の「根本的認識不足」にあったと指摘している¹¹⁸⁾。

1958年末にポンドの交換性が回復して、多角的決済が進み、また、脱植民地化により英帝国圏の絆も弱まってゆくと、日英間の貿易交渉は急速に重要性を失った。

2 1953年度コンサルテーション

(1) コンサルテーションの経緯

コンサルテーション 日本がIMFに加盟してから最初のコンサルテーションは、1953年6月28日から東京で行われた。IMF副専務理事マール・コクランを団長とするIMFスタッフ・チーム5名が来日し、約2週間にわたり協議が行われた¹¹⁹⁾。

116) 桜井裕（通産省通商局市場第一課）「新日英貿易取極について」『外為』第161号（1957年4月）p.5。

117) 同上, p.4。

118) 吉野文六「日英支払協定の新展開」『経團連月報』第5巻第4号（1957年4月），pp.36-37。

119) 『日本經濟新聞』1953年6月29日。『金融財政事情』1953年6月22日号, p.8。スタッ

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

大蔵、外務、通産などの関係各省は、事前に協議し、6月27日までに以下のような方針を決定した¹²⁰⁾。

- ①為替管理：現在約10億ドルの外貨準備が存在するのは、朝鮮戦争による臨時のドル収入があったからであり、今後、国際的な競争激化が予想されるので、現在以上に為替管理を緩和はできない。
- ②輸出振興外貨資金：この制度は外貨割当を簡素化するために機能しており、廃止は困難である。ドル地域への輸出だけでなく、今後は、ポンド、オープン・アカウント地域にも適用したいと考えている。

このように、日本政府は、為替管理を緩和する意志はないという強い姿勢でコンサルテーションに臨んだ。日本の為替制度は IMF の指導の下に作られた、いわば IMF のお墨付きの制度であり、また、IMF は為替制限撤廃に漸進主義で臨んでいるので、当面、為替制限撤廃を迫られる惧れはないと、日本の当局が考えたものと思われる¹²¹⁾。

対日勧告 交渉の詳細は、議事録が入手できなかつたので明らかではないが、1953年9月23日のIMF理事会で決定した対日勧告は、以下のよう簡単なものであった。勧告において、具体的に指摘された問題点は、リテンション・クオータ制のみである¹²²⁾。

フ・チームのメンバーは、ほかに、為替制限局長 I. S. フリードマン、極東部長チャン・チュウン・リヤング、為替制限局員 E. A. ウィチンなど。第1回目であったので、為替制限を緩和・撤廃を討議するという目的は、ジャーナリズム等には充分に理解されておらず、IMF スタッフ・チームが為替レートの再検討のために来日したという観測も流れた（『時事通信 金融と財政版』1953年6月13日）。

120) IMF スタッフ・チームの質問事項に対する回答は、史料が残っていないので、新聞記事による（『日本経済新聞』1953年6月28日）。

121) 1952年11月に、大蔵省為替局は、「基金の為替制限除去に対する漸進的態度及び世界各国の先例等からみても、基金が今直ちに、わが国の為替管理を撤廃すべしとするが如き態度に出るものとは思われない」という見解を表明している（「[第15国会] 重要想定問答」（[大蔵省] 為替局、昭和27年11月）、p. 51）。

122) “Japan Part I—Staff Report and Recommendations—1954 Consultations,” Nov. 5, 1954 [日本銀行渉外部『国際通貨基金』昭和30年 日本銀行金融研究所保管資料 A4862]。1953年度の各国とのコンサルテーションにおいて IMF は、リテンション・クオータ制の廃止を集中的にとりあげた（IMF, *Fifth Annual Report on Exchange Restrictions*, Washington DC., 1954, p. 16）。

- 1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第14条第4項に基づいて基金と協議した。
- 2 日本の国内生産は急速な勢いで復興しているが、通常の外貨収入がかなり少ないので、相当の特別為替受取がなければ、国際収支の均衡を保てない状態にある。特需や他の特別の源泉からの外貨獲得は、将来的には減少すると見られるが、短期的には輸出増大の見通しは明るくない。こうした点から基金は、国内生産の合理化、貿易の拡大、輸出価格競争力の強化への日本の努力を歓迎するが、他方で、国内における拡張的政策が、インフレ圧力を増大させ、物価の上昇と、国際収支の不均衡を拡大させることを懸念している。国内通貨の安定は、健全な経済構造を樹立するために、また、通常の貿易の拡大を通じた国際収支均衡のために決定的に重要であろう。
- 3 基金は、最近日本がリテンション・クレジット制度を変更したことを承知している。基金は、新たな制度がもたらす影響に懸念を抱いており、リテンション・クオータに関する1953年5月4日の基金の決定を遂行するという観点から、今後さらに日本と協議を続けたいと考える。
- 4 1953年のコンサルテーションを締めくくるにあたり、基金は日本の過渡的制度の維持に関してこれ以上のコメントはない。

(2) 輸出振興外貨制度

リテンション・システム 1953年のコンサルテーションの焦点は、リテンション・システム（輸出振興外貨制度）の廃止であった。

輸出振興外貨制度は、輸出業者に対して、輸出によって得た外貨の一部を、輸出振興の目的で優先的に輸入等に利用させる制度である。輸出の拡大に貢献した業者を優遇し、業者の輸出努力を促すことを狙いとした。

この制度は、獲得外貨の一部を輸出業者に留保するという意味から、一般的には、リテンション・システム (retention system) と呼ばれた。1950年代初めに、各国が相次いでリテンション・システムを採用し始めると¹²³⁾、IMFは、1952～53年に、この制度を廃止すべく、各国に働きかけた。外貨利用権（輸入権）がプレミアム付で売買され、二重為替レートを発生させることが、IMFの規定に反すると見なされたためである。

123) 1952年当時、オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシア、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデンなどがこの制度を採用していた (Margaret G. de Vries & J. Keith Horsefield, *op.cit.*, p. 264)。

1952 年 9 月の IMF 総会において、リテンション制度の廃止および同制度に関する調査実施の決議（ベルギー総務が提案）が採択され、さらに、翌年 5 月 4 日に、IMF 理事会はリテンション制度の廃止勧告決議を行った¹²⁴⁾。したがって、IMF スタッフ・チームが、1953 年度コンサルテーションにおいて、輸出振興外貨制度の廃止を日本に対して求めることは、十分に予想できた。

輸出振興外貨制度の拡充　日本の輸出振興外貨制度は、優先外貨制度¹²⁵⁾を引き継ぎ、1951 年 12 月に発足した¹²⁶⁾。輸出振興外貨の算定率（輸出業者の獲得外貨のうち優先的に使用できる比率）は、商品カテゴリーによって、15%，10%，5% の 3 種類あった。輸出振興外貨は、「輸出振興又は経済の復興若しくは安定に寄与すると認められた商品」の輸入や海外渡航費等の目的に限り使用することが認められた¹²⁷⁾。輸入権の転売は、制度の発足当初は認められていなかったが、1952 年 7 月の改正で、事実上、認められるようになった¹²⁸⁾。

通産省は維持論に立ち、「この制度の廃止を考えるには日本の輸出貿易の根は浅すぎる」、「輸入方式の 1 つの調整弁的存在としての持味に至っては、今後益々重要となろう」と主張した¹²⁹⁾。これに対し大蔵省は、IMF が廃止の方針を打ち出している以上、それを否定できないので、「できる限り現行制度の存続を主張するが、止むを得ないときは通貨基金当局と協議の上所要の改正を加える」ことになると考えた¹³⁰⁾。

IMF スタッフ・チーム来日までに、政府内の調整が行われた結果、リテンション・システムは、「輸出の促進及び為替割当手続等の簡素化を目的とするものであって、我が国の貿易の現状にかんがみて依然としてこの制度を存続す

124) 『日本銀行沿革史』第 5 集第 18 卷, p. 535, 通商産業省編『通商産業政策史』第 6 卷, 通商産業調査会, 1990 年, pp. 133-138。

125) 優先外貨制度は、GHQ/SCAP が、1949 年 7 月～51 年 6 月に実施した制度。

126) 当初は、ドルだけでなく、英ポンドおよびオープン・アカウントにも適用されたが、ポンドが累積したため、1952 年 7 月からはドルのみへの適用に変更された。（『日本銀行沿革史』第 5 集第 18 卷, pp. 534-535）。

127) ここに示したのは、1952 年 7 月改正で実施された基準。

128) 今村昇（通産省通商局為替課長）「輸出振興外貨制度の改正について」『外国為替』第 78 号（1953 年 8 月）, pp. 1-2。

129) 同上, p. 3。

130) 「優先外貨制度について」（〔大蔵省〕為替局総務課 昭和 28 年 2 月 24 日）[旧大蔵省資料]。『日本経済新聞』1953 年 3 月 2 日。

ることが望ましく、現在のところ、これを廃止することはできない」との態度を決定した¹³¹⁾。加工輸出貿易を主とする日本にとって、この制度は、原材料、機械類の輸入に対してインセンティブを与え、輸出を促進する役割を果しているというのが理由であった。

1953年度のコンサルテーションの場で、IMFスタッフ・チームは、この制度の早期廃止を強くは求めなかつた¹³²⁾。そのため、1953年8月、輸出振興外貨制度は外貨資金特別割当制度（通称 マル特）と名称を変更の上、かえって拡充されることとなつた。この改正は、算定率を一律10%とする、適用通貨をドル以外にポンド、オープン・アカウントにも拡大するなど、通産省の意向を反映し、制度の拡充を図るものであつた¹³³⁾。

通貨ドル以外へ拡大したのは、この制度のドル輸出報奨制度の側面を是正し、不振に陥っていたポンド圏への輸出を奨励するためであつた¹³⁴⁾。

このように IMF の決議を無視して、政府は1953年から1955年にかけて、この制度を拡大強化したのである¹³⁵⁾。制度の拡大は、特別外貨資金の利用金額が、制度改正前の1951年12月～1953年3月までの合計が5,342万ドルであったのと比較して、1954年には5,500万ドル、1955年には1億660万ドルと増大したことに反映されている¹³⁶⁾。

1954年度のコンサルテーションにおいては、IMF側は、制度の縮小が進んでいないことに不満を示した。1954年末に大蔵省は、IMFの勧告、貿易自由化の見地から、この制度の維持に批判的な見解をあらためて表明したが¹³⁷⁾、通産省は、廃止は得策ではないとの意見を変えず、両者の見解の相違は埋らなかつた。

131) 「輸出振興外貨資金制度の改正案について」（昭和28年7月8日 日本銀行為替管理局長）『日本銀行沿革史』第5集第18巻, p. 586。

132) 通商産業省編『通商産業政策史』第6巻, 1990年, p. 137。

133) 『金融財政事情』1953年5月11日号, p. 10, 『朝日新聞』1953年5月23日。

134) 『金融財政事情』1953年8月10日・17日合併号, p. 4。

135) たとえば、外国為替審議会における大島委員のつぎの発言からも、リテンション・クオータ制度が輸出振興に役立つと見なされていたことがわかる。「輸出振興策の過去における外国の例をみても、輸出市場の維持開拓に資金を注いだフランス、イギリス等の場合は大した効果を挙げておらず、40% retention quota の実施等の思い切った手を打ったドイツは成功している。」（「第57回外国為替審議会議事録」（昭和32年8月9日））。

136) 『日本銀行沿革史』第5集第18巻, p. 588。

137) 『金融財政事情』1955年1月1日号, pp. 19-20。

外貨資金特別割当制度の廃止 しかし、外貨危機が遠のくと、「特殊貿易制度」縮小論が次第に優勢になり、制度の見直しが始まった。輸出振興外貨の算定率は、1955年3月に、輸出代金の10%から5%へ、さらに1957年1月には、5%から3%へ引き下げられた。その結果、特別外貨資金の利用金額は、1955年をピークに、1956年以降は減少に向った。

外貨資金特別割当制度の存在は、1950年代後半にはすでに小さくなっていたが、IMFは、コンサルテーションの度に、リテンション・クオータ制の廃止を強く求めた。日本側は、外貨資金特別割当制度は二重為替レートではなく、外貨割当手続きの簡易化のための便宜だと主張して、この制度を維持しつづけた。1958年4月に輸入権に過去最高の22%のプレミアムが付いたことを見れば、日本側の弁明は根拠薄弱であったと言えよう¹³⁸⁾。

貿易・為替自由化の実施にともない、この制度は1960年10月1日に廃止された。

3 1954年度コンサルテーション

(1) コンサルテーションの経緯

コンサルテーション 1954年度のコンサルテーションは、8月2日～13日まで東京で行われた。IMFスタッフ・チームは、アジア局次長マーフィー、アジア局極東部次長神代鐸忠（元大蔵省財務調査官）、為替制限局Y.C.ワンの3名であった¹³⁹⁾。日本側からは、東条猛猪大蔵省為替局長をはじめ、大蔵省、通産省、経済審議庁、日銀の担当者が参加した。公式セッションの後、IMFスタッフ・チームは小笠原三九郎蔵相、愛知揆一通産相、岡崎勝男外相、一万田尚登日銀総裁と会談した。

1954年度コンサルテーションの焦点は、国際収支問題であった¹⁴⁰⁾。マーフィー団長は、来日時の記者会見で、「IMFとしては日本の国際収支の現状と見通しに最も関心を持っている」と述べた。

コンサルテーションでIMFスタッフは、卸売物価が1954年のピークには

138) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度—』第12巻、p. 51。

139) 『日本経済新聞』1954年7月31日。

140) 以下、コンサルテーションの経過については、“Japan Part 1 - Staff Report and Recommendations - 1954 Consultations,” Nov. 5, 1954 [日本銀行渉外部『国際通貨基金』昭和30年 日本銀行金融研究所保管資料 A4862] による。

1950年平均と較べて50%も上昇しており、これが輸出不振の最大の原因であると指摘し、引締め政策の強化を求めた。財政面では、特別会計歳出の増大、税収の減少を問題視し、金融面では、公定歩合の引き上げを求めた。

日本側は、すでに課税水準は高く、これ以上の税の引き上げは困難であると答えた。また、金利上昇は生産コストの増大を招くので、公定歩合の引き上げは好ましくなく、高率適用制度の強化で対応すべきだと反論した。

IMFスタッフは、進行中のデフレ政策のゴールについて、小笠原蔵相の示した1952年の物価水準に戻すと言う目標は達成されているが、これでは不十分であるとし、いっそうの物価引き下げを求めた。日本側は、コンサルテーションの場ではこれに対して答えなかったが、その後、1954年9月のIMF総会の際に、小笠原蔵相からIMFに対し、国内経済への悪影響を考慮して、これ以上の物価引下げを目標とはしないと伝えた。

為替制限についてIMFスタッフは、ディス・インフレ政策により国際収支が改善されるまでは、為替制限の緩和が困難だという事情は了解しているとしたうえで、なお、①双務支払協定の縮小、②リテンション制度のさらなる検討、③輸出入リンク制の廃止などを求めた。

IMFスタッフは、日本の貿易のかなりの部分がオープン・アカウト貿易であることについて、双務支払協定は多角的貿易を歪め、日本の輸入品の高価格を招くと批判した。これに対して日本側は、双務支払協定は輸出促進に有益であり、近い将来、縮小する考えはないと返答した。

輸出入リンク制に関してIMFスタッフは、この制度が特定の物資の輸入に対して禁止的為替レートを、また、特定の物資の輸出に対しては補助金を与えることになると指摘した。日本側は、IMFスタッフの主張を認め、この制度の廃止を優先課題とし、次回のコンサルテーションまでに廃止さするよう努力したいと述べた。

オブザーバーとして参加した湯本理事は、コンサルテーション終了後の記者会見において、①スタッフ・チームは、日本が財政規模の圧縮や金融引締めに努力している点、ことに物価が下落した点を高く評価している、②スタッフ・チームは、粗糖輸入と輸出物資のリンク制に非常に関心を持っていたので、理事会で、輸出入リンク制は好ましくないとの決議が行われるかもしれない、③一部に風評のあった為替レート切下げについては、IMFは為替レートを維持

する立場にあり、まったく議論の対象とはならなかった、ことを明らかにした¹⁴¹⁾。

対日勧告 1954 年 12 月 6 日の IMF 理事会において、スタッフ・チームの報告書および勧告にもとづいて審議が行われ、決議が採択された¹⁴²⁾。

討議の結果、以下の対日勧告が決定を見た。

- 1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第 14 条第 4 項に基づいて基金と協議した。
- 2 日本の工業生産は急速に増大し、今や戦前水準をはるかに凌駕している。農業生産は、人口が大幅に増大したにもかかわらず、戦前と同水準にとどまっている。工業生産の高水準と、相当の援助にもかかわらず、日本の国際収支は深刻な不均衡に陥っている。日本は、輸入制限を強化し、双務協定やある種のバーター貿易を利用し、輸出促進のためのあらたな為替措置の導入が不可欠だと考えている。最近数ヵ月、日本の対外ポジションは改善した。
- 3 日本の国際収支上の困難の主たる原因是、国際価格と較べて、国内価格・コストが高いことにある。基金は、1953 年秋に開始されたディスインフレ政策と、その政策が今日までに価格引下げ効果をあげたことを歓迎する。基金は、この政策が国際収支の均衡を回復し、為替制限緩和を実現するための大きな一步となると信ずるものであり、またこの政策は持続され、必要であれば強化されねばならないと考える。
- 4 （基金は、現在の状況のなかで、双務協定、バーター貿易、輸出入リンク制に依存していることに着目しており、日本の経済状態が改善されるに伴い、多角的システムに向けて、そのような措置が次第に除去されて行くことを期待する。）¹⁴³⁾ 基金はまた、日本が、工業生産と直接関係のないすべての輸出入リンク制の廃止を優先的課題としていることに注目しており、基金は、1 年以内にこの目的が達成されることを期待する。基金は、日本のリテンション・クオータ制度の効果が、外貨の能率的割当に限られていないと感じている。したがって、基金は、リテンション・クオータ制に関する 1953 年 5 月 4 日の IMF 決議の実施に関し、日本とさらに協議を行いたいと考えている。
- 5 1954 年のコンサルテーションを締めくくるにあたり、基金は日本の過渡的制度の維持に関してこれ以上のコメントはない。

141) 『朝日新聞』1954 年 8 月 14 日。

142) "Minutes, Executive Board Meeting 54/61," Dec. 6, 1954 [旧大蔵省資料], 「基金議事録ドット (仮訳) EBM/54/61」1954 年 12 月 6 日 [旧大蔵省資料]。

143) カッコ内は、理事会の討議の結果、原案に付け加えられた部分。

（2）輸出促進策

「輸出第一主義」 1953～54年に、不況対策として、種々の輸出振興策が実施された。1954（昭和29）年度上期の外貨予算には、輸出振興により国際収支を拡大均衡に導くという趣旨で、加工貿易、求償（バーター）貿易予算の増額、リンク制の強化、商社外貨割当の拡大などの諸政策が盛り込まれ、「輸出振興予算」と呼ばれた¹⁴⁴⁾。

輸出入リンク制、外貨資金特別割当制度（リテンション・システム）、バーターリンク（求償）貿易、オープン・アカウント（双務支払協定）などは、差別的通貨取扱を廃止するIMFの方針に反するものであり、1950年代後半のコンサルテーションでは、その縮小・廃止を迫られることになった。

当時、「輸出第一主義」と呼ばれた戦略的な輸出政策や保護主義は、政官財界から広く支持されていた¹⁴⁵⁾。財界は一致して、輸出振興策の導入を求めており、1953年5月12日に経団連、日経連、関経連がまとめ、各党に提出した「経済基本政策に関する意見」¹⁴⁶⁾は、「輸出第一主義の徹底」を謳い、独禁法の改正、輸出信用保険制度の各順、貿易関係金利の引下げ、輸出入リンク制度の採用などを挙げた。

「新輸出計画」 1954年9月に通産省が発表した「新輸出計画」には、通商貿易政策が抱えていた問題が、浮き彫りされている¹⁴⁷⁾。

国際収支危機に直面して、「輸出増大を通ずる経済自立の達成」が課題となるなかで、1954年3月頃から通産省と経済審議庁は、輸出振興対策を検討した。経済審議庁の大来佐武郎が中心となって案を纏め、7月に成案を得た。

144) 『朝日新聞』1954年4月1日。

145) 河野康子「輸出振興と政党政治——昭和28年度予算修正をめぐる政治過程——」『年報近代日本研究』15（1993年）は、輸出所得特別控除制度の導入過程の分析を通じて、「自由放任主義」と対立的な産業政策が、政党・官僚の提携を通じて形成された経緯を明らかにしている。

146) 『日本経済新聞』1953年5月13日。

147) 「新輸出計画」については、『通商産業政策史』第6巻、第4章第3節「輸出振興と輸出秩序の確立」（寺村泰執筆）pp. 280-286、浅井良夫「『経済自立五ヵ年計画』の成立（1）」成城大学『経済研究』第145号、1999年7月、pp. 96-99、高橋和宏「講和後初期の輸出振興政策と東南アジア——1952—1954——」『国際政治経済学研究』（筑波大学）第9号、2002年3月、pp. 81-84、小野善邦『わが志は千里に在り—評伝・大来佐武郎』日本経済新聞社、2004年、pp. 146-149 参照。

「新輸出計画」は、東南アジアへの重工業製品輸出が期待に反して伸び悩んでいることへの反省から出発していた。計画の趣旨は、東南アジアに対しては長期的視点から重工業製品の輸出市場開拓に取り組むが、当面は、先進国と較べて賃金が安いという「中進国」¹⁴⁸⁾ の利点を活かし、「アメリカ経済のウラを行」き、労働集約的な機械類（注文生産品や光学器械、ミシンなど）や雑貨などの「小物で外貨を稼ぐ」というものであった¹⁴⁹⁾。「輸出伸張期待産業」として掲げられたのは、外貨手取り率が高い34業種であり、鉄鋼は亜鉛鉄板以外は輸出適格産業ではないとして外された。

「新輸出計画」は、「漠然と東南アジア市場と重機械類に期待をかける」楽観論を批判するという点で、当時の問題の一端を鋭くついていた¹⁵⁰⁾。しかし、この計画に対しては、「重化学工業製品の本格的輸出振興が再びとり残される」という強い反発がただちに起きた¹⁵¹⁾。

この計画は、新たな展望を開いたというよりも、むしろ八方塞がりの当時の状況を反映していた。重工業製品の輸出が拡大しないのは、他の先進諸国と較べて生産性が低いためであったが、外貨危機・緊縮政策の中で、企業は合理化投資に本格的に取り組めない情勢にあった。二重価格などの手段で人為的に重工業製品の輸出を伸ばそうとすれば、IMF等から強い批判を浴びることになる¹⁵²⁾。労働集約型の製品の先進国向け輸出拡大という構想は、こうした困難

148) 「中進国」という用語は、坂本二郎「日本経済の中心的特質」中山伊知郎編『日本経済の構造分析』東洋経済新報社、1953年が初めて用い、広まったとされる（金森久雄『体験戦後経済』東洋経済新報社、1985年、p. 161）。

149) 大来佐武郎（経済審議庁調査官）「輸出はどうすれば伸びるか」『ダイヤモンド』1954年5月11日号、pp. 66-70。

150) 末廣昭「経済再進出への道——日本の対東南アジア政策と開発体制」中村政則他編『戦後日本 占領と戦後改革』第6巻、1995年、p. 238。

151) 片山謙二（江商調査課長）「新輸出計画を笑う」『朝日新聞』1954年7月30日、片山健二「新輸出計画の基礎は何か」『東洋経済新報』1954年9月4日号、pp. 51-54。

152) 「新輸出計画」がIMF等の輸出促進政策批判に配慮したものであったことは、大来が次のように述べている点から確認できる。「いま一つの注意すべき点は、最近ヨーロッパ諸国における通貨の交換性回復問題と関連して、貿易の自由化、ならびに人為的輸出助成策の撤廃が、日程にのぼっていることである。西ドイツ政府も、輸出商社および輸出産業に対する現行の法人税上の優遇措置を、明年中に廃止することに同意している。このような世界貿易の動向からみれば、わが国としても、人為的な助成手段を用いなくても、海外市場で太刀打ちできる産業をできるだけ育成して、今後に備えねばならぬわけである。」（大来佐武郎「新輸出計画を笑うなかれ」『朝日新聞』1954年8月7日）

を打破するためのものであった。国内で積極的な投資拡大ができない状況下で、「とりあえず輸出拡大の可能性の大きいものに期待をかけざるを得ない」という状況を反映したもの¹⁵³⁾ という評価が適切だろう。

「新輸出計画」は、具体的措置の裏付けはなかったので、計画というよりも、予想であったが、1955年以降、大來の予想は的中し、対米貿易を中心に、労働集約型製品の先進国向け輸出が拡大した。

だが、対米輸出の急増は、アメリカの中小企業に打撃を与え、たちまちにして対米貿易摩擦という新たな壁にぶつかることになった。「中進国」論の支持者であった金森久雄（経済企画庁調査課）は、1957年になると、輸出の二面性は国内の二重経済構造に起因するものであるとし、対米貿易摩擦を例に挙げて、「ある時期には日本の輸出拡大のために役立った経済の二重構造がかえって輸出を妨げるような段階に入っている」と指摘し、将来の貿易の発展のためには二重経済の解消こそが必要なのだと説くに至った¹⁵⁴⁾。

輸出促進策の評価 石井晋は1950年代前半の輸出促進策の効果を造船・海運業、鉄鋼業について、分析している¹⁵⁵⁾。粗糖リンク制は、造船業の操業維持により失業を防止するという、必ずしも「合理的」ではない動機によるものであったが、結果的に見て長期的「合理性」を有していたと石井は結論づけた。また、鉄鋼業に対する出血補償制については、1954年の鉄鋼輸出を拡大する効果はあったが、長期的に実施すれば、マイナスの影響が起きる惧れがあったと述べ、輸出促進効果よりも、一時的な輸出拡大が内需拡大を刺激した効果を評価している¹⁵⁶⁾。すなわち、1953～54年にとられた戦略的な輸出振興策は、一時的な政策としては有効であったという主張である。この結論は、おおむね妥当だと思われる。

しかしながら、人為的輸出拡大策が短期間実施されただけであったのに、1954

153) 『通商産業政策史』第6巻、第4章第3節「輸出振興と輸出秩序の確立」（寺村泰執筆）
p. 283。

154) 金森久雄「日本貿易の二面性と二重経済」『通商産業研究』1957年9月、pp. 53-61。

155) 石井晋「重点的産業振興と市場経済——戦後復興期の海運と造船——」『社会経済史学』
第63巻第1号（1997年4・5月）。

156) 石井晋「高度経済成長前夜の輸出振興政策——鉄鋼業を中心として——」『社会経済史学』
第61巻第3号（1995年8・9月）。

年後半から輸出が好転したのであろうか。1954 年 4 月～9 月の各輸出産業の状況を分析した日銀調査局の「最近の輸出好転の安定性に関する検討」のコメントは示唆的である¹⁵⁷⁾。それによれば、出血補償なしではコスト割れするのは船舶、プラント類だけであり、鉄鋼製品も大部分は採算が取れていたという。船舶も、1953 年から 1954 年にかけて船価が低下し、1955 年にはイギリスよりも安価になった。輸出振興策は、競争力を持たない輸出産業の競争力を高める政策というよりも、在庫処分や操業水準維持を主たる目的とした不況対策の色彩が強かったと見ることが出来る。

(3) 輸出入リンク制

輸出入リンク制の種類 輸出入リンク制（輸出リンク制とも言う）は、輸出実績に応じて輸入外貨を割り当てる制度である。輸入原材料が内需に向かうのを防ぎ、輸出用の製品の原材料として充当する目的で、1953～54 年度に、輸出入リンク制が実施された¹⁵⁸⁾。

輸出入リンク制には、①原材料リンク制：特定の産業の製品輸出と原材料輸入をリンクさせる方式（原材料輸出リンク制）と、②特殊リンク制：特定の物資の輸出において生じる赤字を、これとは無関係の物資の輸入益により補填する方式（出血補償リンク制および市場リンク制）、③総合リンク制¹⁵⁹⁾：特定の商品を指定せず、一定額の輸出に対して、一定額の輸入を割り当てる制度がある¹⁶⁰⁾（表 9）。

原材料輸出リンク制 原材料輸出リンク制は、繊維原料（綿製品、毛製品、人絹スフ製品）、輸入屑鉄等について実施された。

① 繊維原材料リンク制

綿製品の輸出実績を勘案して原綿の外貨割当を行う方式は、1950 年から存在したが、綿製品リンク制が輸出振興を目的に実施されたのは、ドル地域につ

157) 「最近の輸出好転の安定性に関する検討」（日本銀行調査局 昭和 29 年 12 月 3 日）『日本金融史資料 昭和続編』第 13 卷, pp. 124-129。

158) 『通商産業政策史』第 6 卷, p. 129。

159) 総合リンク制は、1952 年頃に検討されたことはあるが実施には至らなかった（「輸出入総合リンク制度の構想」『エコノミスト』1952 年 3 月 11 日号, pp. 34-38）。

160) 尾上利治『外国為替の特殊研究』産業経済社, 1956 年, pp. 344-345。

表9 輸出入リンク制の概要

(1954年8月現在)

	種 別	被割当業者	地 域	リンク方式及びリンク率
原 材 料 リ ン ク	原綿リンク	綿紡各社	全 地 域	1. 各紡績会社輸出実績に応じて輸出品製造に必要な原綿量及び、浸染、プリント等の加工度に応ずる報奨率それに乗じた原綿量との合計（数量リンク） 2. 平均リンク率 115%
	原毛リンク	毛紡各社	全 地 域	1. 事前割当 輸出計画金額（前期実績の2倍を限度とする）に商品別原毛リンク率を乗じた金額（金額リンク） 2. 事後割当（1954年10月より改訂実施の予定） (イ) 輸出実績に応じ 10%～20% (ロ) 輸出計画の遂行率に応じ 5%～25%
	化織リンク	人絹、スフ メー カー	全 地 域	1. 各メーカーの輸出実績に応じ、輸出品製造に必要な、パルプ量に商品別リンク率を乗じた数量（数量リンク） 2. 平均リンク率 98.2%
	屑鉄リンク	メー カー	全 地 域	鉄鋼半製品、鉄鋼素材、鉄鋼二次製品、プラント類の輸出に使用される屑鉄所要量（鋼材屯当たり屑鉄0.42屯）数量リンク
	牛脂リンク	メー カー	全 地 域	① グリセリン……FOB 輸出価格の2.5倍 ② その他（硬化油、脂肪酸、活性剤）……FOB 輸出価格 ③ 共に金額リンク
出 血 リ ン ク	粗糖リンク	輸 出 者	全 地 域	対象物資（プラント類、寒天、ビタミン油、鯨油等）の損失額（Cost 輸出FOB、但し輸出FOBの15%を限度とする）の半分を補償するに足る粗糖（粗糖屯当たり\$50とす）
市 場 リ ン ク	バナナ・リンク	輸 出 者	台 湾	輸出FOBの20%（特定品（機械等）については10%）
	コンビネ ーショ ン取引	—	アルゼンチン	① アルゼンチンより羊毛、小麦を輸入し、日本から鉄鋼を輸出する ② アルゼンチン為替相場による差益金の一定割合を鉄鋼メーカーに渡す

[出所]「現行リンク制度の概要」(昭和29年8月21日 為替局) [旧大蔵省資料]。

いては1952年7月から、その他地域については同年10月からであった。その後、1953年1月に制度が整備され、同年6月に制度としての完成を見た。

原綿については、1950年1月から1961年3月まで、外貨予算による外貨割当が綿業全体を規制した「外貨割当時代」¹⁶¹⁾であったが、そのなかで、リンク制度は要の位置にあった¹⁶²⁾。原綿は、1952年までは、主として設備を基準

161) 日本綿花協会編『綿花百年』下、1969年、p. 493。

に割り当てられたが、紡績業の復興が終り、過剰設備問題が顕在化し、他方で、輸出促進が強く意識され始めると、割当基準の重点は輸出額に置かれるようになった。その後も、内需向け設備割当と輸出リンク割当とは並存し続け、原綿割当をめぐる両者の調整は難航した。また当初、割当は紡績業者を対象に行われたが、輸出のインセンティブを与えるという趣旨で、1954年7月からは商社に対する割当制度（Cリンク）、1955年3月からは織布専業者に対する割当制度（タンク糸制度、Wリンク）が実施され、誰が輸出リンク割当の対象になるかが争点となつた。

輸出入リンク制は輸出拡大の効果を発揮した反面、割当枠獲得のための安値での輸出競争を招き、外国からダンピング輸出の非難を受けるおそれがあるという問題を持っていた¹⁶³⁾。

毛製品のリンク制は、1950年から部分的に実施されていたが、当初は外貨獲得の効果は薄く、本格的成立は、1953年4月以降である。

人絹スフ（原材料はパルプ）のリンク制は、1953年10月から実施された¹⁶⁴⁾。

織維原材料の輸出リンク制は、1950年代には輸出拡大に一定の役割を果したが、原材料の輸入自由化（1961年4月、綿花・羊毛輸入自由化）によって消滅した。

② 屑鉄リンク制

輸入屑鉄の輸出リンク制は、1954年4月～55年3月に実施された。鉄鋼原材料に占める屑鉄の比重が小さいために、輸出促進効果はあまり発揮しなかつた¹⁶⁵⁾。効果があったのは、出血補償措置（求償貿易およびコンビネーション取引）

162) 原綿割当については日本紡績協会編『戦後紡績史』同協会、1962年、pp. 226-255、通商産業省編『通商産業政策史』第6巻、1990年、第4章第4節「外貨割当制度の運用とその産業政策の意義」（宮田満執筆）を参照。

163) 通商産業省編『通商産業政策史』第6巻、1990年、第5章第7節「織維工業の安定化政策」（橋本寿朗執筆）、pp. 651-652。

164) 日本織維協議会編『日本織維産業史 総論篇』織維年鑑刊行会、1958年、pp. 500-501。

165) 永野重雄（富士製鉄社長）は、1954年4月の経団連の座談会でつぎのように述べている。「紡績の場合の輸入と輸出のリンクの話がでましたが、鉄もいまそういう考え方でやっている。その場合紡績工場では、輸出をすれば、それがすぐ原料綿になってゆく。ところが鉄は、平炉あたりでは輸入する材料は何もないということになって、非常にむずかしいのです。そうかといって、鉄全体からみると、やはり輸出に協力しなければならない。そうすると、やはりなんらかの恰好で、他産業との間でリンクできるような構想がありはしないかと思うのですが……。」（「座談会 国際収支の危機をどう打開するか」『経団連月報』第2巻第4号（1954

であった¹⁶⁶⁾。

出血補償リンク制 出血補償リンク制として実施されたのは、船舶、プラント、鯨油、生糸、いわし缶詰等の物資の輸出と粗糖の輸入とのリンクであった（粗糖リンク制）。粗糖の輸入枠は小さく、輸入権を得た者は大きな輸入益を得ていたので、この輸入益を吸収し、船舶・プラント類等の輸出促進のために用いるという趣旨で、1954年1月にこの制度が設けられた¹⁶⁷⁾。

粗糖リンク制による輸出額の82%までは、船舶とプラントで占められた¹⁶⁸⁾（表10）。

後述するように、IMF等の批判を受け、この制度は、わずか1年で廃止されたが、造船業の「国際競争力上のポテンシャルティに実にタイミングよく有効な浮動力をつけ」¹⁶⁹⁾、輸出産業化に貢献したと評価される。他方で、消費者

表10 出血補償リンク制実施状況

		輸出価格	粗糖割当量
第1次・第2次 (1953年10月～54年3月)	総額	1,000ドル 47,249	トン 107,000
	うち船舶	14,805	24,600
	プラント	19,125	47,800
第3次 (1954年4月～54年9月)	総額	39,432	72,700
	うち船舶	11,879	12,000
	プラント	10,113	23,800
第4次 (1954年10月～55年3月)	総額	109,623	216,599
	うち船舶	71,226	118,711
	プラント	34,142	85,354
合計	総額	196,304	396,299
	うち船舶	97,910	155,311
	プラント	63,380	156,954

【出所】 西村敬介「特殊貿易方式について（上）」『外国為替』第120号（1955年6月），p.10。

年4月），pp.16-17）

166) 西村敬介（大蔵省大臣官房調査課）「特殊貿易方式について（上）」『外国為替』第120号（1955年6月）pp.9-10。

167) 前掲『通商産業政策史』第5巻，pp.459-460。

168) 西村敬介（大蔵省大臣官房調査課）「特殊貿易方式について（上）」『外国為替』第120号（1955年6月），pp.8-11。

169) 金子榮一編『現代日本産業発達史 IX 造船』交詢社出版局，1964年，p.403。

に対しては、砂糖の高価格という犠牲を押し付ける結果となつた¹⁷⁰⁾。

市場リンク制 市場リンク制は、双務支払協定による貿易の調整のために用いられた制度である。台湾からのバナナ、パイナップル缶詰輸入によって生じた利益を、台湾への輸出促進のために用いる制度と、アルゼンチンとの貿易の為替差益を、日本の鉄鋼輸出業者等に与える制度（コンビネーション取引）がそれに該当する。コンビネーション取引は、求償貿易の一種（広義の求償貿易）と言えるので、求償貿易の部分で述べる。

IMF コンサルテーションと輸出入リンク制 IMF は、輸出入リンク制は二重為替レートを発生させるとして、この制度を廃止させようとした。1954 年 2 月に、IMF は日本に対して、二重価格制度（輸出ダンピング）に対する公式説明を求めた¹⁷¹⁾。日本政府は、部分的な現象であり、解消に向かっていると回答した。実際には、繊維産業では、原材料の割当を受けるための大幅安値での輸出が行なわれており、また、船舶の出血補償リンク制では、粗糖輸入権プレミアムが高値で取引された結果、輸出価格の 5 % 程度を補償するという当初の意図を超えて、実質補償率が 30% にも達する状況が生じた¹⁷²⁾。

1954 年度のコンサルテーションにおいても、IMF 側は輸出入リンク制廃止を求め、とくに粗糖リンク制を問題にした。

湯本 IMF 理事は、コンサルテーション後の 1954 年 8 月 13 日の記者会見でつぎのように述べた¹⁷³⁾。IMF スタッフは「輸入砂糖と輸出物資とのリンク制については他国にあまり例がないので深い関心を持っていた。これは特定の物資について、ある意味で輸出補助金をやることになるのでよくないと見ていただようだ。調査報告書がどう出されるかわからないが、場合によっては国際通貨基金の理事会でリンク制が好ましくない旨決議され、日本に通告されるかもしれない。」

同日、愛知通産相は、「リンク制度は IMF（国際通貨基金）に指摘されるまで

170) 中島常雄編『現代日本産業発達史 XVIII 食品』交詢社出版局、1967 年、p. 229。

171) 前掲『外国為替の特殊研究』pp. 355-356。

172) 「出血補償リンク制のウラ」『貿易と関税』1955 年 2 月号、pp. 26-27。

173) 『朝日新聞』1954 年 8 月 14 日。

もなく正常な貿易形態ではないので、できる限り早くやめたい」との意向を表明した¹⁷⁴⁾。

輸出入リンク制の一部廃止 大蔵省は、1954年8月、粗糖リンク制の廃止の方針を決定し¹⁷⁵⁾、通産省と協議の上、1955年1月にこの制度を廃止した¹⁷⁶⁾。粗糖の輸入権から発生する差益は、1956（昭和31）年度以降は、輸入関税の引き上げによって吸収することになった¹⁷⁷⁾。

原材料リンク制の存続を求める声は依然強かった。通産省通商局は、「為替及び貿易の自由化に関連して」（1954年12月）のなかで、「IMFの意向もあり、リンク、バーター、特割制度などいずれも縮小ないし廃止を迫られているが、IMFの論理は本来先進工業国のイデオロギーであり、わが国がこれを全面的に肯定することは必ずしも得策ではない」と、IMFの方針を批判した¹⁷⁸⁾。大蔵省も、輸出入リンク制は輸出物資原材料の割当方式として有効であるとし、外貨割当制度が存続中は継続する方針をとった¹⁷⁹⁾。

（4）バーター（求償）貿易

バーター（求償）貿易 バーター貿易 (barter trade) は、為替を用いない物々交換の貿易形態であるが、商品を特定せず、輸出入の金額だけを同額とする決済方式を求償貿易 (compensating transaction) と呼ぶ。貨幣経済が発展した段階においては、物々交換方式は行われないので、バーター貿易と求償貿易は同義で用いられることが多い。求償貿易のうち、輸出業者名義の特別の勘定（エスクロ (escrow) 勘定）が置かれる場合を、エスクロ方式と言う。

174) 『朝日新聞』1954年8月14日。

175) 『金融財政事情』1954年8月30日号, p. 7。

176) 『通商産業政策史』第6巻, p. 141。

177) 『通商産業政策史』第6巻, p. 141。1956年3月の砂糖関税の大幅引き上げ（粗糖は8割以上、精製糖は4割以上の引き上げ）は、国内甜菜糖や甘藷に対する手厚い保護という性格を持った（岡茂男『戦後日本の関税政策』（岡茂男『関税政策著作集』第2巻、日本関税協会、1994年、pp. 234-236））。なお、バナナ、パイナップルなど、砂糖以外で輸入差益の大きい物資については、過剰利益を国庫（産業投資特別会計）に吸収する方式がとられた（「特定物資輸入臨時措置法」1956年6月4日公布）。

178) 「為替及び貿易の自由化に関連して」（通産省通商局為替課 昭和29年12月10日）『金融財政事情』1955年1月24日号, p. 38。

179) 「リンク制度について」（為・総・資 昭和29年8月21日）[旧大蔵省資料]。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

バーター貿易は、1950年1月の民間貿易の再開当初から、輸出市場の開拓を目的に設けられていたが¹⁸⁰⁾、朝鮮戦争により外貨収入が好転したために縮小した。その後1953～54年の国際収支悪化の際に、輸出振興策の一環として、改めて見直されることになった。新市場開拓のために、バーター貿易を認める地域が全地域に拡大された。1954年には、バーター貿易による輸出は、全輸出額の8.2%まで増大した¹⁸¹⁾。1954年のバーター貿易の増加の大部分は中国と中南米諸国向けの輸出増加によるものであった。そのほか、出血補償措置によるバーター方式の鉄鋼輸出も含まれていた（コンビネーション取引については後述）。これは、不況下の鉄鋼業に対する救済措置の一環として実施されたものであり、インド、パキスタンに1,308万ドルが輸出された¹⁸²⁾。インド向けの場合は石油と鉄鋼、パキスタン向けの場合は綿花と鉄鋼のバーターであった¹⁸³⁾。

鉄鋼業と出血補償措置 鉄鋼製品は、1950年代初めには日本の輸出額の1～2割を占める重要な輸出品であった¹⁸⁴⁾。1952年には、鉄鋼製品の輸出総額に占める割合が、綿製品輸出を上回ったほどである（鉄鋼製品23%，綿製品20%）。しかし鉄鋼輸出は、朝鮮特需やアメリカの長期スト（1952年6月～7月）などによる世界的な需給逼迫に支えられたものであり、低生産性で高価格の日本製品は世界市場の限界的供給者にすぎなかった¹⁸⁵⁾。そのため、1953年に世界市場における需給関係が変わると、たちまちにして、鉄鋼輸出は行き詰まり、1953年の鉄鋼輸出額は前年の約半分にまで落ち込んだ（2億9,100万ドル→1億5,600万ドル）。

180) 外貨予算に求償取引物資予算が設けられたのは、1953年6月である。

181) 『日本銀行沿革史』第5集第18巻, pp. 493-494。

182) 西村敬介（大蔵省大臣官房調査課）「特殊貿易方式について（下）」『外国為替』第121号（1955年7月）pp. 18-19。

183) パキスタンの場合は、パキスタン産の原綿と日本の鉄鋼のバーターであるから、求償（バーター）貿易と言えるが、インドの場合は、鉄鋼業者に出血補償を行うことを約束した石油業者に対してアラビア産原油の輸入を許可する方式であり、バーター貿易というよりも、出血補償リンク制に近い。

184) 以下、鉄鋼関係の数値は、日本鉄鋼連盟『戦後鉄鋼史』1959年、「各論第5章 貿易」による。

185) 「見通しは暗い鉄鋼輸出」『日本経済新聞』1953年5月5日。

1953～54年に、鉄鋼業に対して、戦略的な輸出振興策である出血補償措置が講じられ、限界的産業であった鉄鋼業の輸出産業化に効果を発揮したとされる¹⁸⁶⁾。

鉄鋼輸出に対する出血補償措置は、①求償（バーター）方式によるインド、パキスタン向け鉄鋼輸出（前述）と、②コンビネーション取引によるアルゼンチン向け鉄鋼輸出の2種類が実施された。1954年の鉄鋼輸出量の25%，輸出額の21%が、出血補償措置の適用を受け、なかでもアルゼンチンとのコンビネーション取引が多額にのぼった（表11）。

アルゼンチンとのコンビネーション取引 コンビネーション取引は、アルゼンチンとの間に実施された。日本がアルゼンチンに国際価格で鉄鋼を輸出し、アルゼンチンは日本向け羊毛輸出に平価よりも25%低い特惠為替レートを適用する方式であり、為替差益は羊毛輸入業者と鉄鋼業者が折半する。鉄鋼と小麦のコンビネーション取引も実施されたが、小麦に対しては特惠レートは適用されなかった。

コンビネーション取引は、1953年4月30日に成立したアルゼンチンとの間の通商協定にもとづいて、1953年9月から4次にわたり実施された。鉄鋼連盟関係者は、「日亜通商協定の成立は、沈滞していた当時の鉄鋼輸出界に大きな光明を齎したもので、これに払われた努力は、これによって得られた成果と共に、永く記憶しかつ感謝せらるべきものと思われる」と述べている¹⁸⁷⁾。

表11 鉄鋼輸出に対する出血補償措置（1954年）

項目	数量	金額
	千トン	千ドル
輸出承認高（A）	1,808	231,129
うち補償分（B）	448	49,076
コンビネーション取引	228	35,209
石油バーター	111	10,005
綿花バーター	35	3,079
その他	14	783
(A)/(B)	24.8%	21.2%

【出所】 西村敬介「特殊貿易方式について—その回顧と展望（下）」
『外因為替』第121号（1955年7月）p.18。

186) 前掲、石井「高度経済成長前夜の輸出振興政策——鉄鋼業を中心として——」『社会経済史学』第61巻第3号（1995年8・9月）。

1954 年、1955 年に、アルゼンチンへの鉄鋼輸出は飛躍的に伸び（1952 年 6 万 7,000 トン→1955 年 56 万 2,000 トン）、鉄鋼製品の最大の輸出先となった。

バーター貿易の縮小 1954 年 10 月以降、バーター貿易の品目、地域が縮小された。1955 年 4 月、中南米、中近東の新市場開拓のために必要な場合と、共産圏との取引のようにバーター貿易方式に限定されている場合を除いて、バーター貿易を原則として認めないこととした。1957 年、日ソ国交回復後は、日ソ間のバーター貿易は廃止され、共産圏のバーター貿易は中国が主となった。

1959 年以降、バーター貿易は急減し、1963 年 4 月に全廃された。

（5）西欧諸国の交換性回復への動きと APU（アジア決済同盟）構想

西欧諸国の交換性回復への動き 1953 年からヨーロッパにおいては、ポンドを中心に、交換性回復の動きが本格的に始まった¹⁸⁸⁾。こうした動きを背景に、日本でも、1953 年頃から、通貨交換性回復の検討が始まっていた。

1953 年 9 月の大蔵省為替局の文書「円の交換性取得について」は、「国際的に為替管理が緩和されるときには我国も歩調を合せて行くことが我国としても望ましい」という観点から、円の交換性回復の条件を論じている¹⁸⁹⁾。この文書は、第 1 に「円が硬貨とっても各国が厳格な対日輸入制限が行われない空気」になっていること、第 2 に、オーブン勘定諸国との間の貿易の縮小を防ぐ措置が講じられることを国際的条件として挙げている。また、国内的には、物価が安定し、金ドル準備高が少なくとも 16 億ドルに達している必要があるとした。

1954 年度コンサルテーションで、IMF 側は「通貨交換性が回復された場合の諸問題」を論題として取り上げた。これに対する日本側の回答は、西欧諸国の交換性回復の動きに対処するため、円の通貨価値の安定に邁進するという、抽象的なものに留まった¹⁹⁰⁾。

187) 吉田真次（日本鉄鋼連盟調査局）「鉄鋼輸出戦後十年の回顧」『鉄鋼界』1956 年 3 月号、p. 91。

188) 詳しくは、Jacob J. Kaplan, Gunther Schleiminger, *The European Payments Union - Financial Diplomacy in the 1950s*, Clarendon Press, 1989, Part 3 “Negotiating for Convertibility 1952-1955”，参照。

189) 「円の交換性取得について」（為 昭和 28 年 9 月 16 日）[旧大蔵省資料]。

大蔵省為替局の「西欧諸国の通貨交換性回復に伴う問題点」（1954年8月）は、円だけが交換性を回復しないならば、日本は「新しい世界経済での孤児となり、硬貨国との経済力の差がますます拡大深刻化する」と、危機感を表明しながらも、他方で、交換性回復に踏み切るためには、①貿易及び貿易外の経常収支が均衡していること、②相当量の米ドルその他の硬貨を有すること、③円の交換性を支えるために米国政府、米連邦準備銀行、IMFなどがスタンダードバイ・クレジットを提供するといった条件が満たされていなければならず、いまだこれらの条件は整っていないとした¹⁹¹⁾。

要するに、日本はまだ円の交換性回復を目指す段階には至っておらず、近い将来の西欧通貨の交換性回復が日本に与えるマイナスの影響を防ぐことが当面の問題であり、軟貨である円に対する差別が強まり、「オープン協定の利点は必然的に再検討を余儀なくされる」¹⁹²⁾と予測された。

APU（アジア決済同盟）構想 欧州決済同盟（EPU）に類似した地域的決済機構をアジアにも設けようというアジア決済同盟（APU）構想が、1952～54年に提起された。

APU構想の嚆矢は、1952年5月頃から、日銀、経済安定本部、日本産業協議会（日産協）などが検討した構想であり、その主たる動機は累積ポンドへの対処にあった¹⁹³⁾。この構想は、1952年11月に、来日中のエカフェ関係者に示され¹⁹⁴⁾、1953年1月国際商業会議所アジア極東問題委員会（カルカッタ）に日本側から提出された¹⁹⁵⁾。

190) “Problems Concerning the Restoration of Currency Convertibility,” Aug. 12, 1954 [旧大蔵省資料]。

191) 「西欧諸国の通貨交換性回復に伴う問題点」（昭和29年8月25日 為替局）[旧大蔵省資料]。

192) 「現下の主要諸国通貨の交換性回復の見透しについて」（昭和29年6月 日本銀行外国為替局総務課）[日本銀行金融研究所保管資料 A-3302]。

193) 『日本経済新聞』1952年5月1日、『金融財政事情』1952年7月28日号, p. 21, 『日本経済新聞』1952年7月28日。大蔵省為替局は、アジア多角決済機構を設けることは相当に困難であり、EPUへの日本の加盟の方が可能性があると見ていた（「オープン勘定制度の考察（未定稿）」（昭和27年11月6日 為替局）前掲『昭和財政史—昭和27～48年度—』第18巻, pp. 292-293）。

194) 『日本経済新聞』1952年11月7日。

195) 石丸忠富「東南アジアにおける決済構造と決済方式」木内信胤監修『国際決済機構の研

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

1953 年には、日本のポンド保有高が激減し、累積ポンドへの対処という問題は消滅したが、欧州主要通貨の交換性回復の気運が高まるなかで、オープン勘定貿易も縮小に向うと予想され、APU 構想の重要性が再認識された¹⁹⁶⁾。

大蔵省の「円の交換性取得について」（1953 年 9 月）は、アジア地域決済同盟の創設の必要性をつぎのように述べた。

(ロ) 我国としてはオープン勘定地域のうち最も問題になるのはインドネシア、フィリピン、タイ、台湾、韓国、アルゼンチン、ブラジル等であろう。

これらの国は、恐らく交換性取得の時機が遅れると思われる所以、我が国が交換性を回復していると、それら各国との間に出超傾向が生じ、その為、結局相手国は対日輸入制限を行わんとするであろう。これらの国は主として、アジア地域に存在しているが、日本との関係において、反って縮小貿易とする惧れがある。

(ハ) これらアジア地域各国との関係については、EPU の如き多角的決済を行うことが考えられる。抑々円の交換性取得にしても、その措置は着実且つ漸進的であることが必要であり、その観点からしてもこれらの諸国との間に多角決済の措置を講じ、各國が夫々充分な金弗準備を保有しなくともある程度の当該国の交換性取得乃至貿易自由化を実施出来るようにするのが差当たり無理のない方法であろう。その場合、当該決済方式のための金弗準備資金として若干の借款乃至援助を要することはいうまでもない。

エカフェ事務局は、1953 年 1 月の日本の提案をとりあげ、各國に対して資料の提出を求めた¹⁹⁷⁾。こうした経緯で、エカフェにおいてアジア支払同盟問題が討議されることとなり、1954 年 7 月に開催された ECAFE 地域支払問題専門家会議（各國の中央銀行の専門家による会議、バンコクで開催）において、日本銀行からアジア支払同盟の創設検討の提案がなされた。

この会議に参加した日本銀行参事吉沢洸の報告によれば、「各國とも予想以上に自國の現在の支払事情に満足感を示しており、多角支払取極め等に関しては一部の国を除き各國共比較的消極的」であった¹⁹⁸⁾。その理由として、吉沢

究』外国為替貿易研究会、1954 年、p. 109。

196) 『日本経済新聞』1954 年 3 月 28 日。

197) 片山謙二「アジアにおける多角決済をめぐる諸問題」『アジア問題』第 3 卷第 2 号（1954 年 2 月）、p. 15。

198) ロカナサン事務総長は、日本がスターリング圏に参加することを薦め、IMF のマーフィ

は、「スターリング地域内各国の紐帶は予想以上に強固であり、政治的に又貿易上は諸国間に問題は存しつつも、支払手段、方途としてのスターリングに絶大なる信頼を有し、又その多角的決済性に全面的に頼っていること」を第一に挙げている¹⁹⁹⁾。

「ECAFE 地域支払問題専門家会議報告書」は、地域内支払同盟の実現可能性について懐疑的な意見を示した。その理由は、①エカフェ地域内で多角的に決済できるのは、域内貿易額の一部に過ぎないこと（1953年の域内貿易の16%程度）、②大多数の国が需要・価格変動の著しい少数の輸出品に依存しているため、各国の拠出金（クオータ）が相対的に大きくならざるを得ないこと、③同盟運営のための BIS（国際決済銀行）のような機構が存在しないことを挙げた。

ECAFE の域内貿易、域外貿易とも圧倒的部分（約80%）はドルまたはポンドで決済されているので、ポンドが交換性を回復すれば、問題は解決するというのが ECAFE 事務局及び大多数の参加国の認識であった²⁰⁰⁾。このように、1952～54年に日本側から提起された APU 構想は、ECAFE 諸国の支持を得られなかった。

ECAFE での APU の検討は不調に終ったが、1954年末にスタッセン米対外活動本部(FOA)長官の来日が予定され²⁰¹⁾、東南アジアの経済問題が議題に上るとの予想されたため、1954年10月27日以降、経済審議庁が中心となって関係省庁と日銀による協議が行われた²⁰²⁾。決済機構と開発機構を分離して、

ーとの間で激論となった（「ECAFE 地域支払同盟問題専門家会議出席報告に関する件」（[日本銀行] 参事 吉沢淳 昭和 29 年 8 月 19 日）[『国際通貨基金一般資料』（昭和 27～31 年）日本銀行金融研究所保管資料 A4866]）。

199) 「ECAFE 地域支払同盟問題専門家会議出席報告に関する件」（[日本銀行] 参事 吉沢淳 昭和 29 年 8 月 19 日）[『国際通貨基金一般資料』（昭和 27～31 年）日本銀行金融研究所保管資料 A4866, p. 305]。この吉沢の報告によれば、この会議に参加した IMF のマーフィーは、「個人的な見解」と断った上で、支払同盟に関し、「地域的に紐帶を固めるものとして賛意を表した。」IMF は、APU 構想に対して必ずしも否定的ではなく、APU に対するインドの否定的態度が、全体の議論の流れを決めたと思われる。当時のエカフェの運営においては、事務総長（ロカナサン）も出していたインドの発言権が強かった。1950年代の日本の東南アジア関係を検討する際には、インドの役割に着目する必要がある。

200) 「わが国の双務主義貿易の一考察——オープン勘定方式について——」『東京銀行月報』第 7 卷第 1 号、1955 年 1 月, pp. 34-39。「エカフェ決済問題作業部会の結論」『エカフェ通信』第 21 号（1954 年 8 月）pp. 22-25。

201) スタッセン長官は、1955年3月8日～11日に来日した。

202) 「経済局特別情報（第 4 号）」（昭和 29 年 10 月 14 日）, 「経済局特別情報（第 6 号）」（昭和

別々の案を作成することとなり、11月末までに2つの案を作成した²⁰³⁾。

この決済同盟案（「東南アジア決済同盟大綱案」）²⁰⁴⁾は、スターリング地域以外の東・東南アジア地域（日本、台湾、インドシナ、インドネシア、韓国、フィリピン、タイ）と米国を参加国として想定していた。この案によれば、①加盟国は相互に支払の清算を行い、②相互の清算を行った後の債権超過額は、アメリカが拠出するドルにより決済される、③アメリカがドルと交換に入手した地域通貨は SEATO のための防衛支出、ないし加盟国のアメリカへの輸出に用いられることとなっていた。

これを日本に当て嵌めるならば、日本がこの地域に対して輸出超過であれば、決済同盟からドルで受取ることができ、また、輸入超過であれば、円で支払うことができる、日本が支払った円は、アメリカが決済同盟へのドル拠出と引き換えに受取り、その円は、日本からの軍需調達（特需）ないし、日本からの輸入に充当されて、還流することになる。日本にとっては、きわめて都合の良い案である。

この案は、1955年3月に来日したスタッセン長官に提出されたようであるが²⁰⁵⁾、この会見の際に大蔵省が蔵相のために準備した資料には次のように記されている²⁰⁶⁾。

東南アジア決済同盟に関するわが方の見解

1 東南アジア地域の諸国は戦後いづれも経済開発と生活水準の引上げを国策としており、またその多くは国際収支上の困難に苦しんでいる。

従ってこれら諸国の外貨の不足を補い、且つその有効な運用を図って相互の貿易を増大させることは、経済開発の促進にも極めて有益である。

29年10月28日)。

203) 「経済局特別情報（第10号）」（昭和29年11月25日）。この案は、1954年12月に井口駐米大使宛に送付された（『日本経済新聞』1954年12月17日）。

204) 「東南アジア決済同盟大綱案」（年月日記載なし、1954年12月の外国為替審議会に提出された資料）[旧大蔵省資料]。なおこれと類似の案として、1954年10月～11月の愛知通産大臣訪米の際に準備された「東南アジア決済同盟の機構に関する草案」がある（“Draft of Organization of the Southeast Asia Payment Union” [旧大蔵省資料]）。

205) 日本政府はスタッセン長官に、「東南アジア開発についての構想」を提出したが、このなかに決済同盟案が含まれていたと思われる（『日本経済新聞』1955年3月8日）。

206) 「大蔵大臣と FOA スタッセン長官との会見の際の参考資料」（昭和30年3月5日 [大蔵省]）[旧大蔵省資料]。

2 こうした見地から、従来わが国は地域的な多角決済の増進策の研究を提唱し、エカフェにおいてもこれが調査が進められてきているが、この調査はいまだ現状分析とそれに基く可能性の検討の域を出でていない。

この地域的多角決済機構の設置に対する主たる障害は域内各國は貿易上の相互補完性に乏しいこと、現存通貨地域特にポンド地域制度との摩擦、運転資金の域内拠出の困難等にあると考えられるが、自由諸國陣営中經濟的に最も弱いこの地域諸國の補強策の一つとして、また貿易の自由化及び通貨交換性回復のための準備段階として、域外先進諸國の協力を得て、域内諸國の協力機構の実現を推進することは適当と考えている。但し、本件に対しては、英國、インド等ポンド地域諸國の強い反対があり、且つ、域内の他の諸國も必ずしも熱意を有していないので、これが推進に当たり日本は少くとも表面的には主導的役割を演ぜず、各国の啓蒙に主力を置くことが得策かと思われる。

3 この地域的多角決済機構の設置に対する主たる障害は域内各國は貿易上の相互補完性に乏しいこと、現存通貨地域特にポンド地域制度との摩擦、運転資金の域内拠出の困難等にあると考えられるが、自由諸國陣営中經濟的に最も弱いこの地域諸國の補強策の一つとして、また貿易の自由化及び通貨交換性回復のための準備段階として、域外先進諸國の協力を得て、域内諸國の協力機構の実現を推進することは適当と考えている。但し、本件に対しては、英國、インド等ポンド地域諸國の強い反対があり、且つ、域内の他の諸國も必ずしも熱意を有していないので、これが推進に当たり日本は少くとも表面的には主導的役割を演ぜず、各国の啓蒙に主力を置くことが得策かと思われる。

4 1955 年度コンサルテーション

(1) コンサルテーションの経緯

コンサルテーション 1955 年度のコンサルテーションは、7月 25 日～30 日にワシントンで開催された。IMF 側からは、フリードマン為替制限局長ほか 6 名が参加し、日本側からは、在ワシントン日本大使館、日銀、大蔵省、通産省、経済企画庁から担当者が参加したほか、湯本 IMF 理事がオブザーバーとして加わった。

1955 年度のコンサルテーションも、前年同様、日本のデフレ政策を中心に質疑が行なわれた²⁰⁷⁾。

207) 以下、コンサルテーションの経過については、“Japan Part I - Staff Report and Recommenda-

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

財政に関して日本側は、1954（昭和29）、1955（昭和30）の両年度に1兆円の緊縮予算を組み、歳出の抑制に努めたことを強調した。これに対して、IMFスタッフは、一般会計、特別会計、政府関係機関会計の全体では支出超過ではないかと指摘した。日本側は、支出超過は前年度の支出の繰り延べ等の特殊な事情によるものであり、現在の金融引締め、物価下落の状態に鑑みれば、心配する必要はないと反論した。

さらに、日本側は、日本政府は防衛・福祉のための財政資金需要増大に対処しなければならないので、これ以上の財政緊縮は無理であり、経済安定の維持は金融政策に委ねるべきだとした。

日本側は、金融引締め政策は1954年初めから効果があがっている点を強調し、今後も引締めを継続すると言明した。

コンサルテーション後の1955年8月10日、日銀は「金融正常化」を目的に、公定歩合を4厘引き上げた。また、高率適用制度への依存を改め、金融政策の重点を金利政策に置く方針を明らかにした²⁰⁸⁾。

国際収支に関して、日本側は、長期経済計画である「6ヵ年計画」を示して、1960（昭和35）年度までに、特需に依存せずに国際収支の均衡が実現できるだろうと述べた。IMFスタッフが、為替制限の緩和を求めたのに対して、日本側は、外貨収入の特需依存、外貨支出における賠償支払いの増加を考慮すれば、急激な輸入制限の撤廃は不可能だと答えた。

外貨危機のために、前回のコンサルテーション以来、為替制限緩和の面で大きな進展は見られなかったが、為替制限に関しては以下の点が問題となった。

① ドル差別：日本のドル差別を他のIMF加盟国が批判しているとの指摘に対して、日本側はつぎのように答えた。ドル収支の改善は、特需等の臨時的収入による部分が大きいので、本当にドル収支が改善したとはいはず、ドル差別をただちに撤廃するのは無理である。ただしグローバル制の拡大によって、

tions - 1955 Consultations,” Nov. 4, 1955 [外務省記録 B'2-3-1-2-6-1] による。

208) IMF副専務理事コクランが、1955年11月17日に、対韓国コンサルテーションの帰途、日本に立ち寄った際に、日本銀行担当者は、「8月10日、本行の公定歩合を改訂した。これは1951年以来据置となっていたもので、従来の高率適用を中心としたものから、本来の公定歩合中心へと持って行ったもので、これによって高率適用は例外的なものとなった」と説明した（「IMFとの懇談について」（昭和30年11月18日）[日本銀行渉外部『国際通貨基金』昭和30年 日本銀行金融研究所保管資料 A4862]）。

事実上、ドル差別は縮小して来ている。

② 輸出促進措置：日本側は、粗糖リンク制の廃止、原料リンク制の縮小、リテンション・クオータ制の縮小の措置を講じたとの日本側の説明に対し、IMFスタッフは納得せず、それらの制度の全廃を求めた。

③ バーター貿易（求償貿易）：バーター貿易が間接的な輸出補助になっているとのIMFスタッフの指摘に対して、日本側はそうした事実はないと否定した。日本側は、共産圏貿易など止むを得ない場合にのみ、求償貿易を実施しており、出来るだけ縮小する意向であると説明した。

④ 輸出権：オープン勘定貿易において、相手国側が清算を行なうとした場合に未払いの債権が膨らむのを防ぐために、輸出額に相当する金額の輸入を行なう証明があった場合に限り輸出を認める制度が設けられた。これを輸出権という。IMFスタッフは、輸出権にプレミアムが付けば、二重為替レートを禁じたIMF規程に反するとして問題視した。

⑤ 双務支払協定：IMFスタッフは、IMF理事会決定を根拠に、双務支払協定の撤廃を求めた。日本側は、日本の輸入が主として硬貨国から、輸出が主として軟貨国からという貿易構造のために、硬貨、軟貨それぞれのバランスを取るために双務支払協定が必要となっている事情を説明し、早期の撤廃は難しいと返答した。

この年にはじめて円の交換性回復が議題となった。日本側は、世界的に交換性回復の動きがあるにしても、近い将来において、日本がIMF14条国から8条国へ移行するのは困難であると述べた。

また、ヨーロッパ諸国等の日本に対する差別（GATT35条適用）に関して、日本側はIMFスタッフに対して文書で、差別撤廃のためにIMFが協力してくれるよう求めた。

対日勧告 IMF理事会で決定された対日勧告は以下のとおりであった²⁰⁹⁾。

1 日本国は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第14条第4項に基づいて基金と協議した。

2 1953年秋以降、日本政府によって実施されているデフレ政策はかなりの成功

209) "Executive Board Minutes, Executive Board Meeting 55/59," Nov. 23, 1955 [旧大蔵省資料]。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

を収めた。日本の物価の若干の下方修正がなされた。公表失業者数および潜在的失業者数において若干の増加が見られた一方で、生産水準はデフレ政策開始前の水準よりも上昇した。1954年春以降、国際収支は顕著に改善した。減少したとはいえ、なお相当な金額に上る国連軍及び米軍の支出によって、日本の対外収支は黒字を計上している。特別な要因が国際収支の改善に寄与したと同時に、多くの輸出品の競争力が改善され、輸入需要も若干減少したことでも事実である。現在のデフレ政策を継続するという日本政府の決定を歓迎するとともに、基金は、銀行信用に依存した財政収支の支払超過が継続することに懸念を抱いている。基金は、また、金融情勢の変化に対応するため、他の技法の開発にいっそうの注意が払われるべきだと指摘したい。

3 基金は日本政府が制限を緩和したことに注目している。最近における、いくつかの西欧諸国との間の双務支払協定の廃止は、双務主義への依存を低める一歩ではあるが、残存の支払協定はなお、日本の貿易のかなり大きな部分を占めている。基金は、双務協定によるものも含め、差別的制限措置の縮小において、いっそうの進展が可能であると信ずる。

4 リテンション・クオータは10%から5%に引き下げられ、輸出入リンク制の問題のある点も1954年11月までに改められた。しかし、当局が承認したいいくつかのバーター契約は、採算の取れない貿易を促進しかねない。基金は、日本政府がこれらの輸出促進策および類似の輸出促進策をさらに縮小し、最終的に廃止することを勧告する。

5 基金は、ある種の貿易調整計画においては、輸出権が譲渡され、複数為替を発生させることになるとを考えている。基金は、一時的にこれらの措置が採られることには反対しないが、この点については日本政府とさらに協議するつもりである。

6 1955年コンサルテーションを終了するに当り、基金は日本によって維持される過渡的取扱について、これ以上論評を加える点はない。

理事会では、エミンガー (Emminger) は、日本がインフレ抑制、国際収支均衡化に効果を發揮した日本の通貨政策の「巧みな操作」を絶賛し、ドゥ・ラルジェンタイユ (de Largentaye) は、勧告書において IMF が、ディスインフレ政策の継続を求める必要ないと主張した。これに対し、アメリカのサウザード (Southard) は、成果はきわめて満足すべきものであるとはいえるが、IMF が看過できないいくつかのインフレ要因は残っていると反論した。

日本に対する要求は、輸出入リンク制度、外貨資金特別割当制度、バーター

貿易などの特殊貿易制度の廃止が主であった²¹⁰⁾。

(2) オープン勘定貿易

第2次大戦後の双務支払協定 オープン勘定貿易は、二国間の双務協定にもとづいて実施される貿易方式の一種である。類似の方式である為替清算協定 (Exchange Clearing Agreement) は、1930年代にドイツや中欧・東欧において実施された経験がある。第2次大戦直後の時期に、広範な国々が、為替清算協定と似た双務的な為替支払協定 (Exchange Payments Agreement) を採用するに至った。為替支払協定は、原理は為替清算協定と同じであるが、スイング (swing) と呼ばれるクレジット限度を設け、取引枠に弾力性を持たせている点に特色がある²¹¹⁾。

多角的決済のIMFの理念に反するにもかかわらず、第2次大戦直後に各国が双務支払協定を採用したのは、極端なドル不足のもとでは、双務支払協定に頼るしか貿易拡大の道はないという現実的な判断によるものであった。初期のIMFも、こうした現実主義を受入れていた。双務支払協定の数は、1947年6月に約200、1954年に約400にも達し、1954年には、IMF加盟国の双務支払協定にもとづく輸出額は、世界輸出額の8.5%を占めるに至った²¹²⁾。

日本でも、双務支払協定（オープン〔勘定〕協定とも呼ばれた）による貿易は、1950年代半ばまで大きな比重を占めた。日本が締結した双務支払協定では、2国間でのみ通用するオープンドル建の為替を用い、中央銀行の勘定を通じて決済する方式が用いられた²¹³⁾。

1948年以降、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）は、米国以外の地域と

210) *Ibid.*

211) 貿易実務講座刊行会編『貿易実務講座』第7巻（貿易決済と貿易金融），有斐閣，1959年，pp. 401-416。清算協定、双務支払協定、オープン協定の概念は、厳密に区別して用いられていたわけではない。

212) Margaret G.de Vries and J.Keith Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-1965, Vol II*, IMF, 1969, p. 298.

213) オープン勘定協定 (Government to Government Open Account Agreement) という名称は、勘定が一定期間でクローズされない、オープンの勘定であることから名付けられた。通常の双務支払協定とは異なり、第三国通貨（通常は米ドル）が決済通貨として用いられ、日銀にオープン協定勘定が設けられた。EPU（欧州決済同盟）のような、各国の通貨を用いた多角決済方式と較べると、日本のオープン協定は双務性が強かった。

IMF 8条国移行と貿易・為替自由化（上）

の貿易を促進するために、積極的に双務支払協定を締結した。講和後、これらの協定は、日本政府と各国政府との間の協定に改められ、引継がれた。また、若干の双務支払協定が講和後に新たに締結され、講和後に存在した双務支払協定は全部で 16 にのぼった（表 12）。

占領期の協定は、アメリカ政府の力を背景に、日本側に有利な内容で締結されたが、講和後の改定の際には、不利な条件を甘受せざるを得なかつた²¹⁴⁾。占領末期（1951 年）の日英支払協定の改定におけるドル・クローズの廃止はその典型である。日本側に不利な取り決めは、アルゼンチンとのオープン勘定貿易のように、多額の焦付き債権を生む原因にもなった。

双務支払協定は、二国間の為替収支の均衡を前提としている。そのため、相互の輸出入額をバランスさせるための取極め（「貿易取極」と呼ばれる）が同時に締結されるのが通例である。貿易取極は、通常、短期間（通常は 1 年間）で改定され、1 年間の貿易の品目別計画を示した貿易計画が付される。貿易計画

表 12 双務支払協定の締結と廃止

国名	旧協定締結	新協定締結	オープン・アカウント廃止
アルゼンチン	1949年 6 月 8 日	1953年 4 月 30 日	1956年 9 月 8 日
ブラジル	1949年 6 月 2 日	1952年 9 月 12 日	1958年 10 月 16 日
台湾	1950年 9 月 6 日	1953年 6 月 13 日	1961年 9 月 30 日
エジプト	—	1953年 11 月 28 日	1958年 11 月 27 日
フィンランド	1949年 6 月 21 日	1952年 12 月 24 日	1957年 3 月 31 日
フランス	1948年 7 月 7 日	新協定を締結せず延長	1956年 12 月 31 日
ギリシア	—	1955年 3 月 12 日	1960年 3 月 31 日
インドネシア	1950年 6 月 30 日	1952年 8 月 7 日	1957年 6 月 30 日
イタリア	—	1952年 12 月 27 日	1956年 1 月 14 日
韓国	1950年 6 月 2 日	新協定を締結せず延長	1966年 3 月 19 日
オランダ	1951年 4 月 13 日	新協定を締結せず延長	1957年 5 月 31 日
フィリピン	1950年 5 月 18 日	新協定を締結せず延長	1957年 7 月 31 日
スウェーデン	1950年 4 月 1 日	1952年 3 月 5 日	1956年 4 月 14 日
タイ	1950年 3 月 2 日	1952年 9 月 1 日	1956年 4 月 15 日
トルコ	—	1955年 2 月 8 日	1959年 7 月 31 日
西ドイツ	1949年 8 月 1 日	1951年 8 月 2 日	1955年 9 月 30 日

[注] 西ドイツとの間には、1951 年 8 月に支払協定が改定された際、講和条約発効後の支払協定も同時に締結された。

[出所] 『日本銀行沿革史』第 5 集第 17 卷より作成。

214) 堀太郎（大蔵省為替局調査課）「最近のオープン勘定貿易を中心として」『外国為替』第 63 号（1953 年 1 月 1 日）p. 17。

はあくまでも努力目標であり、拘束力は持たない²¹⁵⁾。

1953年～54年のオープン貿易の拡大 オープン貿易は、二国間で貿易取引を均衡させるという点にそもそもシステム上の無理があり、さまざまな問題が発生する。そこで各国政府は、ドルが手許に潤沢にある場合には、できるだけオープン勘定貿易への依存度を低めようとする。日本においても、朝鮮特需でドルが潤沢になった1952年にオープン勘定貿易は減少した。

しかし、1953～54年に外貨危機に陥ると、一転して、輸出振興策の一環としてオープン勘定貿易の振興が図られ、その比重はふたたび高まった。1954年のオープン勘定による輸出入合計額は約10億ドルであり、全貿易額の約3割を占めた（表13）。1954年における約3割という日本の輸出のオープン協定への依存度は、50%以上のアルゼンチンやブラジルほどではなかったものの、チリ、インドネシア、韓国、スペインなどと並んで、高い部類に属した。

オープン勘定貿易の相手国で、1953～54年にかけて、増大の比率も、絶対額も大きかったのは、ブラジル、アルゼンチン、インドネシアであった²¹⁶⁾（表14）。

アルゼンチンとのオープン勘定貿易は、問題の多いものであった。そのなかには、前述した鉄鋼と小麦等とのコンビネーション取引が含まれる。アルゼンチン向け輸出は、ペロン政権が、多数の国から「双務協定を通じて、殆んど常軌を逸すると思われるような買付を行った」ために伸張した²¹⁷⁾。アルゼンチンは、膨大な未決済のオープン勘定債務を抱えて、行き詰まり、1955年9月に、ペロン政権が崩壊した後に成立した新政権は8億ドルにのぼる対外債務の処理とオープン勘定の整理に乗り出した。

1956年3月に、アルゼンチンは日本に対し、オープン勘定の廃止を申入れてきた。同年10月にオープン勘定は廃止され、振替可能ポンドによる現金決済に移行した。オープン日本の貸越残高は6,036万ドルに達していたが、1958年6月に協定を締結し、6,000万ドルを棚上げ債権とし、うち5,500万ドルを

215) 森本清文・小川治男「双務主義貿易論（その1）」『外国為替』第124号（1955年8月）pp. 19-20。

216) 「最近の国際収支について」（昭和30年8月31日 大蔵省）『金融財政事情』1955年9月12日号, p. 30。

217) 荒川健夫（大蔵省為替局調査課）・水野政寿（同）「アルゼンチン貿易支払の問題点」『外国為替』1956年5月号, p. 2。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

表 13 オープン勘定貿易の推移

(単位：千ドル、%)

年	輸出	総輸出に占める割合	輸入	総輸入に占める割合	輸出入合計	総貿易に占める割合
1950	182,443	23.6	160,674	24.9	343,117	24.2
51	432,650	33.3	316,425	18.3	749,075	24.8
52	296,980	23.0	230,887	13.4	527,867	17.6
53	361,042	31.2	464,621	22.1	825,663	25.3
54	538,581	35.1	480,078	24.5	1,018,659	29.2
55	466,340	23.9	442,826	24.0	909,166	23.9
56	374,715	15.6	383,886	15.5	758,601	15.6
57	259,211	9.3	266,920	7.5	526,131	8.3
58	143,988	5.3	128,099	5.2	272,087	5.2
59	102,024	3.2	90,659	3.2	192,683	3.2

[出所] 日本銀行『外国為替統計月報』より作成。

表 14 オープン地域との国別貿易額（1952～54 年）

(単位 100 万ドル)

国名	輸出			輸入		
	1952	1953	1954	1952	1953	1954
韓国	49.8	106.8	68.6	20.4	8.6	8.1
台湾	60.7	61.0	65.9	63.8	64.0	57.1
タイ	36.4	52.6	65.1	62.5	84.6	69.2
フィリピン	19.6	27.5	31.2	51.0	62.7	67.1
インドネシア	59.8	105.4	119.7	27.5	48.8	60.2
西ドイツ	16.2	15.8	18.1	22.5	38.0	44.1
ブラジル	11.0	21.7	78.2	15.5	39.1	73.8
アルゼンチン	9.1	15.6	48.9	3.7	51.6	60.8
小計	262.6	406.5	496.0	267.0	398.0	440.0
その他	73.7	60.7	79.9	38.1	104.6	114.5
オープン貿易合計	336.3	467.2	575.6	304.9	502.1	554.9

[注] 1. 通関ベース。

2. その他は、合計から表に掲示した主要 8 カ国を差し引いて求めた。

[出所] 大蔵省「外国貿易概況」より作成。

10 年賦払いとした

大蔵省為替局調査課長としてアルゼンチン、インドネシア等の焦付き債権の処理に当った武藤謙二郎は、「兎に角オープン債権というもののコゲ付を防止することが何よりも大事である、債権がコゲついてしまってからは、即時に外貨を払って貰えるような輸出品の代金を、数ヵ月かかる交渉して、そうして結局十年もの年賦で支払って貰うという程度のことしか出来ない非常に馬鹿ら

しいことになる」と述べている²¹⁸⁾。オープン勘定貿易では、債権が焦げ付いても輸出業者にはリスクが発生しないので、貿易相手の支払能力が疑わしくても貿易業者は輸出を控えず、債権累積をチェックする機能が働かない。まさにアルゼンチンとのオープン勘定貿易は、そうした問題が露呈した典型例であった²¹⁹⁾。

インドネシア焦げ付き債権問題 多額の焦げ付き債権を生んだインドネシアとの貿易は、オープン協定の「最も好ましくない典型の一つ」²²⁰⁾と言われた。インドネシアの場合には、賠償問題が絡んでいた点がアルゼンチンとは異なる。

インドネシアとの双務支払協定は、占領下の1950年6月に結ばれ、日本の独立回復後の1952年8月に新協定に切り替えられた。占領期の旧協定の時期にすでに6,400万ドルの債権が累積しており、新協定への更新が危ぶまれた。しかし、日本側の譲歩によって、旧協定による債務を分割払いとし、新協定の決済を年次決済方式²²¹⁾とするなど、インドネシア側に有利な形での決着を見た。

その後、繊維輸出が好調に推移し、日本側の大幅出超が続いたため、また、インドネシア政府が、旧債務の支払をほとんど履行しなかったために、新協定のもとで、債権がさらに累積した。1954年6月末には、日本の債権は1億6,321万ドルに達した。

インドネシア政府は、賠償問題の未解決を理由に、債務履行を拒んだ。その

218) 武藤謙二郎口述「アルゼンチン焦付処理・日英貿易支払交渉とエジプト・スイッチ問題について」（昭和36年6月8日）p. 3。

219) 柏木雄介（大蔵省為替局調査課長）「貿易為替の正常化とオープン勘定の再検討」『外国為替』第132号（1956年1月1日），p. 18。また、武藤謙二郎はつぎのように述べている。「アルゼンチンは、ペロン政権の末期で、ムチャクチャな輸入をして、到底これは代金を払えそうもない。そういう時に、オープンでやって、業者は国内よりも高く売れるので政府がコゲ付きをカブルにも拘らず、まとまった商談を政府が止めると、国際信用に関するという口実で、鉄鋼不足の日本から、アルゼンチンにコゲ付きで鉄鋼を輸出する、それも一度止めたものを政府に圧力を加えて輸出させてしまった。」（武藤謙二郎口述「アルゼンチン焦付処理・日英貿易支払交渉とエジプト・スイッチ問題について」p. 65）。

220) 工藤振作（大蔵省為替局調査課課長補佐）「インドネシア向輸出停止の背景」『財経詳報』第113号（1957年8月19日），p. 6。

221) 一般にはスイング限度額を設けて、その金額を超えた場合には隨時、現金支払を行なう方式をとるが、インドネシアとの双務支払協定では年次決済方式がとられた。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

ため、日本政府は 1954 年 7 月 12 日、対インドネシア輸出調整措置を実施し、輸出権方式と輸出枠方式をとった。輸出権方式は、輸入証明書がある場合に限り、輸出承認が下りるシステムである。輸出権は、輸入業者が輸出業者に対して売却することが認められており、1955 年 4 月以降は、インドネシア貿易協議会が、輸出権を 10% のレートで一括して買い上げる方式が実施された。しかし、輸出権制度へ移行する経過措置として、輸出権なしの輸出が認められたため、駆け込みの輸出により、債権は 1955 年 6 月まで増加した。

その後、1955 年後半から日本側が入超傾向になったので、累積債権が漸次減少していくものと期待された。しかし 1957 年 3 月に突然、インドネシア政府は、オープン協定の廃止を通告してきた。その理由として、インドネシア側は、①IMF の方針に沿って貿易正常化を行なうため、②対日オープン協定による買付価格が香港、シンガポール中継買付よりも割高であることを挙げた²²²⁾。当時インドネシアは、IMF 借入を行っており、IMF から廃止の働きかけがあった可能性はある。また、対日貿易が黒字に転じて來たので、インドネシア側が、過去の債務は棚上げにし、貿易黒字を現金で受け取ろうとしたことも推測される。

1957 年 7 月以降は英ポンドによる現金決済に移行した。同年 10 月末の経過期間終了時点での日本の累積債権（＝焦げ付き債権）は 1 億 7,691 万ドルにのぼった。

オープン協定の廃止は、輸出権プレミアムを織り込んでインドネシアから割高物資を輸入していた日本の輸入業者にとっては、大きな打撃となった。また、輸出業者にとっては、有利な収益源が失われることを意味した。他の国に輸出するよりも約 30% も高い価格でインドネシアに輸出できたため、輸出権に 10% のプレミアムを支払っても、約 20% もの高い利益が得られたからである。

オープン協定の廃止に際しては、経過措置としてインドネシアへの輸出をどの程度認めるのか、無効になる輸出権に対する補償をどうするかが、業界、通産省、大蔵省、外務省、インドネシア政府との間で争点となった。1957 年 6 月末には、3 日間で 1,800 万ドルもの輸出承認が申請されるなど、商社には駆け込みで利益を確保しようという動きが生じた。

焦げ付き債権は、1958 年 1 月 20 日に賠償協定と同時に調印された「旧清算

222) 「インドネシアの清算勘定廃止通告について」『外国為替』第 163 号（1957 年 5 月）p. 24。

勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する議定書」により、日本側が放棄した。この債権放棄は、賠償と絡めて実施された。インドネシアとの賠償交渉は、1951年末に始まったが、交渉に時間がかかり、ようやく1957年11月に、岸・スカルノ会談において、賠償2億3,000万ドル、貿易債権1億7,000万ドル棒引き、経済借款4億ドルで決着した。焦げ付き債権は賠償4億ドルから差引かれ、賠償支払額は2億3,000万ドルになったのである²²³⁾。

IMFの双務支払協定縮小への取り組み IMFが、双務支払協定の整理に乗り出したのは1950年代半ばであった。IMFスタッフが関与した日本の為替管理の制定時に、双務支払協定の活用が謳われていたことが示すように、1940年代末には、IMFは双務支払協定の有効性を認めていた。

1954年末に、IMFは双務支払協定の縮小に向けて動き始めた。1955年6月に、IMF理事会は、IMFが双務支払協定の存続の必要性に関して参加国と協議を開始する決定をした²²⁴⁾。これにもとづき、各国とのコンサルテーションにおいて、双務支払協定の存廃が主要な議題として上ることになった²²⁵⁾。

1956～57年に、日本は双務支払協定は大幅に整理した。1955年の西ドイツとの双務支払協定廃止を皮切りに、1956年には5つ、1957年には4つの双務支払協定が廃止された。

西ドイツの双務支払協定廃止は、西ドイツ側の強い要請によるものであった。日本政府は、突然の申入れに衝撃を受けたが²²⁶⁾、その後、欧洲諸国の双務支

223) 賠償と焦げ付き債権を相殺する方式は、1954年にインドネシア側から提案された（ジュアンダ首相と倭島公使との会談の際、1954年3月31日のジュアンダ・メモで示された）が、公式には日本側は、賠償と貿易債権とは別個の問題であると、これを拒否した（「日本インドネシア賠償交渉の経緯」（昭和30年3月 外務省アジア局第三課）p. 56, pp. 60-62, pp. 73-77, 付属文書9）。ただし、日本側にも、大蔵省のように、債務返済協定を結んでも実際には円滑に債務返済は進まないと予想されるので、相殺方式の方がよいとする意見もあった（武藤謙二郎口述「アルゼンチン焦付処理・日英貿易支払交渉とエジプト・スイッチ問題について」pp. 73-75）。

224) J. Keith Horsefield (ed.), *The International Monetary Fund 1945-1965, Vol III*, IMF, 1969, p. 258.

225) IMF, *Seventh Annual Report on Exchange Restrictions*, 1956は、「過去1年間に行われた基金加盟国との協議において、双務取極を注意深く再調査することに重点が置かれた。何故ならこれらの取極は、一般に、交換性および制限除去への前進が欠如していることを示す重要な証拠であるからである。」と述べている (pp. 5-6)。

払勘定の廃止への動きは、EPU（欧州決済同盟）の発展の結果であり、日本は西欧諸国の自由化と歩調を合わせる必要があるという判断に落ち着いた²²⁷⁾。双務支払協定に固執すれば、かえって強い貿易制限を受ける惧れがあり、むしろ、廃止によりポンド決済が可能になれば、日本は決して不利でないというのがその理由であった²²⁸⁾。

大蔵省も、双務支払協定は歴史的な役割をすでに終えたとの見方を持っていた²²⁹⁾。すなわち、双務支払協定は、「外貨の節約、信用の自動供与、支払関係の円滑化等のメリットを有して」おり、「わが国貿易の相手国には経済力弱く、割高物資を買ってやらなければ、購買力を生じないなどの事情」があったので、貿易の伸張に貢献した。しかし、最近では西欧諸国が為替自由化を進め、IMF・GATT も廃止の方針をとっており、「双務協定が貿易の拡大に寄与することよりは、むしろその制約となる面が現われて来た」という認識である。

しかし、これで双務支払協定廃止への流れが決定的となったわけではなく、1957年の外貨危機の際にオープン勘定貿易の見直し論が台頭した。

1957～58 年のオープン勘定 1957～58 年に、通産省は、輸出振興策の 1 つの柱として、「後進国」とのオープン勘定貿易を強化する方針をとった²³⁰⁾。通産省は自由化には懐疑的であり、「貿易自由化というような世界貿易の将来における理想と現実とを混同して有効な実益ある対策の推進を見失ってはならない」と戒めた。「双務主義的な行き方による輸出増加策は、この際はかなり有効な対策である」と見ていた²³¹⁾。

経済界にも、オープン協定の支持論は強かった。たとえば、三菱商事の寺尾

226) 『金融財政事情』1955年4月4日号, p. 11。

227) 池田善行（通産省通商局市場第二課）「貿易協定における 2 つの進路——清算勘定方式廃止の方向——」『金融財政事情』1955年9月19日号, pp. 20-22。

228) 『金融財政事情』1955年4月25日号, p. 10。

229) 「IMF, IBRD および IFC 年次総会資料（為替局関係）」(1956年9月) [旧大蔵省資料]。

230) 1958年3月1日の通産省関係首脳部会議で決定（『日本経済新聞』1958年3月2日）。『金融財政事情』1954年7月7日号, p. 15 も参照。

231) 「輸出振興対策の考え方について」(1958年7月7日 通産省) [旧大蔵省資料]。経済界も、オープン・アカウントの性急な廃止には批判的であった。この点については、「座談会 輸出目標とこれからの輸出振興策」『経団連月報』第6巻第10号（1958年10月）pp. 34-36 参照。

一郎は、大蔵省は「あまりにも理想追及に急にして、現実を無視している」と批判した²³²⁾。寺尾は、大蔵省は「いまオープン・アカウント方式をむりにキヤッショ・ベースにしようとしているが、そうしたことのために非常に輸出が阻害されている」、「いまの段階では、ことに日本のごとき立場においては、明日の二歩前進のために今日一步後退してもいい」と述べた。

これに対し大蔵省は、双務支払協定の廃止は既定方針であり、国際的な貿易正常化の流れに逆行する、また、存続させれば焦げ付き債権が拡大しかねないと、早期廃止論を主張した²³³⁾。

1958年10月の日伯オープン協定の廃止の際には、オープン勘定についての大蔵、通産両省の意見の違いが明確に現れた。ブラジルとは、1949年以来双務支払協定にもとづくオープン勘定貿易が行なわれていたが、1956年3月末に、ブラジル政府は双務支払協定の廃止を日本側に通告してきた。その後、暫定措置により支払協定は延長されたが、1958年6月末の協定の期限を控えて、今度は日本側がオープン勘定の廃止を提案した。ところが、ブラジル政府は、多角的決済への移行の方針を翻し、双務支払協定の継続を求めてきた²³⁴⁾。ブラジルの態度急変の背後には、1957年にコーヒー価格が急落し、外貨準備が急減したため、オープン勘定貿易に依存せざるを得なくなったという事情があった。日本側では、すでに外務、大蔵、通産の各省の間で、ブラジルとのオープン勘定を廃止する了解が成立していたが、通産省は、輸出振興の観点から、オープン勘定の存続を主張した。ブラジルへの輸出の約7割が、金属、金属製品、機械であり、国際競争力のないこれらの製品の輸出の促進に、オープン勘定が貢献しているというのがその根拠であった²³⁵⁾。大蔵、通産両省の主張は平行線を辿ったが、7月22日の関係閣僚間の協議を経て、8月初めに、妥協が

232) 「座談会 輸出目標とこれらかの輸出振興策」『経団連月報』6-10（1958年10月）における寺尾一郎（三菱商事常務取締役）の発言。

233) 『日本経済新聞』1958年3月2日。外務省の態度は、「オープン・アカウント（清算勘定）の存続についても極端な全廃論を唱えるのは誤りで、当面支払能力がなくとも輸出が伸びる国には債権が焦付かないような万全の措置をとりつつ弾力的に運用」するというものであった（『日本経済新聞』1958年7月12日）。

234) 『金融財政事情』1958年7月7日号, p.9。「経済局特別情報 第189号」（昭和33年6月19日）pp.1-5, 「経済局特別情報 第194号」（昭和33年7月24日）p.3。

235) 荒川健夫（大蔵省為替局調査課長補佐）「オープン勘定の回顧と展望」『財経詳報』第75号（1957年1月31日）p.3。

成立した。すなわち、現金決済（振替可能ポンド）に移行させるが、通産省の懸念する貿易縮小を招かないように、貿易面に双務性を残すというものであった。この方針にもとづきブラジルと交渉を進めた結果、10月17日に新貿易支払協定が締結され、オープン勘定は廃止された²³⁶⁾。

このような振り戻しはあったが、オープン勘定貿易に否定的な見方はすでに支配的であり²³⁷⁾、整理縮小方針が貫かれた。1957年には、フィンランド、オランダ、インドネシア、フィリピン、1958年には、ブラジル、トルコとのオープン勘定が廃止された。1958年末に残っていた双務支払協定は、トルコ、ギリシャ、中華民国（台湾）、韓国の4カ国だけとなつた。

5 国際収支の均衡と1956年度コンサルテーション

（1）国際収支の均衡と数量景気

国際収支の改善 1955年は輸出が好調で、とくに化繊、衣類、鉄鋼、造船、合板などの伸びが著しく、20億1,000万ドル（通関統計）に達した（図8）。輸入は前年並みの24億7,000万ドルにとどまったため、外国為替収支は大幅に改善し、特需抜きで均衡が達成された。外貨保有高は、1954年末の10億5,000万ドルから、1955年末の13億2,000万ドルへと増大した²³⁸⁾。また、景気が上昇過程にあるなかで、1955年を通じて物価は安定していた。さらに、それまで日銀信用に強度に依存していた市中金融機関は、金融緩慢の影響で、オーバー・ローンを解消した。国際収支の改善、物価安定、オーバー・ローン是正の三拍子揃った景気を、1956年度版『経済白書』は「数量景気」と名付けた。

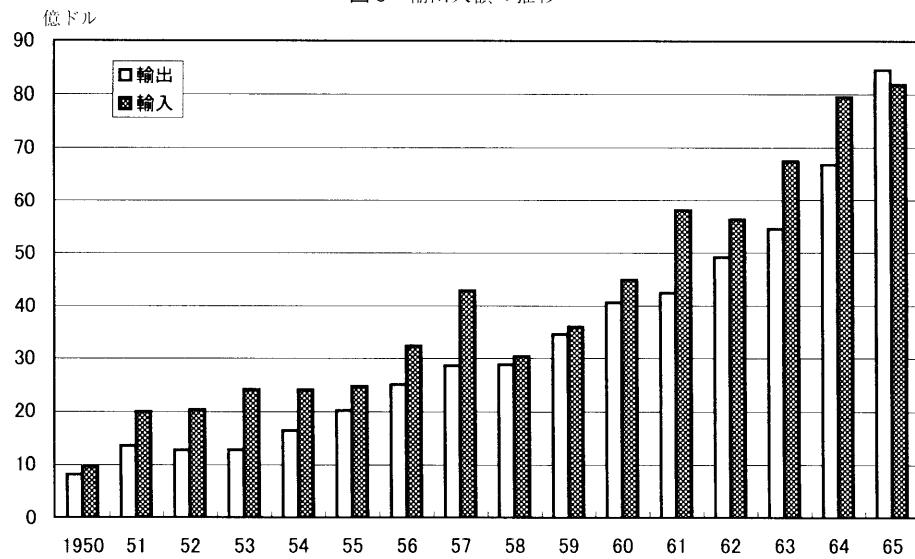
自由化への動き 1955年～56年に外貨事情が好転したことは、貿易自由化、為替管理緩和に取り組む雰囲気を作った。IMF加盟後、外貨危機対策に没頭していた政府・日銀は、ようやく貿易・為替の自由化を検討する余裕をもつた

236) 「経済局特別情報（第194号）」（昭和33年7月24日）、「経済局特別情報（第196号）」（昭和33年8月7日），山田久治（大蔵省為替局調査課）「日本・ブラジル間の新貿易支払協定について」『外国為替』第198号（1958年11月1日）pp. 8-12，宇山厚（外務省大臣官房外務参事官）「日伯貿易交渉の経過と今後の問題」『経団連月報』第8巻第3号（1960年3月）pp. 46-49。

237) 「不利益だらけの清算勘定協定」『貿易と関税』1958年3月，pp. 37-40。

238) 『日本経済新聞』1956年5月29日。

図8 輸出入額の推移



[注] 通関統計。

[出所] 総務庁統計局監修『日本長期統計総覧』3, 1988年, pp. 6~7より作成。

のである。

1955~56年に自由化の検討を促した要因は、IMFの輸出促進策批判に応える必要性、日本の「国是」としてのGATT加盟への準備、西欧諸国の通貨交換性回復への対処といった動機である。しかし、1957~58年にかけて、外貨危機と「なべ底景気」のために自由化の議論は停滞し、本格的に自由化が俎上に上ったのは1959年に入ってからである。

もはや輸出入リンク制や求償貿易などの輸出促進策に執着することは許されなくなったとの認識に立ち、それに代る政策が検討された。通産省は、「本邦商社の国際的競争力の不足が、今後自由化の方向に向う国際貿易市場にのぞむにあたっての致命的欠陥となる」²³⁹⁾との見地から、商社の強化策に力を入れた²⁴⁰⁾。1955年3月、通産省は特殊貿易制度廃止後の輸出振興策を纏めた²⁴¹⁾。

239) 「為替及び貿易の自由化に関する連絡」(昭和29年12月10日 通産省通商局為替課)『金融財政事情』1955年1月24日号, p. 37。

240) 「商社強化に関する措置について(試案)」(昭和29年11月26日 通産省通商局為替課)『金融財政事情』1955年1月24日号, pp. 34-37。商社の強化策として挙げられたのは、①商社への外貨割当制度、②商社の外貨保有の容認(外貨集中制度の緩和)、③MOF資金の貸付による商社資金の充実、④為替レートの一定範囲内の変動の容認などである。

241) 『日本経済新聞』1955年3月23日。

この案は、①ガット正式加入、通商航海条約の締結、賠償問題の解決により市場拡大への障害を取り除く、②双務支払協定が行き詰まっているので、多角的協定、債権債務の多角振替を実現する、③東南アジアや中南米諸国の経済開発に協力し安定した輸出入市場を育成する、④対共産圏貿易（とくに中共）を拡大するために、禁輸品目の緩和と経済交流の円滑化をはかる、といった経済外交政策を掲げた。賠償や経済協力に重点を置いた点に、従来の政策との違いを見ることがある。

1955年1月に一万田蔵相が財政演説において貿易自由化の体制を整える方針を明らかにし、これを受けて大蔵省は為替管理制度、貿易金融制度を再検討することになった²⁴²⁾。また経済界は、経済外交の推進²⁴³⁾、独占禁止法の緩和が不可欠であるとする意見を公表した。

1955年度上期外貨予算 1955年度上期の外貨予算は、13億1,700万ドル（輸入貨物予算11億700万ドル、貿易外支払予算2億1,000万ドル）と、前年同期比で、総額は7.3%減、輸入貨物予算はほぼ同額（0.6%増）であった。この予算は、経済審議庁の年間16億5,000万ドルという輸出見透しにもとづいて立てられたものである²⁴⁴⁾。1955年度の輸出は20億9,500万ドル（外国為替収支）と、目覚しい伸びを示したので、結果的には上期予算は縮小型になり、この点は下期で調整された。

通産省の自由化への決意表明にもかかわらず、「最も自由化に則した制度である自動承認制度予算もスターリング地域の銑鉄、ブラジルの大豆以下36品目の追加に止まり、金額的には前年度実績を約5割上回るというものの、未だ全体の15%程度にすぎない」²⁴⁵⁾状況であったため、「貿易自由化の点だけでは、ややねずみ一匹の感じがないでもない」という厳しい批判もなされた²⁴⁶⁾。

242) 『日本経済新聞』1955年2月7日。

243) 「貿易行政機構改革に関する意見」（昭和31年2月23日 経済団体連合会）『経団連月報』第4巻第4号（1956年4月），p. 31。

244) 「30年度外貨予算編成の楽屋裏を覗く」『金融財政事情』1955年4月4日号，pp. 12-13。

245) 横詰誠明（通産省通商局予算課長）「昭和30年度上期外貨予算の特徴と問題点」『金融財政事情』1955年4月11日号，p. 18。

246) 「30年度外貨予算編成の楽屋裏を覗く」『金融財政事情』1955年4月4日号，p. 13。

1955年度下期外貨予算 1955（昭和30）年度下期の外貨予算は、輸出が年度当初の見通しよりも大幅な増加が予想されたため、15億8,800万ドル（輸入貨物予算13億1,400万ドル、貿易外支払予算2億7,400万ドル）と、前年同期と較べて3億2,400万ドル増であった。

GATTへの加盟も控えた1955年度下期の外貨予算の編成の際には、鉄鋼原材料（鉄鉱石、粘結炭、屑鉄）、原綿、原毛、大豆、肥料原料などの重要原材料をAA制に移行させ、大幅な輸入自由化を断行しようとする計画があった。通産省通商局は、鉄鋼原材料（鉄鉱石・屑鉄）、原綿、原毛、大豆、肥料原料（燐鉱石・カリ塩）などの重要品目をAA制に移行させようとした。大堀弘通商局次長は、「商社やメーカーが外貨割当でうまい話に1つありつけただけで、その輸入利益で1年間も食って行けるというのはアブノーマルなことだ。割当制度のおかげで輸入するだけでもうかる商品は砂糖、バナナ、原毛、大豆、のり、石油はじめ極めて多く、しかも生活必需品が多く含まれている。このため消費者物価が高い水準を保っている。経済の正常化を進めるためにはAA制に移して温室から放り出し、国際経済の冷たい風に当てて値段を下げる必要がある」と主張した。しかし、この案は、通産省繊維局、重工業局、軽工業局、農林省の強硬な反対に遭って挫折した²⁴⁷⁾。

結局、①輸出の好調は安定的ではなく、国際収支面に不安がある、②国内のメーカーおよび貿易商社の体制が整備されていない、などの理由から大幅な貿易自由化は見送られた²⁴⁸⁾。

じつは、大蔵省為替局は国際収支悪化を懸念していたので、大幅な自由化には必ずしも積極的ではなかった。1955年10月14日の外国為替審議会において、大蔵省為替局長と資金課長は、「主要品目については国内産業保護との調整上自由化（AA制とすること）の実現をみなかった。しかしながら方針としては今期は一応自由化への準備期とし、来期より自由化の実現を計りたい。本件を大蔵省として最後まで押せなかつたのは今後の財政金融政策の動向に必ずしも不安なしとしない状況であるからであった」と説明している²⁴⁹⁾。

247) 「屈折する下期外貨予算の編成過程」『金融財政事情』1955年9月19日号、p. 13。

248) 「昭和30年度下期外貨予算の概要」『金融財政事情』1955年10月3日号、p. 30。

249) 「第35回外国為替審議会議事録」（昭和30年10月14日）。

1956 年度上期外貨予算 1956 年度上期の外貨予算は、国際収支の好調を背景に、前期に引き続き増加した。物価上昇を防ぐことを目標に、重要原材料および機械の輸入の増大が図られた。30 億ドルという戦後最大の年間輸入見込み額をもとに、総額 18 億 8,600 万ドル（物資輸入予算 15 億 4,300 万ドル、貿易外予算 3 億 4,300 万ドル）というタップリ予算が組まれた²⁵⁰⁾。

「華々しい論議にもかかわらず、決定された 31 年度上期予算においては AA については殆んど前進をみ」なかつた²⁵¹⁾。外国に競合品が少ない物資（砂糖、原綿、原毛、カリ塩、燐鉱石等）、割当基準作成が困難な物資（木材、大豆、アバカ、落綿、毛くず、牛脂等）、国産量では需要を満たせない基礎物資（鉄鉱石、鉄鋼くず、マンガン鉱石等）の AA 制への移行が検討されたが、大部分、実現には至らず、自由化への期待が裏切られたとの批判を受けた²⁵²⁾。

通産省は、日本に対する GATT 35 条の援用、双務支払協定の残存、国内産業への悪影響（農業や石炭鉱業）を挙げ、「通商上または産業上幾多の障害がある、今すぐには大幅に踏み切れない」と説明した²⁵³⁾。大蔵省も、「最大の焦点である輸入自由化を図るため FA 物資を AA 制に大幅に移行する問題は外貨割当方式が国内産業保護に使われている現在なかなか困難である」と及び腰であった²⁵⁴⁾。

輸入自由化検討の閣僚審議会（1956 年 6 月） 1956 年度上期予算を決定した 1956 年 3 月 31 日の閣僚審議会では、自動承認制品目の拡大については、移行可能な品目はできるだけ早い機会に移行させることを目途として体制を整備することが申し合わされ²⁵⁵⁾、同年 6 月 12 日に閣僚審議会が開催された²⁵⁶⁾。そこでは、①A 重油の上期中の AA 化、落綿（紡績工程において発生する綿花屑），

250) 『金融財政事情』1956 年 4 月 2 日号, pp. 6-7。

251) 海堀洋平（大蔵省為替局資金課長補佐）「昭和 31 年度上期外貨予算について」『財経詳報』第 23 号（1956 年 4 月 9 日）p. 1。

252) 『金融財政事情』1956 年 4 月 9 日号, p. 3。

253) 長橋尚（通産省通商局予算課）「31 年度上期外貨予算の概要と貿易自由化への課題」『金融財政事情』1956 年 4 月 2 日号, p. 23。

254) 「第 39 回外為替審議会議事録」（昭和 31 年 2 月 10 日）。

255) 「経済局特別情報（第 99 号）」（昭和 31 年 6 月 12 日）。

256) 長橋尚「輸入自由化問題の展開——6 月 12 日の閣僚審議会を中心として——」『外為』第 145 号（1956 年 7 月 15 日）, pp. 2-4。

原皮（牛皮）、A重油（石炭と競合しない重油）の下期からのAA化、牛脂の1957年度下期からのAA化を決定し、②燐鉱石、アバカ、羊毛、綿花、大豆、砂糖、鉄鋼屑、石炭等の早期自由化をひきつづき検討することとなった。結局、輸入金額の大きい重要品目はすべて見送られたことになる。

1956年度コンサルテーションにおいて、IMF側から輸入自由化の推進を求められたのを受けて、1956年7月13日の外国為替審議会では、委員から「AA制の大幅拡大を実行すべき」との意見が出た²⁵⁷⁾。委員側からは、①「わが国の為替管理は現状においては国内産業保護のためとなっている。従って本来の目的が薄れてきた現在においては、為替管理の大幅緩和は可能ではないか」、②「一般的に云えばわが国産業の合理化は各国に比し遅れている。従って今後の為替政策としては輸出伸張の状況を勘案しつつ産業の合理化に役立つものの輸入を増加し、輸出力の培養に努めるべきであろう。この場合、過剰設備が生じる等の問題があるがこれは調整機関を設ける等別途の方法により解決すべきである」との発言があった。これに対して、為替局長は、「一度、AA制の拡大、或は輸入の増加を行えば後になって再び変更することはなかなか困難となってくる。従って現状においては国際収支の動向が楽観を許されないこと、また国内的にも過剰設備、或は物資需給の見通し等の問題があり慎重に検討をする。従来もこれ等の実情を勘案しつつ順次AA制の拡大を計って来たが今後もこのペースに従い漸進的に行いたい」と答えた。

8月3日の閣僚会議でも引き続きAA制拡大が議論されたが、大豆のAA制移行に対して、農相から国内産大豆保護の立場からの反対論が出るなど、AA制移行は進展しなかった²⁵⁸⁾。

(2) コンサルテーションの経緯

コンサルテーション 大蔵省は、西欧の交換性回復への歩みが停滞したことから、通貨の交換性回復に対するIMFの関心は遠のいたと見ていたが、今後のIMFの方針如何によっては、加盟国が一斉に8条国への移行を迫られることもありうるという見方を捨てていなかった²⁵⁹⁾。

257) 「第44回国外為替審議会議事録」(昭和31年7月13日)。

258) 「経済局特別情報」(昭和31年8月9日)。

259) 「IMF、IBRDおよびIFC年次総会資料(為替局関係)」(1956年9月) pp. 7-10 [旧大蔵省]

1956 年のコンサルテーションは、フリードマン為替制限局長を団長とする IMF スタッフ・チームにより、6月 16 日～28 日に東京で開催された。公式討議の後、一万田尚登蔵相、平田敬一郎大蔵次官、石橋湛山通産相、石原武夫通産次官、新木栄吉日銀総裁との非公式の会談が持たれた。

討議は、通貨安定下の経済発展の見通しに焦点が置かれた²⁶⁰⁾。

金融情勢について、IMF スタッフと日本側との間には見解の違いが見られたが、IMF スタッフは、日本の通貨安定の実績を評価し、「財政・通貨当局が健全通貨政策を追求した勇気と一貫性」に対して敬意を表明した。IMF スタッフは、日本は金融引締めを継続すべきであるとし、日本側が金融緩和に転じたのではないかと質した。それに対して、日本側は、金利は自然に低下しているだけであり、緩和政策を取っている訳ではない、現に物価は安定しているので、あえて引締めを行なう必要はないとの立場を明らかにした。一部にボトルネックが発生しているが、インフレの懸念はないかとの IMF の質問に対しては、労働力、原料、設備とも余裕があり大丈夫だと日本側は返答した。

金融政策の技法に関して、IMF スタッフは、準備預金制度は通貨コントロールの有効な手段であるが、日本が導入する積りはないかと訊ねた。これに対して日本側は、市中銀行の日銀への預金は、全預金の 0.15% にすぎず、準備預金制度の創設は困難だと答えた²⁶¹⁾。

資料]。

260) “International Monetary Fund, Minutes of the 1956 consultations with Japan,” [「国際通貨基金協定一件 基金協定第十四条関係 コンサルテーション・ペーパー」(外務省記録文書 B'2-3-1-2-6-1], 「国際通貨基金」(昭和 31 年中) [日本銀行金融研究所保管 A-4863] による。討議の内容の要約は、栗山茂(大蔵省為替局総務課長補佐)「IMF コンサルテーションで検討された諸問題」『財経詳報』第 45 号(1956 年 8 月 13 日), pp. 8-9 でも見ることが出来る。

261) 準備預金制度は、金融制度調査会(1956 年 6 月設置)で審議され、1957 年 5 月に導入された(「準備預金制度に関する法律」1957 年 5 月 27 日公布)。実際に、はじめて発動されたのは、1959 年 9 月 11 日であった。支払準備制度(準備預金制度)の導入に関しては、積極論(日本銀行など)と消極論(市中銀行)とが存在した(『日本銀行百年史』1985 年, pp. 596-622)。日銀が積極論を唱えた背景には、金融緩慢により、1956 年初めに日銀貸出(貿易優遇貸出を除く)が事実上ゼロになるなかで、日銀が貸出に代る信用調整手段を確保したかったという事情がある。公開市場操作は、日銀による政府短期証券の市場売却が大蔵省の反対で阻止されたために実施のための条件が整わず、日銀は支払準備制度の創設に力を注ぐことになった(前掲『日本銀行百年史』第 5 卷, pp. 488-489)。準備預金制度の導入に際して IMF が影響力を発揮したこと示す直接的な証拠はないが、IMF の積極的な姿勢が、導入を後押ししたと想定することは十分に可能である。なお、支払準備制度導入の賛否両論の代表的

財政については、日本側が一般会計の収支均衡を強調したのに対して、IMFスタッフは、インフレ要因としては現金収支の方が問題であると指摘した。これに対し日本側は、たしかに1955年は支出超過であるが、他の経済要因によって十分に吸収できる範囲内だと説明した。

企業の設備投資に対する加速度償却制度についてIMFスタッフは関心を示し、産業合理化を行なおうとしている他の国々にもこの制度は適用可能ではないかと述べた。

物価に関して、日本側は1955会計年度を通じて卸売物価上昇率は0.5%に止まり、この物価上昇を伴わない景気拡大が「数量景気」と呼ばれていることを説明した。これに対して、IMF側は、一部の物資の価格がかなりの上昇を示している点を指摘した。日本側は、価格上昇の要因は海外にあると答えたが、IMF側は、たとえ海外要因であっても、物価上昇をチェック出来なければ、輸出競争力の低下に帰結すると反論した。

ついで、後半の日程の為替管理緩和に討議が移った。

日本側は、原材料、食糧、生産財については、需要を満たすだけの輸入を認めているが、消費財については規制していると述べた。これに対し、IMFスタッフは、健全な通貨政策が維持されていれば、輸入自由化に踏み切っても、消費財の輸入が激増することはないとの見解を示した。輸入自由化に対する過度の警戒論を戒めた。

また日本側は、現行の為替管理は、通貨（とりわけポンド）の交換性が制限されているために已む無く実施しているものであり、将来ポンドの交換性が回復すれば、日本の輸入政策も変わると述べた。これに対して、IMFスタッフは、交換性のある通貨と交換性のない通貨との差は、最近では実質的に縮まって来ていることに注意を促した。

IMF側は、日本は主要な工業国のなかで、唯一、厳格な外貨予算を維持している国であると指摘し、輸入自由化のいっそうの推進、為替管理の簡素化を求めた。

さらに、IMFスタッフは、日本がヨーロッパ諸国のように、非居住者円勘定を自由化する意図はないかと質問した。これに対し日本側は、非居住者円は

見解として、下村治「支払準備制度は必要か」『予算』1956年4月号、蔭山泰蔵「支払準備制度は不要か」『予算』1956年4月号を挙げておく。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

外貨債務であるから減らす方針を探っている、ヨーロッパとは事情が異なり、非居住者円を自由化すれば円の下落をもたらす危険性があると答えた。

特別外貨資金割当制度について、IMF 側は、現在のように輸入好調な時こそ、廃止のチャンスであると示唆した。

ついで、IMF 側は、輸出入リンク制に関して、前回のコンサルテーション以降、なんらの改善もなされていないことに不満を示し、こうした制度は無意味ではないかと述べた。日本側が、輸出を拡大した業者にはより多くの原綿輸入が割り当てられる仕組みは有効に機能していると説明すると、IMF スタッフは、需要を満たすだけの原材料輸入を認めているという日本側の説明との矛盾を指摘した。日本側は、過剰な原綿が輸入されれば生産過剰に陥る惧れがあるからリンク制は有益だと、生産制限の目的でリンク制を用いていることを事実上認めた。インドネシアに対する輸出権制度については、賠償問題と関連しているので、解決は困難との見解を日本側は示した。

コンサルテーションの最終日に、IMF スタッフの非公式の見解が表明された。スタッフは、日本の国際収支が好調であることを評価するとともに、健全通貨・健全財政の維持を求めた。また、特別外貨資金割当制度とバーター貿易を廃止し、ドル差別を緩和すべきだとした。

以上、日本の国際収支が大幅に改善するなかで行なわれた 1956 年度のコンサルテーションでは、「前二回に比べ今度の調査は非常に好意的であった」と新聞報道が伝えたように、IMF スタッフは基本的に日本の政策を高く評価した²⁶²⁾。

対日勧告 1956 年 10 月に、IMF 理事会は以下の対日勧告を決定した²⁶³⁾。

1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第 14 条第 4 項に基づいて基金と協議した。

2 日本の経済は 1955 年中急速に拡張を続け、国民所得は実質 10% 増加した。1956 年においても工業生産活動は加速度的に増加し、大部分の穀物の作柄は良好である。工業生産の拡大の理由の 1 つは、日本の健全通貨政策の好影響もあり、日

262) 『朝日新聞』1956 年 6 月 28 日。

263) “1956 Consultations – Japan,” Oct. 24, 1956 [外務省記録文書 B'2-3-1-2-6-1].

本の物資に対する海外需要が増加したことにある。国連軍と米軍の支出および域外調達による特需収入が1955年に若干減少したにもかかわらず、1955年から1956年初めにかけて国際収支は急速に改善した。1956年5月には、外貨準備は16億ドルの新記録を樹立した。

3 全般的に、大きなインフレによる歪みなしに経済拡大は実現している。しかしながら、最近においては、資源の需給逼迫により銀行信用が拡大し、輸入が顕著に増加したにもかかわらず物価上昇が続いている。この数ヵ月間は、国際収支黒字は急速に縮小し、わずかながら赤字になった。外貨準備も若干、減少している。

4 基金は、これまでに達成された成長を歓迎するとともに、当局が通貨安定維持のために行なった決断を高く評価するものである。上記の最近の諸傾向に鑑みて、基金は今後数ヵ月間は国内需要を注意深く見守り、必要であれば、需要が過大にならないように食い止める適切な手段を講じることを促したい。また、当局が、変貌しつつある金融・資本市場に適した通貨コントロールの新たな技法を開発しようと努めている点に満足している。

5 昨年を通じて、輸入制限および差別措置の緩和、双務主義の縮小において前進が見られた。基金は、この前進、および、さらなる前進を行なおうとする当局の意向を高く評価する。基金は、現行の為替認可制度の大幅な簡素化への展望が開けたものと感じている。

6 日本の当局は、リテンション・クオータを出来るだけ早期に廃止するための方法を考慮中である。昨年に実施されていた輸出入リンク制は、まだ残存している。基金は、日本がバーター貿易をさらに制限することを希望する。

7 1956年コンサルテーションを終了するに当り、基金は日本によって維持される過渡的取扱について、これ以上論評を加える点はない。

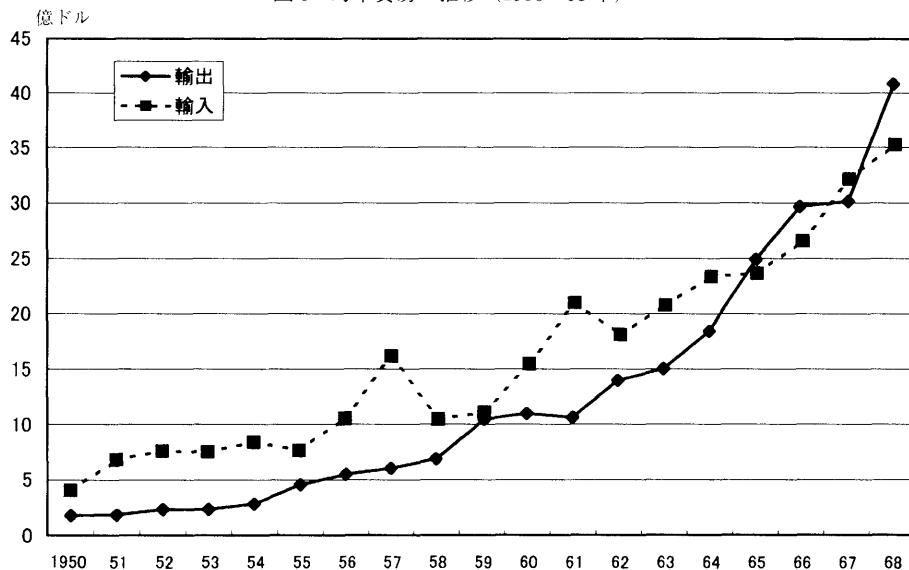
(3) 対米貿易摩擦

1950年代の対米貿易 日米間の本格的な貿易摩擦は、1950年代半ばに始まった。この時期の貿易摩擦に関しては、現在では、「ワンダラー・ブラウス」という言葉が、わずかに人々の記憶に残っているにすぎないが、当時は、日米間の大きな外交問題であった。

対米輸出は、1950年代前半の伸び悩みの時期を経て、1955年に増大に転じ、さらに1959年には大きく飛躍して10億ドルに達した（図9）。貿易収支で見ると、1950年代を通じて日本の大幅な輸入超過が続いており、対米貿易が初めて出超となったのは1965年のことであった。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

図9 対米貿易の推移（1950～68年）



[注] 通関統計。

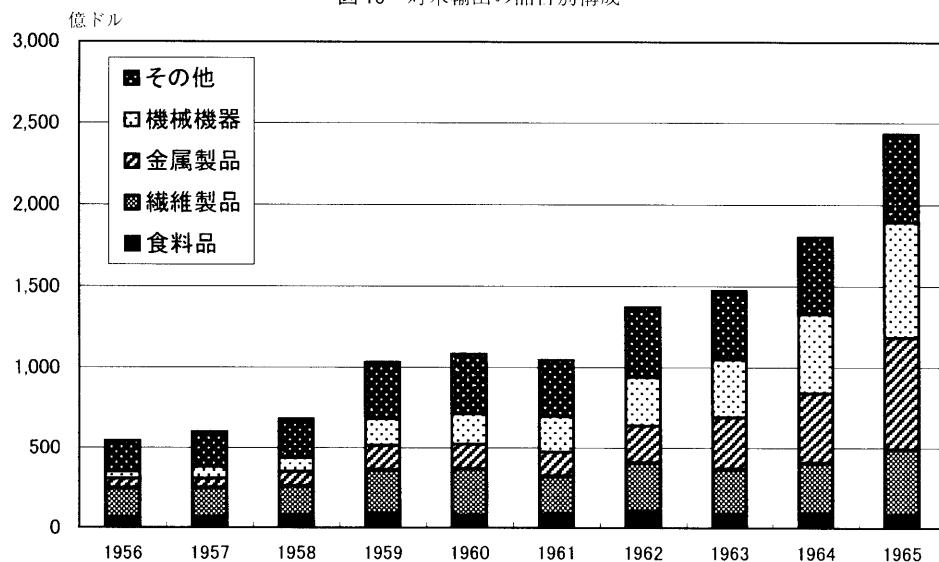
[出所] 通商産業省編『通商産業政策史』第16巻、通商産業調査会、1992年、p. 258より作成。

戦前に生糸・絹織物に集中していた対米輸出品は、戦後は、繊維、雑貨、食品等の多様な消費財に分散した（図10）。繊維製品の首位を占めたのは、綿織物およびその二次製品であり、生糸・絹織物、毛織物、スフ織物がそれに続いた。食料品輸出の半ばは、冷凍マグロおよび魚介類（サケ、マス、マグロ、カニ等）の缶詰であった。「その他」の項目に分類される雑貨類が大きな比重を占めたのも、この時期の特徴であった。雑貨とは、具体的には、玩具、陶磁器、洋食器、自転車タイヤチューブ、竹製品、人造真珠、造花、ガラス製品、美術工芸品などである²⁶⁴⁾。こうした輸出品の構成は1960年代半ばに変化を遂げ、重工業製品が中心になる。

貿易摩擦と自主規制 1950年代前半、日本政府は、一方的な輸入超過を是正したいと希望し、アメリカ政府も、日本経済の自立のためには、対米輸出の促進は望ましいと考えていた。そうした意図に沿って、アメリカ政府は、日本のGATT加盟を強く支持し、1953年10月には日本のGATTへの仮加盟を実現させた²⁶⁵⁾。さらに、日本のGATTへの本加盟に向けて、1955年2月に、アメ

264) 小島英敏「雑貨輸出の特質と問題点」『通商産業研究』1956年7月号、pp. 42-49。

図10 対米輸出の品目別構成



【出所】 通商産業省通商局監修『戦後日本の貿易20年史』通商産業調査会, pp. 375-377より作成。

リカ政府は、率先して多角的関税交渉に入った。

しかし、このような日本の貿易促進の支援と踝を接して、アメリカ本国では、綿製品分野での貿易摩擦が深刻化した。

米国の輸入全体に占める日本のシェアが4.4%（1956年）にすぎなかったにもかかわらず、貿易摩擦が起きたのは、繊維を始めとする特定の品目の対米輸出が短期間に激増したためであった（表15）。アメリカでこれらの商品を生産していたのは、主として中小企業であり、これらの企業は大きな打撃を受ける惧れがあった。日本の輸出品と競合する企業は、敏感に反応し、議会に問題を持ち込んだ。当時の議会は、共和党を中心に保護主義の勢力が強く、日本からの輸入を制限するための法案が相次いで提案された。

繊維製品の貿易摩擦は、1955年に、対米輸出が顕著に増大したのを契機に勃発した²⁶⁵⁾。綿織物の対米輸出は、1954年の4,950万ヤード（1,050万ドル）から、1955年には、1億4,025万ヤード（3,037万ドル）へと、一挙に3倍に増

265) 石井修『冷戦と日米関係』ジャパン・タイムズ、1989年、pp. 188-191。

266) 1951年頃から、冷凍マグロ、ミシン、陶磁器等についての輸入制限運動は起きていたが、貿易摩擦が本格化するのは、1955年以降である（「日米貿易に関する諸問題」昭和32年〔外務省〕経済局第3課、p. 7）。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

表 15 対米輸出主要商品

品目	単位	数量			金額 (1,000 ドル)		日本の輸出額に占める米国の割合%	米国の輸入額に占める日本の割合%
		1954	1955	1956	1954	1955		
冷凍マグロ	MT	45	55	40	18,644	17,548	12,235	78.9
魚介缶詰	MT	8	16	27	10,034	16,382	27,183	37.7
生糸	LB	6,137	7,245	6,801	27,510	30,941	28,186	67.4
綿織物	SY	49,500	140,247	122,547	49,500	140,247	122,547	10.6
絹織物	SY	8,881	15,396	28,296	8,881	15,396	28,296	62.2
毛織物	ST	1,211	3,748	7,486	1,211	3,748	7,486	34.5
陶磁器	MT	27,010	35,259	42,793	27,010	35,259	42,793	49.7
鉄鋼	1000MT	22	76	78	2,700	12,956	16,974	7.6
光学器械	MT	727	1,194	1,730	6,382	10,243	14,717	48.9
ミシン	1000台	314	682	647	5,368	12,637	13,059	38.9
玩具	MT	18,032	29,652	37,660	17,473	26,476	34,167	62.9
合板	1000SM	24,483	40,423	51,854	16,267	27,110	35,633	83.0

〔注〕 1. 米国の輸入に占める日本の割合は、米国通関統計の分類によるので、日本とは若干異なる。
 2. 日本の輸出額に占める米国の割合は1956年、日本の輸入額に占める日本の割合は1955年の数値。
 [出所] 「日米貿易に関する諸問題」(昭和32年7月 [外務省] 経済局第3課)。

大した。井口駐米大使は、1955年6月、日本製1ドル・ブラウスの乱売の結果、米国の年内需要300万ダースに対して100万ダースの輸入契約が行なわれており、このまま放置すれば重大な問題に発展する惧れがあると外務省に報告した²⁶⁷⁾。日本は1956年1月から綿織物およびブラウスに対する自主規制に踏み切った。さらに、1957年からは、自主規制は綿織物および二次製品に拡大された²⁶⁸⁾。

1956年から1959年にかけて、毛織物、陶磁器、ライター、金属洋食器、ミシン、カメラ、万年筆、体温計、洋傘骨、バトミントン・ラケット、冷凍マグロ、マグロ缶詰などの商品についても貿易摩擦が起きた²⁶⁹⁾。

輸入制限運動は、さまざまな法的手段に訴えたが、なかでも互恵通商法のエスケープ・クローズ条項の適用を求めるケースが多かった²⁷⁰⁾。1951年の互恵通商協定延長法により、外国製品の輸入が国内産業に重大な打撃を与える場合に関税引き上げが認められた。これを、エケープ・クローズと呼ぶ。訴えによりエスケープ・クローズ調査が実施され、関税引き上げ勧告が行なわれ、関税が引き上げられたケースは稀であった。実際には、関税委員会が関税引き上げ勧告を行なっても、大統領によって拒否されることが多かった。1950年代に関税引き上げないし関税割当措置が実施されたのは、体温計、金属洋食器などわずかの事例にとどまった²⁷¹⁾。

輸入制限運動は、輸入制限法の制定（マグロ・マグロ缶詰、合板など）、ダンピング防止法の適用（グルタミン酸ソーダ〔味の素〕、鉄管継手、シャベルなど）、関税法第337条（不公正輸入防止規定）の適用（バトミントン・ラケット、蓄音機のカートリッジ・針など）なども求めたが、これらも実現には至らなかった。

このように、法的輸入規制が導入された事例は稀であったとは言え、日本の輸出産業への影響はけっして小さくはなかった。法的規制がなされる以前に、

267) 『金融財政事情』1955年7月4日号, p. 10。

268) 『通商白書』昭和32年版, pp. 371-372。

269) 「米国における日本品輸入制限運動」（昭和33年3月〔外務省〕経済局第3課）、「輸入制限を中心とする対米輸出の諸問題」（昭和33年4月〔外務省〕経済局米州課）。

270) 宮崎弘道（外務省経済局第三課）「米国における日本商品輸入制限運動」『経団連月報』第5巻第9号（1957年9月）, pp. 53-55。宮崎は、エスケープ・クローズの調査は「関税引き上げ運動の表玄関である」と述べている。

271) 『通商白書 各論』昭和36年版, p. 431。

日本側が自主規制に踏み切る場合が多く（綿製品、合板、マグロ、金属洋食器など），日本の対米輸出は実質的に制限された。1959年において、日本は対米輸出実績の43%を占める品目について自主規制を行なっていた²⁷²⁾。

1950年代の対米貿易摩擦には、1980年代との大きな相異がある。摩擦が起きたのは、貿易額がそれほど大きくはない一部の商品にとどまり、対米貿易全体では日本側の大幅な入超であった。

第4章 1957年外貨危機から岩戸景気へ — 1957～58年度コンサルテーション

1 外貨危機と IMF 借入

(1) 引締め政策への転換の遅れ

国際収支の悪化と外貨予算の膨張 貿易収支（外国為替収支）は1956（昭和31）年第3四半期（7月～9月）から支払超過に転じ、貿易外も含めた外国為替収支全体も、1957年第1四半期に支払超過となった。外貨準備は、1956年末の9億4,100万ドルから、1957年3月末には7億3,800万ドル、5月末には6億800万ドルにまで落ち込んだ（図11）。

外貨収支が悪化しているにもかかわらず、1956年度下期、1957年度上期の外貨予算はタップリ予算として組まれた。1956（昭和31）年度下期外貨予算は、物価の安定・経済正常化に資するため、輸入需要を満たすのに十分な予算規模を確保する方針に沿って編成された。総額23億4,100万ドル（輸入貨物予算19億1,500万ドル、貿易外支払予算4億2,600万ドル）、同年上期と比較して2億2,900万ドルの増大であった²⁷³⁾。

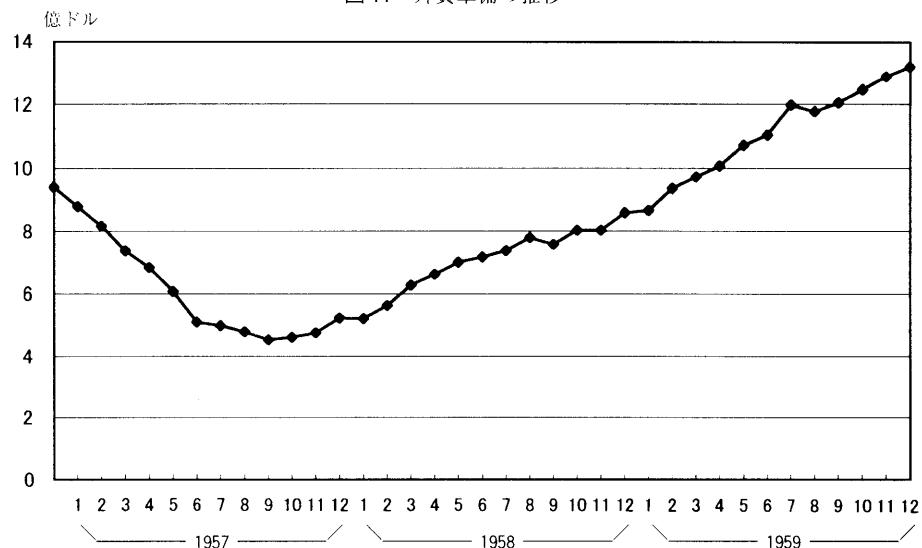
「一千億減税、一千億施策」の積極財政のもとで、1957（昭和32）年度上期の外貨予算は、「実需のある限りこれに見合う輸入を認める」²⁷⁴⁾という方針により、総額26億4,300万ドル（輸入貨物予算22億3,600万ドル、貿易外支払予算

272) 「IMF コンサルテーション回答」（昭和35年）質問 V-1。

273) 「31年度下期外貨予算の全容」『金融財政事情』1956年10月1日号、pp. 33-34。

274) 「経済局特別情報（第131号）」（昭和32年3月7日）。

図11 外貨準備の推移



[注] 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第19巻、東洋経済新報社、1999年、p.523より作成。

4億800万ドル)のタッカリ予算として組まれた。「国際収支の赤字がたとえ永続的なものとなる可能性があったにしても、これを防止するために輸入の制限に訴えることは徒に物価騰貴の種をまき、インフレ促進の結果を招く愚策であって、財政金融を中心とする円サイドにおける強力な施策によるべき」との基本線が貫かれた²⁷⁵⁾。

この基本線について批判的大蔵省と日銀は、「国際収支が大幅な逆調傾向を示しつつある現段階においては、予算面からの直接手段によって輸入にある程度の制約を加えることも必要であり、その結果たとえある種の国内消費物資等に若干の値上がりを見る場合によっては止むを得ない」と主張し、「31年度末の実質外貨保有高が既に必要保有量を割ると予想される現状において」「膨大な予算を計上することは容認し得ない」と反発した²⁷⁶⁾。

最終的には、1956年度下期の予算編成方針が踏襲され²⁷⁷⁾、通産省の案に沿ったタッカリ予算に帰着した²⁷⁸⁾。

275) 高島節男（通商産業省通商局予算課長）「上期外貨予算の編成方針とその内容」『金融財政事情』1957年4月15日号、p.27。

276) 「昭和32年度上期 外国為替予算の概要」（昭和32年4月25日 外国為替局予算課）[日本銀行金融研究所保管 A-4824]。

277) 「経済局特別情報（第134号）」（昭和32年3月28日）。

積極政策から引締めへ 1957年2月に発足した第1次岸内閣では、池田勇人蔵相は留任し、石橋内閣の積極政策が引継がれた。池田蔵相が、引締め政策の実施に消極的であったために、本格的な金融引締めは、国際収支がかなり悪化した5月まで引き延ばされた²⁷⁹⁾。1957年3月20日に公定歩合が引き上げられた（商業手形割引歩合 日歩2.00銭→2.10銭 [7.30%→7.67%]）が、他方で、高率適用制度が緩和された結果、実効金利は据置となったため、引締めへの転換とはならなかった²⁸⁰⁾。山際日銀総裁が、池田蔵相に妥協したためだとされる²⁸¹⁾。

5月8日に第2次公定歩合引上げ（商業手形割引歩合 日歩2.10銭→2.30銭 [7.67%→8.40%]）が実施され、引締め政策に転じた。この公定歩合引上げをめぐっては、大蔵省内でも意見の対立があり、外貨資金繰りの責任者である石田正為替局長の公定歩合引上げ論が、下村治の放任論を抑えた²⁸²⁾。

石田の証言は、政策担当者内部の状況をよく示している²⁸³⁾。

為替局の人は、あのとき国際収支ダメだ、ダメだというけれども、各局あまり同情者はなかったと思います。為替局だけがほんとうに憂えていたけれども、なかなか省内自身がまとまらない。（中略）その中で、一番ぼくはこういうところですからハッキリ申上げておくんですが、遺憾であったのは、金融行政だったと思うんです。

これは日本銀行および銀行局を含めて、実に私らからいわせると、だらしがない

278) 大蔵省の外国為替審議会でも、委員からは、「経済が拡大傾向にある場合は国内政策に重点を置き国際収支は従とする考え方が必要であろう」（堀江委員、1月18日）、「海外物価、海上運賃共に下がりぎみであるから、たっぷりした外貨予算を組み国内政策で引締める行き方でよいではないか」（水上委員、4月12日）など、通産省の方針を支持する意見が相次いだ（「第50回外国為替審議会議事録」、「第53回外国為替審議会議事録」）。

279) 大蔵省内では、為替局は引締めに賛成論、銀行局等は引締めに反対であった（石田正「昭和30~32年の為替行政」昭和38年2月12日, pp. 35-37）。

280) 『日本銀行百年史』第5巻, pp. 494-497。

281) 呉文二『日本の金融界』東洋経済新報社、1981年, p. 83。

282) 大月高「昭和30~36年の銀行行政及金融政策について」（昭和40年2月2日）pp. 17-19。
なお、大月は、「現実にはやはりIMFから金を借りるということが、当時のポイントであつて、そのためには引締め体制を取らなければ借りられないという現実があったのだと思います」と述べている(pp. 22-23)。

283) 石田正「昭和30~32年の為替行政」（昭和38年2月12日），pp. 35-37。

という感じを実は持ったんです。まず第一に、これは引き締めなければならん時間だと、まあなんというか、仮にスエズ問題が経済的に、ひじょうにブームを、いい意味で招来するにしても、朝鮮事変のようなものであっても、やっぱり金融というものは締めるという方向で行かなければいかんだろうという感じがするんですが、それらに対する判断といいますかが遅いと、まあ銀行局は、私、相当その点においてはわれわれとは見解を異にしておったような感じがする。それから、日本銀行にいたっては、これはいよいよたいへんだということになつても、ちつとも締めてくれない。輸入するんだといったって、金がありやせんのですから、みんな商社は、だから円を供給しなきゃ輸入なんかできっこないにもかかわらず、国際収支の赤字に相当するところの円というものは吸い上げるべきにもかかわらず、それだけ出しているというのが、結果的において日本銀行のやり方だったと思うんです。

外貨危機により、自民党内でも派閥対立が顕在化した。河野派、大野派は、外貨危機を招いたのは池田蔵相の責任であるとの批判を強めた。また、首相の私的経済顧問（賀屋興宣、一万田尚登、北村徳太郎、高崎達之助、太田正孝）は金融引締め一本槍の政策を批判し、財政投融資の縮小を含んだ総合対策を立案すべきと岸首相に進言した。6月10日の自民党政調会では、財政投融資の繰り延べを中心とする対策の立案で意見が一致した。財政政策の転換をためらう池田蔵相は孤立して行った²⁸⁴⁾。

「国際収支改善緊急対策」（1957年6月19日）訪米（6月16日～7月1日）に先立って岸首相は、早急に総合政策を具体化するよう指示し、1957年6月19日、政府は「国際収支改善緊急対策」を発表した²⁸⁵⁾。この措置は、「金融政策の独走」への批判のなかで、金融だけでなく、財政面での引締め措置も併せた総合対策を打ち出した点に新味があった。これは、日本政府の引締めへの決意を示すとともに、IMFからの借入を円滑に進めるために採られたものであり、事実上のコンディショナリティであった²⁸⁶⁾。

緊急対策の目玉は、投資をスローダウンさせることを目的とした、財政投融

284) 浅井良夫「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」『成城大学経済研究所研究報告』No. 25（2000年3月）pp. 41-43。

285) 『日本経済新聞』1957年6月29日。

286) 「総合緊急対策の狙いと金融界の反響」『金融財政事情』1957年6月24日号, p. 24。

資の 15%，約 650 億円の繰り延べ措置であった²⁸⁷⁾。事業計画の変更はせず、計画実施の時期の調整により、繰り延べ額だけ年度内の支出は実行しないという内容である²⁸⁸⁾。15% の繰り延べ幅は、財政投融資の計画規模を前年並みまで縮小するという趣旨で決められた²⁸⁹⁾。実質的な繰り延べ額は 800 億円にのぼった²⁹⁰⁾。

1957 年 10 月に国際収支が黒字に転じると、各省、各政府機関から繰り延べ解除の要求が高まり²⁹¹⁾、1957（昭和 32）年度末にかけて 520.5 億円の解除（「資金手当」と呼ばれた）が実施された²⁹²⁾。そのため、この繰り延べ措置の影響は、実態においてはそれほどではなく、むしろ「民間に対する心理的影響」の方が大きかったという評価もある²⁹³⁾。

財政投融資の繰り延べ措置と併行して、1957 年 7 月 3 日、金融機関資金審議会において民間設備投資の繰り延べが決定され、金融機関資金審議会→大蔵省銀行局→全国銀行協会→市中銀行のルートを通じて、1957 年 9 月までに、設備投資の 16.2% の繰り延べが実施された²⁹⁴⁾。

その結果、1957（昭和 32）年度の設備投資計画は当初よりも 12% ほど縮小したが、当初の計画自体が 1956（昭和 31）年度を 60% 上回る規模であったため、全体としては設備投資は 1957 年（暦年）にも名目値で 35.2% 増と大幅な伸びを示した²⁹⁵⁾。

287) 財政投融資の繰り延べ以外の政策としては、輸入担保率の引き上げ、輸出前貸手形金利の 1 削引下げなどが主なものであった。

288) 「財政投融資繰延について」（理資 昭和 32 年 6 月 25 日）[旧大蔵省資料]。

289) 澄田智（大蔵省理財局総務課長）「財政投融資計画の繰延べについて」『財経詳報』1957 年 7 月 15 日号, pp. 6-7。

290) 中小企業向けの財政投融資は、中小企業対策として 150 億円増額したので、中小企業向け以外の財政投融資は 800 億円繰り延べられたことになる。

291) 『金融財政事情』1957 年 12 月 2 日号, p. 7。

292) 澄田智・鈴木秀雄共編『財政投融資』財務出版, 1957 年, pp. 316-325, 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27~48 年度—』第 8 卷, 2000 年, pp. 167-170 (金沢史男, 金子勝, 高橋隆昭執筆)。

293) 澄田智「昭和 32~34 年の理財局行政」（昭和 38 年 5 月 27 日）, p. 39。

294) 岡崎哲二ほか『戦後日本の資金配分』東京大学出版会, 2002 年, 「第 2 章 資金・投資調整システムの形成」（岡崎哲二）, pp. 60-66。

295) よく知られているように、1957 年の「なべ底不況」をめぐっては、1956 年の設備投資の行き過ぎを重視し、不況からの回復が容易には進まないとする悲観論（後藤誉之助・経済企画庁）と、輸入在庫の過剰による一時的なものと見る楽観論（下村治）とが対立した。経済

このように国際収支の危機は、引締め政策への転換をもたらした。7月10日の内閣改造で積極派の池田蔵相は閣外に去り、代って引締め論の一万田尚登が蔵相に復帰した。

経済界の反応 6月15日、岸首相は財界首脳を招いて総合政策への協力を求めた。

財界は、①総合政策の運用にあたって弾力性を持たせること、②財政投融資の一律的な繰り延べには反対であるとの意見を述べた²⁹⁶⁾。経団連は、6月17日、「輸出振興に関する要望意見」を発表し、現在の引締め措置はあくまでも応急対策にすぎず、「さらに一段と積極的に輸出の振興をはかることがもっとも緊要である」とし、「国をあげて輸出振興に力を集中し、外貨収支を根本的に改善すべきである」とした²⁹⁷⁾。

経団連は、金融引締め政策の独走に懸念を抱いていたが、7月15日の一万田・石坂会談で、政府の引締め方針への協力を約束した²⁹⁸⁾。

(2) IMF、米輸出入銀行(EXIM) 借入

岸訪米と対米、対IMF交渉（1957年6月） 岸首相は、1957年6月に訪米した際に、IMF等と借入交渉を行った。6月20日、岸はダレス国務長官に対して、借款形態での対日援助を求め、この会談で、ウォーミー輸出入銀行総裁は、農産物短期借款について検討し、首相の帰国までに返答すると約束した²⁹⁹⁾。また、岸首相に同行した福田赳夫衆議院議員は、6月21日に、IMFヤコブソン専務理事、世銀ブラック総裁、EXIMウォーリー総裁、IFC（国際金融公社）ガーナー総裁を訪ね、融資を依頼した³⁰⁰⁾。

企画庁は、のちに悲観説を誤りと認めた。

296) 『日本経済新聞』1957年6月15日（夕刊）。

297) 「外貨収支改善のための輸出振興策に関する要望意見」（昭和32年6月17日 経済団体連合会）『経団連月報』第5巻第7号（1957年7月）p. 20。

298) 『日本経済新聞』1957年7月16日。なお、7月18日に蔵相が経済界代表と懇談した際に、経済界代表は、金融逼迫で業界が混乱しないように「安全弁」を設けることを一万田蔵相に要望した（『日本経済新聞』1957年7月19日）。

299) "Memorandum of a conversation between Secretary of State Dulles and Prime Minister Kishi, June 20, 1957," *Foreign Relations of the United States 1955-57, Vol. XXIII*, p. 400, pp. 402-403.

300) 『日本経済新聞』1957年6月22日は、福田赳夫が、IMFから1億2,500万ドル、EXIM

アメリカ政府は、日本の要請を実現すべく努力し、その結果、EXIM 農産物短期借款（1億1,500万ドル）、同長期借款（730万ドル）が実現した³⁰¹⁾。世銀には、7月に総額3億1,700万ドル（内訳は、電力1億6,800万ドル、鉄鋼7,100万ドル、道路7,800万ドル）の借款を申請した³⁰²⁾。

IMF 借入 IMF から1億2,500万ドルを借り入れる方針を大蔵省が決めたのは6月半ばであった³⁰³⁾。日本政府は、6月21日、西原直廉財務参事官を通じて、IMFに対し、1億2,500万ドルの借入を要請した³⁰⁴⁾。1億2,500万ドルは、日本のクオータ（割当額）の50%であり、クレジット・トランシュの第1段階の借入に相当する。

正式の要請に先立って6月18日に、渡辺武はヤコブソン専務理事に対して IMF 借入を打診した³⁰⁵⁾。渡辺は、日本政府の意向として、1億2,500万ドルの第1クレジット・トランシュまでの引出しの希望を伝えた。また、さらに1億2,500万ドル（第3クレジット・トランシュまで）のスタンドバイ・クレジットを要請することになるかもしれないと述べた。これに対して、ヤコブソン専務理事と米国のサウザード (Southard) IMF 理事は反対した。日本の外貨準備がまだ底を突いていないのに、第3クレジット・トランシュまでの借入を要請すれば、フランス、インド、パキスタン、インドネシアなどが反発するだろう、第1クレジット・トランシュまでの IMF 借入に、EXIM の短期借款を追加すれば十分だというのが、サウザードの意見であった。

日本の借入申請は、6月27日のIMF 理事会で審議された。理事会は、アジ

農産物借款1億8,000万ドルの計3億ドルの短期借款と、世銀借款約3億ドルの長期借款の借入の目途をつけたと報道した

301) "Memorandum from the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State," Aug. 16, 1957, *FRUS Vol. XXIII, Part1*, pp. 446-447.

302) 『金融財政事情』1957年7月22日号, p. 9。

303) 『日本経済新聞』1957年6月14日。ドル、ポンドともに不足していたが、ドルで借入れることとした。1954年には、ポンドを借入れたが、返済はドルで要求されたことから、必要に応じてドルをポンドにスワップすればよいと考えたためである。

304) 『日本経済新聞』1957年6月25日（夕刊）。なお、池田蔵相からヤコブソン専務理事宛の「IMF 資金買入申請書」には、経済政策等に関する条件（コンディショナリティ）は記されていない（『日本銀行沿革史』第5集第16巻, p. 585）。

305) "Japanese Interest in IMF Assistance," Jun. 18, 1957 [Records of the U. S. Department of State relating to the Internal Affairs of Japan, 1955-59, microfilm, Reel 7].

ア局作成の基礎資料をもとに討議を行ない、日本の IMF 借入申請を承認した。

アジア局の資料³⁰⁶⁾は、「日本の国際収支状況の悪化は主として輸入及び運賃支払の増大のためであり、輸出が一般に高水準にあることは注目すべき点である」と述べた。また、3月以降、6月15日までにとられた一連の国際収支改善策は、貿易為替の制限措置には余り依存せず、国内金融財政政策が主軸になっていることを評価した。そして、「これらの国内金融財政政策がどの程度国際収支を改善し得るかは予測しえないが、全般的にみて楽観できる十分な根拠がある」として、日本政府の申請を承認すべきだと結論した³⁰⁷⁾。

これを補足する形で、渡辺理事は、「日本の輸出促進策については主として金融上の措置を考えており、輸入制限は直接的制限はこれを出来る限り避け、金融的措置を主眼として行う方針である」と発言した。

理事会では、無条件賛成9、賛成ではあるが確認を求めるもの2、反対2で、IMF事務局の提案は可決された。

イギリスとインドは、輸入に対して直接的制限がなされる惧れはないか、また、輸出金融の緩和が他の国の輸出を妨げないかについて確認を求めた。反対はブラジルとオランダであった。ブラジルは、日本の対米繊維製品輸出の自主規制、中共貿易の制限といった政治的問題を IMF 援助で解決しようとするものであり、見当違いだという理由から反対した。オランダは、日本がもっと思い切った引締め措置をとれば IMF 融資は必要ないとし、とりあえずゴールド・トランシュ（出資額の25% = 6,250万ドル）に止めるべきだとした。

コンディショナリティ 1957年6月19日の「国際収支改善緊急対策」が事実上のコンディショナリティであったと述べたが、1957年のIMF借入のコンディショナリティについて確認しておきたい³⁰⁸⁾。

池田蔵相からヤコブソン専務理事宛の「IMF資金買入申請書」には、経済

306) 『日本銀行沿革史』第5集第16巻, pp. 585-587。

307) 渡辺武 IMF理事は、日本一時帰国の際（7月30日）に、記者会見で、「国際通貨基金の日本に対する評価は、日本が神武景気だといって好調を示していたのに、急にドルを借りに来たので多少意外の感を持っていました。しかし、過去の経験から日本に対しては信頼感がある」と語った（『朝日新聞』1957年7月31日）。

308) 「昭和32年外貨危機に際しての資金繰と問題点等について」（昭和35年8月）大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第18巻, pp. 131-134。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

政策等に関する条件（コンディショナリティ）は記されず、フォーマルな形ではコンディショナリティは明記されなかった。

この点については、渡辺理事と大蔵省との間にやりとりがあった。渡辺理事は、「IMF よりの米弗買入申請に際しては、各国とも大蔵大臣のステートメントを理事会に提出し、通貨当局としての基本的政策を明らかにしているから、わが国の場合も提出することが望ましい」という意見であったが、大蔵省はステートメントの提出を躊躇し、結局、渡辺理事の発言を理事会の議事録に記録することで済ませた。

借入申請書には、6月14日閣議決定の緊急対策が資料として付されており、この緊急対策の履行と、理事会における渡辺理事の、為替措置による輸出の促進ないし輸入の制限は行わないという約束とが、コンディショナリティであったと言えよう。

EXIM 緊急農産物借款 1957年6月29日、EXIM 短期借款の諒解が成立した。借入契約は、同年8月16日、ワシントンにおいて EXIM と日銀との間で結ばれた。条件等は以下のとおりであった。

限度額 1億1,500万ドル

金利 年4½%

期間 綿花12カ月 その他農産物9カ月

対象品目 綿花、小麦、大麦、大豆、その他 EXIM の承認する農産物

借入は、1958年4月末に完了した。

この借款は、外貨危機への対処のために行なわれた1回限りの短期借款であったが、ほかに EXIM からは毎年、綿花借款を受けていたので、その6,000万ドルを加えると、計1億7,500万ドルの短期借款を得たことになる。

EXIM 借款について、石田正為替局長は、「国内的なゼスチャーのため、あっちからも借りるんだ、こっちからも借りるんだということをいわなければならないからやったんで」、「けっきょく IMF のやつしか急場には間に合わんのですよ」と指摘している³⁰⁹⁾。EXIM 借款は農林省との折衝に時間がかかり、実際に借入が完了した時には、外貨準備はすでに回復しつつあった。

309) 石田正「昭和30年～32年の為替行政」（昭和38年2月12日），pp. 42-44。

IMF 借入後の経済政策 1957年9月10日の閣議において、「昭和33年度予算の基本構想」が決定された。「基本構想」は、1958（昭和33）年度における経済運営の第一義的目標を「国際収支を大幅に改善すること」に置き、国内需要を抑制して、輸出を拡大することを目指した。そのために、「需要としての歳出」を抑制すべく、①「歳出の実質的増加を厳に抑制する」こと、②財政投融資の規模は「おおむね昭和32年度の実行額の範囲内に抑制」することを方針とした³¹⁰⁾。

「基本構想」は緊縮財政を掲げる一方で、国際収支の悪化の原因が一時的な輸入の急増にあるのか、構造的な不均衡にあるのかを見極めたうえで、財政政策を手直しする余地を残した³¹¹⁾。

他方、外貨予算においては、1957（昭和32）年度下期には輸入貨物予算16億5,200万ドルの、上期当初予算と比較して26%もの大幅削減の切り詰め予算が組まれた。引締め政策を堅持し、外貨準備の減少を食い止めるという趣旨からこのような「切り詰め予算」が編成されたものである³¹²⁾。

2 1957年度コンサルテーション

(1) コンサルテーションの経緯

コンサルテーション 1957年度のコンサルテーションは、7月18日から25日までワシントンで開催された。

日本の国際収支が悪化しているなかで行われたこのコンサルテーションでは、マクロ政策が焦点となった³¹³⁾。

IMFスタッフが、なぜ1957年3月まで貸出規制措置が取られなかつたのかと質したのに対し、日本側は、需要拡大が行き過ぎであるかどうかについて、政府内部に意見の不一致があったためと説明した。

310) 谷村裕（大蔵省大臣官房財務調査官）「『昭和33年度予算の基本構想』を貫く考え方」『金融財政事情』1957年9月23日号、pp. 19-23。

311) 谷村裕（大蔵省大臣官房財務調査官）「均衡的拡大を指向する合理的な財政金融政策」『金融財政事情』1957年8月5日号、pp. 22-24。

312) 「何處へゆく？低空飛行の下期外貨予算」『金融財政事情』9月30日号、pp. 12-13。

313) 「日本との1957年次協議に関する報告と勧告」[日本銀行外国為替局総務課『国際金融機関2/3 IMFコンサルテーション』昭和32年 日本銀行金融研究所保管資料A4857]。

“Japan – 1957 Consultations, Minutes,” Jul. 1957 [旧大蔵省資料].

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）

IMF 側は、日本政府が財政収支を当初の支出超過から約 1,000 億円の引揚超過に見込額を変更したことを、財政を中立的に運営するという従来の方針からの大きな転換だと評価した。日本側は、財政政策と金融政策が相互に補完し合うように意図していると述べ、財政政策を景気調整の手段として用いない従来の姿勢（財政中立論）を修正した。

所得減税について IMF 側が、通貨安定を損ねる惧れはないかと質問をしたのに対しては、日本側は、減税がすべて消費に回るわけではなく、個人消費を過度に刺激することはない答えた。

1957 年 5 月に法律が制定された準備預金制度について、日本側は、市中銀行が日銀借入に依存し、公定歩合操作が有効に機能している現状では、当面この制度を発動する必要はないと考えていると説明した。また、IMF スタッフが公開市場操作について尋ねたのに対して、市中銀行は、資金の余裕が生じたら、まず日銀借入の返済に充て、短期資産を購入することはないだろうと返答した。

IMF 側は為替規制に関して、日本が輸入制限や差別的取扱いを緩めたこと、とくに、過去 2 年間に、双務支払協定の廃止が大幅に進展した点を評価した。IMF スタッフが、日本は為替制限を強化せずに、現在の外貨不足を切り抜けられるかと尋ねたのに対して、日本側は、ドル地域に対するある程度の差別的取扱いは避けられないが、貿易・支払制限の強化は最小限にとどめると述べた。また、国際収支の不均衡は 1957 年末までには解消し、1958 年初めには外貨準備は増加に転じるという見通しを披瀝した。

さらに、長期的な見通しについて、日本側は、今後は年率 10% の輸出増加が可能であると述べ、これと関連して、諸外国の日本商品に対する差別的取扱いの撤廃について、IMF の協力を要請した。

IMF スタッフによる勧告案修正版（1957 年 10 月） IMF スタッフ・チームは、コンサルテーション後の情勢を踏まえて、1957 年 10 月 10 日に「1957 年コンサルテーションのための追加の背景説明と修正勧告案」を作成した³¹⁴⁾。

「追加の背景説明」は、日本政府がとった引締め政策が効果をもたらしてい

314) “JAPAN - Supplementary Background Material and Revised Recommendations for 1957 Consultations,” Oct. 10, 1957 [外務省記録文書 B'2-3-1-2-6-1].

ることを評価し、今年末までに国際収支が均衡するという日本政府の楽観的観測は、「必ずしも非現実的な期待とは言えない」と述べた。その根拠として、①信用抑制政策に対して強い不満が起きているにもかかわらず、当局が国内需要抑制のために引締め政策を堅持する意思を表明していること、②米輸銀借款1億1,500万ドル、IMF資金引出し1億2,500万ドルに加え、政府がアメリカから4,500万ドルの農産物借款を得る計画を立て、さらに、米輸銀からの6,000万ドルの綿花借款が実現するなど、外貨の補填が順調に進んでいること、③外貨予算を縮小し、輸入制限を行ったこと、の3点を挙げた。

1957年10月16日の理事会において、下記の勧告が採択された。

- 1 日本国政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第14条第4項に基づいて基金と協議した。
- 2 日本の経済は1956年から1957年前半にかけて顕著な投資ブームを経験した。財とサービスの総生産は新記録を達成した。物的資源の需給がタイトになり、経済拡大は困難に直面している。おもに原料輸入の急増のために、1956年初めから国際収支は悪化傾向をたどっている。1957年前半を通じて日本の外貨準備は減少し、6月にはIMF資金の引出しが決定した。
- 3 当局は、需要拡大を抑制するため、一連の金融・財政措置を講じた。当初は若干の財政赤字が見込まれたにもかかわらず、財政緊縮により、本年度において、かなりの額の現金収支の余剰が国庫に発生するものと予想される。基金は、すでに効果を挙げ始めている、これらの安定化措置を歓迎するものである。基金は、これらの措置が、とくに財政面において、忍耐強く実施され、必要であれば、追加的措置が採られることを希望する。
- 4 基金は、国際収支危機が始まる前に、日本が為替制限の緩和、為替の差別的・双務的側面の縮小において、顕著な前進を遂げたことを歓迎する。最近、輸入為替割当の緩和もなされた。基金は、差別主義・双務主義の縮小が進むことを期待するとともに、為替制限撤廃に向けての前進が、できるだけ早期に再開されることを希望する。
- 5 基金は、インドネシア貿易において二重為替レートを発生させていた輸入権制度の廃止、リテンション・クオータの縮小、輸出入リンク制の縮小、バーター貿易の抑制といった最近の取り組みを歓迎する。これらの措置の撤廃に向けて、さらなる前進がなされることを希望する。
- 6 1957年度コンサルテーションを終了するに当り、基金は日本によって維持さ

れる過渡的取極について、これ以上論評を加える点はない。

(2) 1957 年の引締め政策について

1957 年の引締め政策の特徴 1957 年の引締め政策は、つぎのような特徴を持っていた。

① 引締め政策への転換が遅れた。

1956 年には、スエズ動乱の影響もあり、異常な輸入増を記録し、貿易収支（為替収支）は第 3 四半期（7 月～9 月）以降赤字に転じたが、引締めへの転換は 1957 年 3 月（本格的には 5 月）であった。引締めへの転換が遅れた点は、1953 年も同様である。

② 短期間に集中的に引締め措置がとられた。

短期間に（1957 年 5 月～6 月に集中）引締め措置が採られた結果、早期に効果が上がった。5 月には早くも卸売物価は下落に転じ、国際収支は、同年 10 月に黒字になった。これに対し、1953～54 年には、段階的に引き締められたために、効果が挙がるのに時間がかかった³¹⁵⁾。

③ 財政規模は縮小されなかった。

1958（昭和 33）年度には、余剰財源の棚上げが行われ、緊縮型予算（一般会計では前年度当初予算に対して歳出の伸びは実質 9 % にとどまった³¹⁶⁾）が組まれたが、1954～55 年度のようにドラスチックに財政規模が圧縮（「1 兆円予算」）されたわけではない。財政投融資計画も、1958 年度には前年度当初計画とほぼ同額（4,174 億円）が計上されたが、1954 年度に前年度比 12.6% も削減されたとの比較すれば、それほど緊縮型ではない。電力・輸送等の生産の隘路が問題となっていたことを背景に、1958 年度予算には、「経済成長を支える不均衡是正という積極的役割」³¹⁷⁾ を将来果すための工夫が凝らされていた。

315) 経済企画庁編『現代日本経済の展開—経済企画庁 30 年史—』大蔵省印刷局、1976 年は、1953～54 年の緊縮政策を、「短期決戦的な効果をあげ」たと評価しているが、これは当時の評価とも、事実とも食い違う（p. 84）。引締めへの転換は 1953 年 9 月末～10 月初めで、卸売物価が下落に転じたのは 1954 年 3 月以降、国際収支（外国為替収支）の黒字化は 1954 年 6 月以降であったから、1957 年と較べて効果が遅かったことは間違いない。

316) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 3 卷（神野直彦執筆）、1994 年、東洋経済新報社 p. 393。

317) 同上書、p. 397。

④ 金融政策への依存が大きかった。

引締め政策は、主として金融政策が担うこととなった。1953～54年には、公定歩合引上げは実施されず、高率適用制度の強化に依存した。1955年8月の公定歩合引き上げ（「金融正常化」）で金利政策が復活し、1957年には、2度の公定歩合の引き上げが実施された。ただし、金利政策だけで引締めが達成されたわけではなく、日銀の信用割当（窓口指導）が大きな役割を演じた³¹⁸⁾。

⑤ 為替政策が活用された。

現地貸付枠の削減、為銀への預託外貨の引き揚げ、ポンド・ユーロの制限、輸入信用状の抑制、輸入担保率の引き上げ等の措置が実施された。

とくに、輸入信用状の抑制は、即効性があったとされる。1957年6月1日以降、大蔵省が為銀に対して信用状開設予定額の商社別・商品別の報告を求める措置を実施したが、この措置により、大蔵省は行政指導を通じて、各行毎に毎月の信用状開設の増加をチェックした³¹⁹⁾。その結果、輸入信用状開設高は、5月の3億2,000万ドルから6月には2億2,900万ドル、7月には2億1,000万ドルに激減した³²⁰⁾。また、現地貸付枠の削減（11億1,500万ドル→8億2,400万ドル）は、為銀海外支店の本邦商社への貸付の制限により、輸入を抑える目的で実施された。さらに、MOF外貨預託の引き揚げによって、為銀の外貨資金源を締める措置（甲種為銀の外貨預金引き揚げ：1957年5月～6月に4,500万ドル、東京銀行MOF預金の引き揚げ：1957年3月～11月に1億1,240万ドル）も、為銀の外貨金融の縮小を通じて、輸入を抑える効果を狙ったものであった³²¹⁾。輸入担保率も、1957年6月に、不要不急品の担保率が5%から35%へ一挙に引き上げられた³²²⁾。

318) 田中生夫『戦前戦後日本銀行金融政策史』有斐閣、1980年、第7章。

319) 石田正「昭和30年～32年の為替行政」（昭和38年2月12日），pp. 40-41。

320) 「最近における日本経済の推移」（昭和32年9月7日）【大蔵省】官房調査課）【旧大蔵省資料】。堀口定義（大蔵省理財局国庫課長）は、昭和29年の場合、輸入信用状が低下するのに約半年を必要としたのに比較すると顕著な相違と述べている（「引締め政策の回顧と展望——28・29年度の場合との比較——」『財経詳報』第117号（1957年9月9日）p. 4）。

321) 川口嘉一「最近における外貨金融の引締について」『外国為替』第166号（1957年6月15日）pp. 2-5。

322) 「小幅な引上げは情勢により再引き上げがなされるかの印象を一般に与え、かえって思惑的輸入承認申請を増大せしめる恐れがあるとの見地から、輸入担保制度実施以来の最高率である〔昭和〕29年4月当時の水準まで一挙に引上げを行って思惑輸入抑制についての通産省の強い意向を示したもの」と説明された（三井行雄（通商産業省通商局輸入第一課課長補

日本は思い切った金融引締め政策をとり、IMF が推奨する正常な金利政策への復帰を図るなど、IMF の意向を汲んで行動したようにも見える。しかし、1957 年の引き締めの際には、財政面では本格的な引締めは行なわず、将来の積極政策への転換の足掛りを残した。

国際収支改善に関する IMF の評価 IMF スタッフのナヴェカー (P. R. Narveker) は、1953～54 年と 1957 年の外貨危機に関するレポートを作成した³²³⁾。日本の政策に関する評価の要点は、おおよそ以下の通りである。

- ① 1953～54 年も、1957 年も、金融引締めがもっとも大きな効果を發揮した。
- ② 1953～54 年には、ディスインフレ政策の柱となるような強い財政緊縮措置はとられなかった。しかし、1957 年には、政府は、インフレの際に中立的な財政政策をとるという従来の方針を転換し、緊縮政策を実施し、効果を挙げた。
- ③ 1953～54 年には、日本の貿易相手国の輸入制限の緩和など、輸出環境が好転したことが、国際収支改善に大きく寄与した。それとは対照的に、1957 年には、海外需要の拡大が見られなかつたので、1954 年よりも大幅な国内需要の縮小が求められた。
- ④ 貿易政策や為替政策は、国際収支の改善に重要な役割は果さなかつた。

このレポートの含意は、財政金融政策こそ、国際収支の不均衡を是正するための最良の手段であり、日本の経験はそれを示す好例だということである³²⁴⁾。すなわち、コンサルテーションを通じての IMF の指導が適切であったと主張しているわけである。

本稿で明らかにした事実と突きあわせると、ナヴェカーの評価にはいくつか

佐) 「輸入担保率の改正について」『財経詳報』1957 年 7 月 1 日, pp. 7-8)。なお、新井市彦(通産省通商局輸入第一課)「輸入担保率の引上げについて」『外国為替』第 167 号(1957 年 7 月 1 日), pp. 9-10 も参照。

323) P. R. Narveker, "The 1954-55 Improvement in the Japanese Balance of Payments," May 13, 1957 [外務省記録文書 B'2-3-1-2-7], Do., "The Cycle in Japan's Balance of Payments, 1955-58," Mar. 14, 1960 [外務省記録文書 B'2-3-1-2-7].

324) IMF のデフリースは、ナヴェカーのレポートに依拠しつつ、金融・財政政策（とくに金融政策）を国際収支改善の主要な手段として用い、成功した事例として、高度成長初期の日本を挙げている (Margaret Garritsen de Vries, *Balance of Payments Adjustment, 1945 to 1986 : The IMF Experience*, IMF, 1988, pp. 39-47)。

の問題点がある。

金融政策が決定的役割を果した点に関しては、異論はないだろう。しかし、貿易政策や為替政策が効果を挙げなかつたとする点は疑問である。金融引締めは、警戒態勢に入ってから、本格的な発動までにかなりの時間がかかった。輸入を抑えるうえで即効性があったのは、輸入担保率の引き上げや輸入信用状の発行抑制等の為替政策であった。

また、1953年の輸出は、輸出入リンク制や求償貿易によって伸びたのであり、それが、1954年後半以降の海外市場の情況好転までの橋渡しをした。為替政策や輸出促進策に頼らず、財政金融政策によって国際収支を改善すべきだと訴えているIMFとしては、為替政策や貿易政策の効果を認めるわけには行かなかったのだろう。

また、財政政策に関しては、ナヴェカーの評価とは反対に、1953～54年の外貨危機後には、1957年の外貨危機の際よりも緊縮型の予算が組まれた³²⁵⁾。

1957年も、1953～54年も、日本はIMFの方針に忠実ではなかったが、「1兆円予算」を実施した1953～54年の方がより忠実だったと言えよう³²⁶⁾。

3 1958年度コンサルテーション

(1) 輸出振興対策の変容

1957年の輸出振興対策 1957年には、世界的な景気後退、日本の輸出増大テンポの低下が顕著となり、輸出振興が優先目標とされた。

一般に外貨危機の際には、輸出振興策が強調される傾向がある。内需拡大策は、外貨危機を悪化させ、国内物価の上昇による輸出競争力の低下を招く。IMF等国外からも、緊縮政策を要請する圧力が加わり、内需拡大論は勢いを失い、緊縮政策と輸出振興が唱えられることになる。1953年～54年の外貨危機の際にも、積極的政策をとれなかつたので、輸出第一主義が強く唱えられたが、国

325) この点については、当時の大蔵省の評価も本稿の分析と一致している。「前回は、財政の引締め政策が大きな影響を与えたが、今回は民間投資の拡大に対処する金融引締め政策が主たる役割を果した。」（「現在の景気停滞の様相——昭和29年時との比較を中心にして——」（昭和33年7月4日 [大蔵省] 官房調査課）[旧大蔵省資料]）。

326) ただし、1954年の「1兆円予算」の成立には、IMFよりも、世界銀行やアメリカ政府の圧力の方が強かったと思われる（中北浩爾『1955年体制の成立』東京大学出版会、2002年、pp. 87-88）。

際収支が改善するとともに、輸出振興策を求める声は弱まった³²⁷⁾。1957年に外貨危機が起きると、輸出振興策の要請が再度、強まったのである³²⁸⁾。

通産省は、国際収支改善緊急対策の一環として、1957年6月19日に「輸出振興対策」を経済閣僚懇談会に提出した³²⁹⁾。この対策に盛り込まれた、輸出金融の優遇、輸出保険の改善、輸出手続の簡素化、税制上の優遇などの政策を、通産省は逐次、実施に移して行った。

通産省は1957年7月12日省議決定の「新通産政策」において、輸出振興と経済協力を前面に出し、基本政策の中心に置いた³³⁰⁾。「新通産政策」では、東南アジア市場への輸出を拡大するために、経済協力を促進することが謳われ、①経済協力閣僚会議を設けて、経済協力政策を総合的に推進すること、②アジア開発基金の設置を進め、輸銀の積極的運営を図り、東南アジア貿易に円エスクロ方式を設定するなどの方策が盛り込まれた³³¹⁾。

大蔵省は、輸出振興は、財政調整と金融引締めを基本にすべきであり、①輸出に関する為替管理の簡素化、②輸出金融の優遇強化は望ましいが、1953～54年に採ったような輸出振興策、すなわち「輸出リンクの復活、特割外貨の拡大等」の、「貿易為替正常化に逆行する措置は、この際避けるべき」だとした³³²⁾。

また外務省は、輸出所得控除率の引き上げは輸出補助金に関するガット規定と抵触し、円エスクロ方式のオープン協定貿易拡大は、IMFの双務支払協定廃止方針に反する虞があると注意を促した³³³⁾。

327) 1957年7月に、水上達三（第一物産副社長）は、「(昭和) 28, 29年には熱心に活動した輸出最高会議、産業別輸出会議などもここ一两年来消えてしまったよう中止状態であった」と批判し、「輸出政策の根本は、輸出第一主義ともいべきバック・ボーンを中心に政府も産業界も、さらに国民全体がいわゆるエクスポート・マインドに徹し、産業構造の中に輸出産業の体制を確立することであろう」と主張した（水上達三「50億ドル輸出への道」『日本経済新聞』1957年7月22日）。

328) 武田晴人は、1957年～58年の不況下に、輸出第一主義的発想が強まったが、「岩戸景気」の時期になると、通産省のなかで、「輸出第一主義」から、「投資主導型の成長政策への転換の条件が成熟し」て来たと述べている（『通商産業政策史』第1巻、1994年、p. 360、第5巻、1989年、p. 172）。

329) 『日本経済新聞』1957年7月13日。

330) 『金融財政事情』1957年6月24日号、pp. 8-9。

331) 『日本経済新聞』1957年7月13日。

332) 「輸出振興策について」（昭和32年6月13日 外国為替審議会配布資料）。

333) 「経済局特別情報（第150号）」（昭和32年7月24日）。

輸出振興重点施策（1957年12月） 1957年下期に入っても、輸出は伸び悩んだので、政府は、「昭和33年度の経済運営態度と経済見通し」（1957年12月17日閣議決定）において、1958（昭和33）年度の輸出目標を31億5,000万ドルに設定し、「あらゆる努力を集中してこの輸出目標の達成を期する」とした³³⁴⁾。閣議では、岸首相が、「輸出目標の達成がむずかしくなって、この計画を変更しなければならぬようになれば、政府の信威が地におちるばかりでなく、国際的にもわが国の信用を落すことになるから注意して欲しい」と、是が非でも目標を達成するように要請した³³⁵⁾。

1957年12月、経済閣僚懇談会は輸出振興重点施策を決定した³³⁶⁾。経済企画庁が中心になって取り纏めたものである³³⁷⁾。この施策は、産業政策の重点を輸出振興に集中するという方針のもとに、海外新市場の開拓、輸出取引秩序の確立（過当競争排除等）、重化学工業製品の輸出振興（金融・技術・サービス面の改善）などを列挙した。しかし、IMFやGATTの基準と抵触するような強い輸出振興策を掲げておらず、羅列的なものにとどまった³³⁸⁾。

経団連は、1958年1月16日に「对外経済協力政策の確立に関する要望意見」を発表した³³⁹⁾。そこでは、「商業ベースを第一主義とする協力政策に再検討を加え」、「对外経済協力の促進に関する基本政策を審議決定する」ための海外経済協力審議会の設置が提案され、経済外交の積極的提案、経済協力関係予算の拡充を求めた。当面の政策としては、①インド以外にも円クレジットを供与すること、②岸首相が提案した東南アジア経済開発基金の実現を目指し、アメリカの協力が得られない場合には、「この際若干の基金を本年度政府予算に計上し、わが国単独でもこれを推進せんとする熱意を明らかにすること」、③輸銀

334) 「33年度の経済運営態度と経済見通し」『金融財政事情』1958年1月6日号、p. 69。

335) 『日本経済新聞』1957年12月17日（夕刊）。1958年度（1958年4月～59年3月）の輸出（通関額）は28億9,500万ドルで、目標を大幅に下回った。

336) 「第69回国為替審議会議事録」（昭和33年8月20日）。

337) 『金融財政事情』1957年12月9日号、p. 11。

338) 通産省通商局長の松尾泰一郎は、「輸出振興策の中でもっともてつとり早いのは、特別外貨制度や輸出リンク制度のように、輸出者に輸入の権利を与えることによって、一定の利潤を与えるような制度の拡充である。しかし、このような直接的な方策は為替の自由化を標榜するIMF等に対する関係からいっても、政策として採るわけには行かない。」と述べている（松尾泰一郎「輸出目標達成をめぐる諸問題」『経団連月報』第6巻第2号（1958年2月）、p. 43）。

339) 『経団連月報』第6巻第2号（1958年2月）、pp. 14-15。

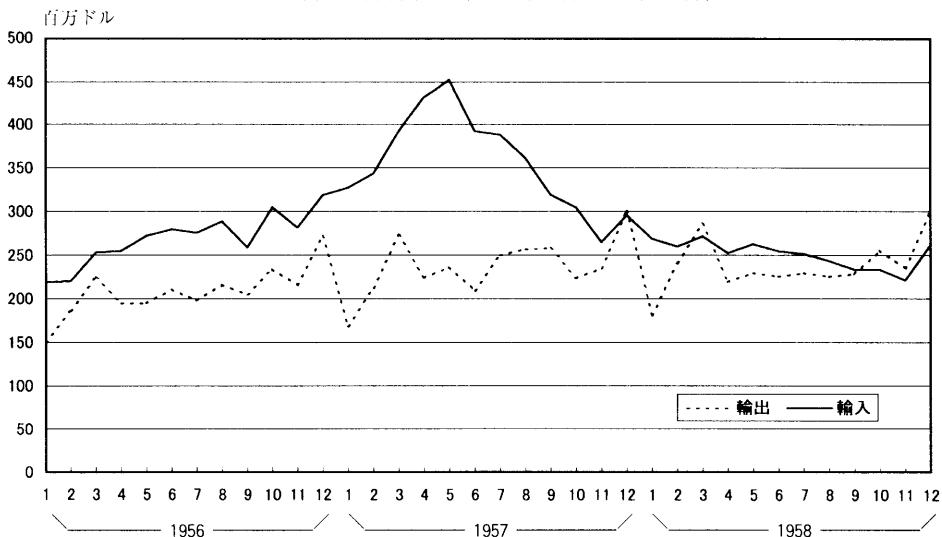
業務を拡充強化すること、④輸出保険制度を拡充改善することなどを提案した。

1958年の通産省の輸出振興策 1957年の外貨危機の際には、最初は輸出の顯著な落ち込みは見られなかったが、1958年春以降、輸出の不振が目立ってきた（図12）³⁴⁰⁾。そこで1958年6月～9月に、政府が中心となって輸出振興策の検討がなされた。

1958年6月28日の経済閣僚懇談会では、景気刺激的な政策は避け、輸出増進を図ることで意見の一致を見た。7月11日の経済閣僚懇談会では、高崎通産相が提出した「輸出振興対策」および「最近の輸出状況と問題点」をもとに輸出振興策が検討された³⁴¹⁾。通産省の輸出振興対策は、経済協力の推進と双務主義的貿易の復活に力点が置かれた。

経済閣僚会議提出用に準備されたと見られる通産省の文書は、つぎのように輸出振興対策の基本的な考え方を示した³⁴²⁾。

図12 輸出入月別推移（1956年1月～58年12月）



[注] 通関統計。

[出所] 大蔵省「外國貿易省概況」より作成。

340) 『金融財政事情』1958年6月2日号, pp. 10-11。

341) 「通産当局の『輸出振興対策』の大要——経済閣僚懇談会提出の二資料から——」『金融財政事情』1958年7月21日号, pp. 22-23。

342) 「輸出振興対策の考え方について」（昭和33年7月7日 通商産業省）[旧大蔵省資料]。

第1に、当面の対策としては、「強力な輸出振興策を推進し、これに景気対策の先導的な役割を担わしめる」ために、「延滞、円クレディットというような或程度決済条件が悪くなるような手段」や、「双務主義的な行き方による輸出増加策」を活用すべきである。

第2に、「長期的観点からみれば、わが国輸出貿易の将来における最大の問題は、後進国特に東南アジアにおける購買力培養」であり、「消極的であったと言わざるを得ない従来の行き方を、抜本的に飛躍させ、この際強力な経済協力施策を活用すべきである。」

第3に、近年は、「貿易に伴う債権回収上の多くのリスク」を、政府が負担しなければ貿易量の増大を図れなくなつて来ているので、政府が企業リスクの一定部分を負担したり、貿易相手国に対して国が積極的に信用供与を行う必要がある。

また、通産省の「輸出振興対策」³⁴³⁾は、「協定貿易の推進」として、①外貨予算の編成・実行を通じて、輸出が伸びる可能性のある地域からの輸入を促進すること、②東南アジアに対して、農産物の長期買付契約締結の見返りとして資本財（プラント等）を輸出すること、③国際収支が悪化している東南アジア、中南米への輸出拡大にはオープン・アカウントを活用すること、④米国の東南アジア援助計画の一環である綿花の委託加工計画に日本が参加すること、の4点を挙げた。

また、「経済協力の促進」としては、①海外事業（直接投資）の促進、②国際的なアジア開発基金の設立、③国際協力による開発計画への参加、④円クレジットの拡大（機械類だけでなくセメント・鋼材などの生産資材にも拡大）、⑤延滞方式の積極的活用、⑥賠償の弾力的運用（消費財も賠償指定品種として認める）などを掲げた。

8月1日の経済閣僚懇談会では、市場別の輸出振興策を検討し、東南アジアに対する延払い輸出の拡大と円借款の供与などが、三木経済企画庁長官から提案された。

こうした検討を踏まえて、8月22日、経済閣僚懇談会において、輸出振興

343) ここでは、「輸出振興対策」（通商産業省、〔作成時期は昭和33年7月7日頃と推定される〕）〔旧大蔵省資料〕に拠る。7月11日の経済閣僚懇談会提出の「輸出振興対策」は、この史料とは項目の配列等が異なるようであるが、原文を利用できる前者を用いる。

対策（原案は経済企画庁作成）が決定された³⁴⁴⁾。①輸出取引における過当競争の防止、②消費物資の賠償繰り入れ、③プラント輸出の融資手続きの能率化、④輸出金融関係の金利の引下げ、⑤輸出保険料率の引下げなどがその主な内容である。結局、オープン勘定貿易の推進はとりあげられず、また、経済協力についても具体策は今後の検討に持ち越された内容の乏しい対策であった。

経済協力の推進 1957年頃から政府、経済界などは経済協力の推進を強く主張するようになった。経済協力の具体的な中味は、延払い輸出の拡大、円借款の供与等であった。

延払い輸出を拡大するためには、日本輸出入銀行の機能を強化しなければならない。輸銀は1950年12月に日本輸出銀行として発足したが、1953年までは業務は低調であった。1954年以降、輸出船舶ブームによって、融資額が急増した（1957年度末の貸付残高638億円）。またこの頃、造船以外のプラント輸出、海外投資も緒につき、輸銀業務の拡大・充実が求められるようになった。

経団連は1957年1月14日に、「日本輸出入銀行法ならびにその運用の改正に関する要望意見」を発表し、輸銀の拡充・強化を求めた³⁴⁵⁾。この意見書は、「海外依存度の高いわが国経済構造よりすれば、現在やや停滞状況にある重工業製品の輸出を重点的に促進し、さらに海外投資を活発にし、これらを通じて恒久的な輸出入市場の確保を期することが何よりも緊要である」と訴えた。

こうした要請を受けて、1957年5月20日に日本輸出入銀行法が改正され、海外投資・海外事業金融の拡充などが図られ³⁴⁶⁾、輸銀の性格は、従来の貿易金融機関から海外投資も含む経済協力機関へと変化した³⁴⁷⁾。また、1958年3月には、通産省が、延払い輸出の条件緩和（頭金20%，期間7年）、審査の簡略化（輸銀に審査権を移譲）等の方針を示し、大蔵省と折衝を開始した³⁴⁸⁾。

また、通産省は円借款（円クレジット）の積極的拡大も目指した³⁴⁹⁾。1957年

344) 矢野俊比古（通産省通商局通商政策課）「最近の輸出振興対策の方向」『外国為替』第196号（1958年10月1日）pp. 2-5、『日本経済新聞』1958年8月23日。

345) 『経団連月報』第5巻第2号（1957年2月），pp. 52-53。

346) 日本からの輸出を伴わない海外投資に対しても、輸銀が融資を行えるようにすることが改正の要点である。

347) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』1963年，pp. 78-81。

348) 『金融財政事情』1958年5月26日号，p. 11。

10月のネール・インド首相訪日を契機に、インドへの円借款供与計画が具体化し、1958年2月4月に180億円（5,000万ドル）の円借款が成立した。戦後日本最初の円借款である。輸出拡大のために、円借款をさらにパキスタン、セイロン、中南米、中近東諸国などにも供与しようというのが通産省の計画であった。

賠償は、経済協力計画に組み込まれており、賠償を実施ないし予定している国に対しては賠償を基本とし、それ以外の国に対して円借款を供与するというのが通産省の方針であった³⁵⁰⁾。

大蔵省は、財政負担を増大させる経済協力の拡大には警戒的であった。佐藤栄作蔵相は、1958年6月の就任直後に、「輸出振興のためのプラントの延払条件を緩和したり、一部に言われるよう、借款を与えて行くことは結構である。しかし東南アジアへ投資するために、アジア開発基金のような構想で米国から外資を導入しようとしても不可能であろう。外資導入は従来どおり国内のプロジェクトを対象として考えて行く」と述べた³⁵¹⁾。また大蔵省は、通産省が唱えている輸出振興策は「実は国内不況対策」ではないかという疑いを持っていた³⁵²⁾。

9月26日の第2回対外経済協力懇談会においては、経済企画庁から、日本の経済援助の供給余力についての説明が行われた³⁵³⁾。それによれば、現在計画されている程度の賠償、延払い輸出、円借款であれば、国際収支が順調なので問題はないが、輸出入銀行を含む政府資金、とくに低利資金の確保が問題であるということであった。

大蔵省は、プラント輸出のための低利の延払金融を資金運用部資金でまかなうとすれば、逆ザヤになった部分を一般会計から支出することになるが、外債発行を企画している際に、このような歳出は不可能だとした³⁵⁴⁾。

349) 『金融財政事情』1958年6月23日号、pp.9-10。『金融財政事情』は、「高崎通産相は円クレジットに積極的」と伝えているのに対し、『日本経済新聞』1958年6月28日の記事は、高崎は「円クレジットの供与についてはかなり警戒的」と述べている。高崎個人の意見はともかく、通産省が円借款推進論に立っていたことは確かである。

350) 『金融財政事情』1958年7月7日号、pp.14-15。

351) 『金融財政事情』1958年6月23日号、p.9。

352) 『金融財政事情』1958年7月21日号、p.9。

353) 「わが国の海外投資、対外信用供与、賠償等の供給余力について」（昭和33年9月26日経済企画庁）[旧大蔵省資料]。『日本経済新聞』1958年9月27日。

以上見てきたように、1957～58 年の貿易促進策は、経済協力の推進と双務支払協定の再評価に特徴があったのであるが、オープン・アカウントの活用等の輸出促進策は、国内でも反対が強く、また、経済協力は財政面でのネックにより暗礁に乗り上げてしまった。1957 年 10 月の経団連の討論会で、大谷元夫東京芝浦電気常務取締役は、これから輸出対策の中心は金融（日本輸出入銀行の融資枠の拡大）、税制（輸出所得控除制度の拡大）、保険（輸出保険の保険料の引下げ）の 3 つだと述べたが³⁵⁵⁾、1957～58 年に実行に移されたのはこれらの輸出促進策であった。すなわち、1957 年 6 月に輸出所得控除制度の控除率の引き上げ（3%→5%，ただしプラント輸出の場合は 5%→7.5%），同年 8 月には、輸出代金保険の料率の引下げ（約 2 割）、1958 年 8 月には、普通輸出保険の料率の引下げ（平均 12%）が実施された。1953～54 年にとられたのが「即効的な輸出促進策」であったのと異なり、1957～58 年のは「長期的な観点にたった総合政策」であったとされるのはそのためである³⁵⁶⁾。

(2) 東南アジア貿易

伸び悩みの東南アジア貿易 東南アジアへの輸出は、朝鮮戦争の時期の 1951 から 1952 年にかけて増大し、1953 年に一時的に落ち込んだが、1954 年以降、ふたたび増大傾向を辿った。

その後、東南アジア諸国で、1955～57 年の経済開発促進とスエズ動乱ブームの反動で、1957～58 年に外貨危機が起き、各国が輸入制限措置を実施したために、1958 年の日本の東南アジア向け輸出は大幅に減少した³⁵⁷⁾（図 13）。朝鮮戦争時に高騰した一次産品価格が 1950 年代半ばに急落して以来、銅、スズ、鉛、生ゴムなどを主力輸出品とする東南アジアの外貨事情は良好ではなかったが、1957～58 年に急速に悪化したのである。

外貨不足のために、インドへの輸出は、1957 年の 1 億 1,300 万ドルから 1959

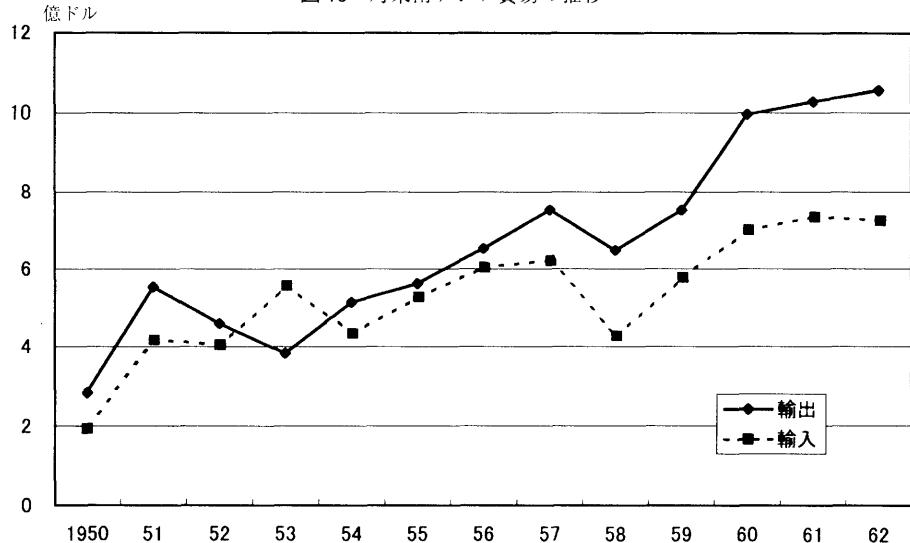
354) 「第 71 回外国為替審議会議事録」（昭和 33 年 10 月 10 日）。『金融財政事情』1958 年 9 月 22 日号, pp. 10-11, 10 月 13 日号, p. 10。

355) 「座談会 輸出振興策を語る」『経団連月報』第 5 卷第 10 号（1957 年 10 月）, p. 26。大谷は、輸出所得控除制度については、控除率を高めても「IMF などから文句は出ない」と予想した。

356) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』1963 年, p. 76。

357) 『日本経済新聞』1958 年 4 月 18 日。

図13 対東南アジア貿易の推移



[注] 東南アジアの範囲は、香港、南ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、マラヤ、シンガポール、フィリピン、インдонシア、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン。

[出所] 大蔵省「外國貿易概況」1957年12月、1962年12月より作成。

年には7,600万ドルに、パキスタンへの輸出は1954年の5,600万ドルから1957年には1,700万ドルに減少した³⁵⁸⁾。またインドネシア貿易は1957年10月のオーブン・アカウント廃止以後、国内の内乱の影響も加わり、激減した（対インドネシア輸出は1954年には1億2,000万ドルであったが、1958年には4,900万ドルまで減少）。中継貿易である香港貿易も、輸出額は1956年の1億3,100万ドルをピークにして、1958年には1億ドルまで減少した。フィリピン、ビルマ貿易は比較的順調であったが、これは賠償輸出が多かったためである。

1950年代初めから伸張してきた東南アジア貿易の頭打ちは、1957～58年に明瞭になり、打開策が模索された。

アジア共同市場案 アジア決済同盟構想は、1956年秋までには放棄され³⁵⁹⁾、代ってアジア域内貿易促進構想が作られた。日本は1958年1月にバンコクで

358) 輸出額は、通商産業省通商局監修『戦後日本の貿易20年史』1967年、pp.290-291による。

359) 1956年9月15日の『日本経済新聞』は、IMF・世銀総会への一万田蔵相の出席に関連して、「蔵相はこれまでEPU（欧州決済同盟）のアジア版ともいべきアジア決済機構を設ける構想をもっていたが、IMFのねらいがEPUのような地域別の決済方式をできるだけとどめ、なるべく広い決済方式を探ることにある点を考慮し、この構想を述べることは取り止めになる模様である」と伝えている。

開催されたエカフェ産業貿易委員会で、エカフェ地域内貿易促進体制の確立を提案した³⁶⁰⁾。

新たな構想の考え方は、林信太郎（通産省経済協力課）の「アジア共同市場論」（1957年6月）に示されている。以下、その概要を見ておきたい³⁶¹⁾。

アジア共同市場論が最近浮上してきた背景は、①欧州の共同市場化の動き、②米国フェアレス委員会によるアジア共同市場の示唆、③岸首相の東南アジア訪問、④輸出振興一本槍の通商政策の行き詰まり、などである。アジアに共同市場を作ることは、関税引き下げ一つをとっても、実現性は薄く、困難である。しかし、アジア地域内の物資交流は意外に活発であり、工業国日本と、アジアの一次産品生産国との貿易拡大は可能である。貿易拡大のために、日本は、一次産品をアジア地域から購入するように努め、また、この地域に開発資金を提供する必要がある。アジアの域内貿易の7割まではドルまたはポンドで決済されているので、アジア決済機構のような通貨面からの共同体を作るのはむずかしい。商品流通を中心とする経済交流の活発化が望ましい。

アジア共同市場論の鍵は開発資金である。決済同盟が地域内の相互ネットワークであるのに対して、この構想は、共同市場とは銘打っているが、援助資金を投入することにより、日本とアジア諸国との垂直的分業関係を強化しようという内容になっている。

東南アジア開発基金構想 東南アジア開発基金構想は、1957年に岸首相によって提案された、日米が共同して東南アジア開発のための国際金融機関を作る構想である。この構想は、①長期資金の融資を行う「東南アジア開発基金」、②中期の貿易資金を扱う「中期輸出手形の再割引機関」、③短期の農産物在庫金融のための「東南アジア貿易基金」の3つの機関から成っている。1957年に、岸首相は2度にわたり東南アジアを歴訪し、各国に対して「東南アジア開発基金」構想を熱心に説いた。また、訪米の際にはアイゼンハワーワー大統領、ダレス国務長官に対して協力を求めた。しかし、この構想は二国間援助を基本方針とするアメリカには受け入れられず、東南アジア諸国も積極的な反応は示さず、結局、立ち消えになった。

360) 『日本経済新聞』1958年2月11日。

361) 『通商産業研究』1957年6月号、pp. 32-47。

岸の東南アジア外交に関しては多くの先行研究が存在するので、詳しくは立ち入らないが、本稿との関連で若干の論点を示しておきたい³⁶²⁾。

樋渡由美は、岸の東南アジア外交の対米自主外交的な側面に着目し、「東南アジア開発基金構想」が実現しなかったのは、日本がふたたびアジアに経済圏を形成することを警戒したアメリカが、岸の構想に賛同しなかったためであると説明した³⁶³⁾。その後、黒崎輝は、アメリカ政府の中枢においては、日本の「勢力圏」再構築を懸念する声はまったくなく、むしろ、日本が対アジア経済援助において補完的役割を果すことを期待していた点を実証し、樋渡説を批判した³⁶⁴⁾。

1950年代末から1960年代前半の対アジア外交は多様であり、冷戦の文脈や、対米追随といったイメージだけで語れないことは、最近の外交史研究が精力的に明らかにしてきた³⁶⁵⁾。樋渡論文は、こうした研究の先駆けとも言える。しかし、アメリカには日本の東南アジア進出を警戒する動機も必要もなかったとする、黒崎の見解は説得的であり、また、それは日本外交の多様性を否定するものでもない。

『アジア問題』に掲載された岸信介の「アジアに対するわが抱負」は、つぎのように、きわめて率直に東南アジア開発基金構想の狙いを語っている³⁶⁶⁾。

アメリカはアジアの事情をよくわかっていないのだから、「アジアの一員としてアジアを理解」する日本がアメリカと対等の立場で協力して東南アジア開

362) 樋渡由美「岸外交における東南アジアとアメリカ」『年報 近代日本研究』11, 1989年, 清水さゆり「ポスト占領期の日米関係——東南アジア経済開発構想を中心に——」上智大学アメリカ・カナダ研究所『アメリカと日本』彩流社, 1993年, 末廣昭「経済再進出への道——日本の対東南アジア政策と開発体制」中村政則他編『戦後日本 占領と戦後改革』6, 1995年, 岩波書店, 権容甕「岸の東南アジア歴訪と『対米自主外交』」『一橋論叢』第123巻第1号(2000年1月), 黒崎輝「東南アジア開発をめぐる日米関係の変容 1957-1960」東北大学『法学』64-1(2000年4月), 保城広至「岸外交評価の再構築—東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」『国際関係論研究』17(2001年9月), 佐藤晋「戦後日本の東南アジア政策(1955~1958年)」中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社, 2003年。

363) 樋渡, 前掲論文。

364) 黒崎, 前掲論文。

365) きわめて鮮明な形で定式化したのは、宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本——「海のアジア」の戦後史 1957-1966』創文社, 2004年である。

366) 『アジア問題』第7巻第2号(1957年8月), pp. 46-47。

発を行わなければならない。そのためには、アジアの開発援助をコマーシャル・ベースだけで考えるのではなく、「たとえ僅かでも身銭をきって、協力の誠意を示すことが絶対に必要である。」しかし、日本経済はまだ底が浅く、多額の戦前外債や賠償の支払いを抱え、資金的に苦しい。そこで、アメリカが「日本の電源開発や弾丸道路、干拓事業や鉄鋼事業などのために」「相当の資金」を融通してくれれば³⁶⁷⁾、「そこで浮いた日本の資金をアジアの開発のために出資」したいと考えている。また、インドネシアのインフレを解消するために日本が綿布を大量に輸出しようとしても、1億7,000万ドルの焦げ付き債権が存在し、障害となる。インドネシア政府から手形を取って、「その手形を米国に割引きさせ」れば、「日本の綿布の滞貨を処理することにもなるので一石二鳥」である。こうした考えを発展させたのが「アジア経済開発基金」構想である。

要するに、アメリカが、なんらかの形で日本に対して十分な経済援助をしてくれるならば、日本は「身銭をきって」東南アジア援助を行う用意があるという趣旨である。すでに述べたように、この時期は、日本の関係者が、東南アジア等への重化学工業製品の輸出の重要性を強く感じ始めていた時期であり、そのためには経済協力が必要であることは十分に認識されていた。1957年頃には、輸銀の機能の拡充の要望が強まっており、中期輸出手形の再割引機関構想は、「輸銀の持っている後進国向の外貨手形を外国の金融機関、例えばワシントン輸銀あたりに再割に出すことができれば助かるが」³⁶⁸⁾といった声に応えるものである。他方で、1957年には日本は外貨危機に直面し、対外援助を行なう余裕は乏しかった。岸の訪米の目的の1つが、IMFから資金を借りることにあった事実は、当時の日本の置かれていた状況をよく示している。

岸構想は、アメリカ側の示唆に対する過剰反応（あるいは意図的な過剰反応）であった³⁶⁹⁾。1957年2月のマッカーサー大使赴任に際して、米国政府は東南アジア開発に関する日本側の反応を探るように指示した³⁷⁰⁾。マッカーサー大使、ウェアリング参事官は、早速、岸首相らと会見し、情報を収集した。

367) これらの事業は、いずれも、当時日本が世銀に借款を要請していた事業である。

368) 外国為替審議会における堀江薰雄委員（東京銀行）の発言（「第55回外国為替審議会議事録」（昭和32年6月14日））。

369) この案を、「日本がアメリカの事前了解なしに構想した最初の具体的な対東南アジア政策」（前掲、末廣論文、p. 241）と評価することには無理がある。

370) 前掲、黒崎論文、pp. 96-102、前掲、清水論文、p. 193。

1957年2月27日に行われた、湯川外務省経済局長と米大使館のウェアリング参事官との非公式の意見交換を見てみよう³⁷¹⁾。席上、湯川局長は、日本は賠償の支払を行っているところなので、財政資金による経済援助は不可能であり、日本が出来るのは輸銀法を改正して民間資本の東南アジア進出を支援すること位であると説明した。ウェアリングは、「アジア金融公社の必要性」や経済協力方式についての日本側の意見を質した。湯川が、「米国が真に援助資金を出す意図」があるかと尋ねると、ウェアリングは米政府は検討中なので意見を聞いたのだと答えた。

外務省アジア局は急遽、案を作成し、3月7日に、局長会議に諮った³⁷²⁾。

岸内閣の「東南アジア開発基金構想」は、アメリカの意図を越えるものであった。かねてから日本は、アイゼンハワー政権が設置した援助資金である「アジア特別基金」2億ドルの運用方法に強い関心を持っており、この基金を日本の東南アジア貿易拡大に利用したいと考えていた。そうしたところに、アメリカ側から働き掛けがあったので、岸の訪米を控えていた折でもあり、日本側が過剰反応した結果となった。

アメリカ側は、日本側の反応に慌て、これを抑える側に回った。ヤング委員会は、1958年9月11日に、新たな地域開発機関を設置する必要がないという結論を出した。アメリカ政府はさまざまな外交ルートで岸構想拒否の意向を伝え、火を消すのに躍起となつた³⁷³⁾。しかし、アメリカの意向をありのままに公表した場合の、岸内閣への世論の反発を恐れ、日本の政府・与党は楽観的な観測を流し続けた。1958年9月に、アメリカが岸構想を受け入れる意志のないことは日本にも伝わっていたが³⁷⁴⁾、岸政権への打撃を避けるために、アメリカ政府は公式の意思表示は行わなかった。

岸構想が進捗を見ない中で、1958年になると、経済界からは日本が独自に開発借款基金を設けるべきだという声が強まつた³⁷⁵⁾。1958年7月11日成立の「経済基盤強化のための資金及び特別の法人に関する法律（経済基盤強化法）」

371) 「経済局特別情報（第130号）」（昭和32年2月28日）。

372) 「経済局特別情報（第131号）」（昭和32年3月7日）。

373) 前掲、黒崎論文、pp. 108-115、前掲、清水論文、pp. 194-196。

374) 1958年9月25日、パーソンズ国務次官補代理が米極東商工業評議会で、米国が不賛成であると言明したことは、新聞で報道されていた（『朝日新聞』1958年9月27日）。

375) 『日本経済新聞』1958年3月2日。

にもとづいて、10月31日、輸銀の特別勘定として「東南アジア開発協力基金」(50億円)が設けられた³⁷⁶⁾。

海外経済協力に関する総合的な施策を検討する機関として対外経済協力懇談会が設置され、1958年9月17日に初会合が開かれた³⁷⁷⁾。

このように、経団連が求めた、対外経済協力政策を総合的に検討する機関、日本独立での経済協力基金の設置は、形式的には実現した。しかし、それは経済協力の発展には直結しなかった。

「東南アジア開発協力基金」は、使途が限定されており、「タナ上げ資金の色彩が極めて濃厚」であった³⁷⁸⁾。また、政府による延滞金融、円借款等も、円資金面から大きな壁にぶつかることになった。

(3) 外貨予算編成と緩和政策への転換

国際収支の好転と1957年度下期外貨予算 輸入は1957年5月をピークに急速に減少し、引締め政策の開始から5ヵ月後の1957年9月に、早くも国際収支は黒字に転じた³⁷⁹⁾。

1957年度下期の外貨予算は、当分の間は引締めの基調を緩めないという方針のもとに、同年上期と較べて6億3,400万ドル減、総計20億900万ドル(輸入貨物予算16億5,200万ドル、輸入貿易外支払予算3億5,700万ドル)の「切り詰め予算」が組まれた³⁸⁰⁾。輸入貨物予算は上期予算(22億3,600万ドル)と較べて5億8,400万ドル(26.1%)減の16億5,200万ドルとなった。

ヤコブソン IMF 専務理事の来日(1958年2月) ヤコブソン専務理事は、1958年2月22日～27日に訪日した。インド経済視察の帰途に立ち寄ったもので、IMF資金引出し後の状況の視察が主要な目的であった³⁸¹⁾。2月24日にヤコブ

376) 『海外経済協力基金二十年史』1982年, p. 20。

377) 『日本経済新聞』1958年9月17日。政府、自民党、民間から参加。民間の出席者は、山際正道日銀総裁、杉道助大阪商工会議所会頭、吉澤潤一輸銀総裁、小林中前開銀総裁。

378) 「経済局特別情報(第193号)」(昭和33年7月18日)。

379) 1957年8月、9月頃には、IMF資金も使い切り、外貨繰りが危機的状態に陥るといった懸念もあったが、杞憂に終った(『日本経済新聞』1957年7月30日)。

380) 高島節男(通産省通商局予算課長)「昭和32年度下期外貨予算の背景と性格」『金融財政事情』1957年10月7日号, pp. 22-24。

381) 『朝日新聞』1958年1月24日。渡辺武 IMF 理事は、一万田蔵相宛書簡の中で、「今回の

ソンは一万田蔵相と会談し、日本の国際収支の改善に敬意を表明するとともに、世界景気の将来については楽観的な見通しを語った³⁸²⁾。ただし、離日時のメッセージでは、外貨準備が増えるまで、日本は金融引締め政策を解除すべきではないと釘をさすのを忘れなかつた³⁸³⁾。

1958年度上期外貨予算 1958（昭和33）年度上期の外貨予算は、総額20億2,439万ドル（輸入貨物予算16億2,800万ドル、貿易外支払予算3億9,639万ドル）で、輸入貨物予算は前年度同期と比較して6億800万ドル減となった。良好な国際収支からすれば、より大きな予算規模も可能であったが、「なべ底不況」の影響で、在庫の増大、民間の輸入意欲の低下が著しく、1957年度上期予算では5億ドル、下期予算では3億4,000万ドルもの使い残しが生じていた³⁸⁴⁾。輸入需要の減退を見込んで縮小型になったが、実質的には輸入需要を十分に賄うに足るタップリ予算であると当局は説明した³⁸⁵⁾。

輸入貨物予算が縮小した主な原因は、不況対策である操業短縮に歩調を合わせて原綿・原毛や鉄鋼原材料に対する割当を大幅に削減したことにある（繊維原料割当額は前年度同期と較べ7,700万ドル減の3億ドル）³⁸⁶⁾。通産省の担当者は、この問題をめぐる意見対立を、つぎのように伝えている。「繊維、鉄鋼等の不況産業をどう扱うかが問題となった。すなわち当面の不況を短期的に解決して適正相場まで戻すことが肝要であるから原材料輸入も極力へらすべしとする立場と、下期以降の生産の上昇に備えてその準備のために原材料輸入も考慮を払うべしとする立場とが対立したが、結局、予算編成に際しては前者の立場をとり、ただ情勢の変化に対応して機動的な運用をするととの建前から、予備費を増

訪日は IMF より借入国として日本のその後の状況を知りたいといふことは勿論であるが、同氏の興味はむしろより一般的であり、特に印度訪問の直後でもあり、日本の工業化が如何にして達成されたか、その歴史的な探求も彼として興味を持っている」と伝えた（「渡辺武 国際通貨基金理事の一萬田尚登国際通貨基金総務宛書簡」（昭和33年1月〔日付欠〕）〔旧大蔵省資料〕）。

382) 『朝日新聞』1958年2月25日。

383) 『朝日新聞』1958年2月28日。

384) 『日本経済新聞』1958年4月21日。

385) 高島節男（通産省通商局予算課長）「昭和33年度上期外貨予算について」『財経詳報』第158号（1958年4月14日）p. 6。

386) 『日本経済新聞』1958年3月31日、4月1日。紡績業は、1958年4月から3ヵ月の3割勧告操短を実施した。

額して 150 百万ドル計上することにした。」³⁸⁷⁾

石油関係の割当も、「炭主油従」政策の観点から³⁸⁸⁾、年間 5,600 万トンの出炭目標を達成するために抑制された（1 億 900 万ドル）。この点をめぐっては、年間重油輸入量を当初計画よりも大幅削減することを経済企画庁が主張し、石炭過剰のしわよせだと反発する通産省と対立した³⁸⁹⁾。

このように、1958 年度上期予算は不況対策の側面が強かった。外貨予算を景気対策として用いることについては、政府内外からの疑問の声も少くなかった³⁹⁰⁾。

387) 助川実（通産省通商局予算課）「昭和 33 年度上期外貨予算の内容と性格」『金融財政事情』1958 年 4 月 14 日号, p. 26。

388) 3 月 14 日の閣僚懇談会で、炭主油従政策に立って外貨予算を編成することが了承された（『日本経済新聞』3 月 15 日）。

389) 重油の当初輸入計画量 186 万キロリットルに対し、経済企画庁は 102 万キロリットルの削減を求め、結果は、61 万キロリットルの削減の 125 万キロリットルとなった（『日本経済新聞』1958 年 3 月 14 日, 3 月 31 日）。通産省が反対した理由は、石炭業界が通産省が提案した共同貯炭場構想に同意しないことにあった。

390) 大蔵省は外貨予算を産業政策に利用することを、強く批判していた。1958 年 4 月 11 日の外国為替審議会において、1958 年度上期外貨予算についてつぎのような発言がなされた。大蔵省為替局資金課長：「外貨予算を産業政策のつかい棒として見るのはどうかと思う。法律上の規定は『外国為替予算は、外国為替の使用可能量の慎重なる予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成されなければならない』とあって、使える外貨を十分使い得る予算を組むのが建前であるが、これを抑えて、産業政策に利用しているのが現状である。」長沼委員：「通産、農林に極端に利用されているのではないか。（中略）通産省の行う操短勧告は法律的には根拠がない。行政指導である。行政指導の裏には極端に外割を利用しているが、この辺は問題であると思う。」堀江委員：「現在、経済統制は殆んど廃止されながら、為替管理法のみは残っている。しかし経済政策はあっても、為替は自由であるべきが本来の姿である。現在は、好景気だと外割の増額を要望し、不景気のときは外割の減少を要望しているが、これは外貨予算を物価、景気の支えの為に利用する考え方で、本末顛倒であると思う。」酒井大蔵省為替局長：「産業官庁が産業政策を外割制度で代行するのは、よくないと思う。」（「第 65 回外国為替審議会議事録」昭和 33 年 4 月 11 日）。外貨予算を産業保護の手段とすることは「邪道」であるという認識は、一般論としては経済界も持っていた。たとえば永野重雄（富士製鉄社長）は、1956 年 3 月の経団連座談会のなかで、「いまの為替管理が国内産業の保護という面が強いというのなら、それは為替管理でゆくべきではなくて、当然、関税政策でゆくべきじゃないですか。どうもいまの為替管理というものは、本来の目的から逸脱したようなことになっているんですね」と述べている（「座談会 手持通貨の増大と今後の通商・為替政策」『経団連月報』第 4 卷第 3 号（1956 年 3 月）p. 22）。さらに、『日本経済新聞』1958 年 3 月 27 日社説は、「外貨予算に市況安定の機能をも求めるような考え方方は邪道である。供給過剰の問題は産業、金融政策あるいは業界自体の努力によって解決すべきであって、なにもかも外貨予算に持込めば

貿易の自由化は、1958年度上期予算でも停滞した。AA（自動承認）予算額は、前期と同額の3億3,000万ドルにとどまった。AA品目増加について、通産省は、「これ以上の拡大を行うことは、国内産品と競合するものが多く、また世界貿易の現状からも輸出を伸ばすためにはそれに応じた計画的輸入が必要であり、更に国際収支の面でもなお不安を残しているので、容易に踏み切り難い」とし、予算規模の二十数パーセントが限度だと見ていた³⁹¹⁾。

緩和への政策転換 国際収支の改善が急速に進むなかで、1958年3月頃になると経済政策の転換を求める声が強まった³⁹²⁾。政府・日銀は、引締め政策を堅持して来たが³⁹³⁾、1958年6月18日に、日銀は公定歩合を日歩2厘引き下げた。山際日銀総裁は、「今回の公定歩合引下げの目的は金融緩和ではない。」「異常に高くなった金利を是正しようというのが狙いである」と、「金融正常化」のための引下げであることを強調した³⁹⁴⁾。

公定歩合引下げの後、内需拡大論が勢いを増した。経団連は6月21日の第2回総合対策委員会で、経済情勢について話し合い、現状は在庫調整の域を越えて不況が深刻化しており、財政面から景気振興策をとり、内需を刺激する必要があるとの点で一致を見た³⁹⁵⁾。経団連は、5月末には、人為的な景気刺激策は不要との見解に立っていたので、この間に見解が変わったことがわかる。経団連は、さらに「経済の現状と今後の経済政策の方向について（覚書）」（1958年7月30日）で、「輸出振興の効果にも限度があって、過度に縮小循環に追い込まれた現在の状況を改善するのに間に合わない」と輸出振興策の限界を指摘し、「今後の経済政策としては、若干の内需振興策をとることが急務であると考える」と主張した³⁹⁶⁾。

いいという安易で行き当たりばったりの政策には賛成できない」と批判した。

391) 高島節男（通産省通商局予算課長）「昭和33年度上期外貨予算について」『財経詳報』第158号（1958年4月14日）p.8。

392) 「景気論争、国会で活発化」『日本経済新聞』1958年3月27日。

393) 3月26日の記者会見で山際日銀総裁は、「物資と資金の需給バランスが回復していない現状で内需の振興策を探れば、引き締め政策が中途で挫折する恐れがある」と、緩和政策を否定した（『金融財政事情』1958年3月31日号、p.6）。

394) 『金融財政事情』1958年6月23日号、p.6。

395) 『日本経済新聞』1958年7月2日。

396) 『経団連月報』第6巻第8号（1958年8月）p.8。

通産省は、1957 年には「輸出第一主義」に立っていたが、新通商政策（1958 年 8 月）においては、「輸出第一主義」を基本としつつ、内需刺激策を加味し、政策基調に微妙な変化が現れていた³⁹⁷⁾。

政府・自民党内では、池田勇人国務相が積極策への転換を主張し、慎重論の福田赳氏自民党政調会長、河野一郎同総務会長ら自民党主流派との意見の食い違いが表面化した³⁹⁸⁾。自民党臨時財政経済対策特別委員会（委員長 水田三喜男）は、7 月下旬に関係省庁や経済界の意見を聴取し、8 月 4 日に景気対策を中間答申として纏めた³⁹⁹⁾。

答申は、国際収支悪化の原因是在庫投資にあり、現在では「国際収支の弾力性は著しく増強されて」いるので、「有効需要の補強」を行なうことは適切だと、有効需要拡大の方向を示した。ただし、自民党主流派の慎重論を容れて、経済政策の大転換は行なわず、①補正予算の提出などの積極的な内需刺激策はとらない、②輸出振興を第一目標に掲げ、不況産業に対しては緊急措置を講じる、③公共事業費や財政投融資の繰上げ支出により、なし崩し的に景気回復を図るという、漸進的な政策を提言していた。日銀に対しては公定歩合の引下げを要請しており、財政引締めを維持しつつ、金融緩和を先行させようという姿勢が窺われる⁴⁰⁰⁾。

8 月 5 日の経済閣僚会議で水田委員会の答申が了承され、答申は政府・自民党的景気対策として確定した⁴⁰¹⁾。経済閣僚会議においても、公定歩合引下げの方針が確認され、政府・自民党が揃って日銀に緩和への圧力をかける形となつた。

日銀は、9 月 5 日、「金融情勢は去る 6 月の本行公定歩合引下げ後も、国際収支が引き続き受取超過を示しているのをはじめ基調に格別の変化がない」との理由から、第 2 次の公定歩合引下げ（日歩 1 厘引下げ）に踏み切った⁴⁰²⁾。

397) 『日本経済新聞』1958 年 7 月 23 日、8 月 28 日。

398) 『朝日新聞』1958 年 7 月 4 日。

399) 『日本経済新聞』1958 年 7 月 24 日、8 月 3 日、8 月 5 日。自由民主党臨時財政経済対策特別委員会「財政経済対策中間答申」『国の予算』昭和 34 年度、pp. 919-920。

400) 福田政調会長は、公定歩合の 2 厘引下げを実施し、企業の金利負担を軽減すべきだと主張した（『日本経済新聞』1958 年 8 月 6 日）。

401) 『日本経済新聞』1958 年 8 月 6 日。

402) この引下げについては、「金融情勢に追随」した当然の措置という受け止め方がなされた

IMF 借入の返済（1958年9～12月） IMF 借入金については、借入額の半分に、年度内に増加した外貨準備の半分を加えた金額を返済するという規定があった⁴⁰³⁾。しかし、返済期限についての厳密な定めはなく、ある程度借入国の自主的な判断に委ねられていた⁴⁰⁴⁾。

国際収支が好調で、外貨準備に不安がなくなったので、1958年9月16日、政府は IMF に対し、1億2,500万ドルを、9月と12月の2回に分けて返済することを通知した⁴⁰⁵⁾。10月の IMF 総会において、日本が IMF 出資額の増額希望を表明する前に、返済を申し出るの有利だと判断したためであった⁴⁰⁶⁾。9月25日に半額を、残りの半額を11月28日に返済した。

(4) コンサルテーションの経緯

コンサルテーション 1958年度のコンサルテーションは、6月23日から7月2日に実施された。

1958年には、日本は外貨危機を克服し、「なべ底不況」という呼称に現れた長期不況への懸念とは裏腹に、景気は V 字型の急速な回復をとげつつあった。大蔵省は、コンサルテーションに際して、IMF から指摘される大きな問題点はないと見ており⁴⁰⁷⁾、実際に、1958年度コンサルテーションにおいては、IMF スタッフ側は日本のマクロ政策を高く評価した。

経済状況およびマクロ政策に関する、日本側の説明は以下の通りである。

物価下落を伴う経済活動の減退の主たる原因是、国内需要の減少にある。輸入原料価格の下落は、副次的な要因にすぎない。製造業における雇用の減少も見られたが、サービス産業による雇用増により相殺されたので、失業は悪化しなかった。また、消費需要も順調に伸びた。経済活動の低下は、1957年5月以降の金融政策を中心とするディスインフレ政策の結果である。金融・財政政

一方で、引下げ幅を自民党が求めていた2厘ではなく1厘にとどめたのは、日銀側の抵抗の現われとする見方もある（『金融財政事情』1958年9月8日号、pp. 12-13、9月15日号、pp. 20-21）。

403) 『金融財政事情』1958年6月9日号、p. 9。

404) 『朝日新聞』1958年8月31日。

405) 『日本経済新聞』1958年9月17日。

406) 『日本銀行沿革史』第5集第16巻、p. 589。

407) 『金融財政事情』1958年6月9日号、p. 9。

策以外に、当局は輸入需要を抑えるためにより直接的な政策も採用した。すなわち、輸入担保率の引き上げ、為銀への預託外貨の引揚げ、為銀海外支店の現地貸付の削減、輸入外貨割当の若干の削減などである。

1957年末までに外貨準備は増加に転じ、ディスインフレ政策の究極の目的が達成された。国際収支改善の主たる要因は、国内経済活動の低下による輸入の減少にあった。輸出の伸びが顕著に低下したにもかかわらず、国際収支は改善した。在庫の累積は止まり、9月までには在庫は通常の範囲に収まるだろう。しかし、需要の力強い回復が見られないで、景気回復は緩慢である。

金融政策の面では、1958年6月18日に日銀は公定歩合の引下げを行なったが、その目的は、通常の金利水準への復帰を目的とするものであり、新規投資需要の拡大（＝景気刺激）の意図はない。

財政においては、一般会計は均衡を保ったが、財政投融資計画が前会計年度より約10%膨らんだ。財政資金収支は460億円の支払超過となる。しかし、この程度の支出超過は現在の経済状態のもとでは、不健全とは言えないと考える。

以上の説明に対し、IMFスタッフは、つぎのように、日本の政策は適切であると評価した。

日本政府のディスインフレ政策が効果を収めたことは、1957年9月以降の国際収支の改善と外貨準備の増大に示されている。しかし、投資はなお活発であり、消費の伸びも続いている。物価下落で国際競争力が増したとは言え、海外需要の将来は不透明である。こうした状況のもとで、日本の当局が、慎重な財政・金融政策を遂行しつつあることは歓迎すべきである⁴⁰⁸⁾。

為替制限措置の現状についての、日本側の説明は以下のとおりであった。

国内需要を満たすのに十分なだけの外貨は割り当てたが、外貨準備の減少を食い止めるために、原綿・原毛等に対する割当を削減した。外貨予算中、AA品目の割合は1957年上期の24%から、同年下期には21%に縮小した。しかし、グローバル予算を拡大するなど、為替管理面の差別の緩和に努めた。双務

408) IMF側が、再度の公定歩合の引下げの可能性を質したのに対し、日本側は今後の経済情勢次第であると答えた。IMF側は、ヤコブソン専務理事の来日時の発言を引き、通貨当局は緩和の実施に当っては注意深くあって欲しいと要請した（"International Monetary Fund : Minutes of the 1958 Consultations with Japan, June 23-July 1, 1958, Tokyo, p. 13, p. 15 [外務省記録文書 B'2-3-1-2-6-1]）。

支払協定は、現在6カ国と締結しているが、長期的には廃止してゆくつもりである。リテンション・クオータ制度については変更はなかったが、漸次、廃止する。原綿等の輸出入リンク制は残存しているが、これも廃止の方向である。

これに対して、IMFスタッフは、日本経済に悪影響を与える前に為替自由化を進める道があること、とくに、輸入原材料の自由化は日本に良い影響を与えるだろうと指摘した。また、今後の為替政策に対しては、双務的貿易を廃止すること、為替管理を簡素化すること、原材料を中心にAA（自動承認制）品目を増やすことを要望した。

最後に、長期経済計画が検討された。IMFスタッフは、日本は経済成長の潜在力があるのだから、政府は景気刺激的な経済政策はとるべきではないと述べ、経済5カ年計画の年5.8%の目標成長率は高すぎると批判した。またIMFは、経済成長よりも通貨価値の安定を重視していると付け加えた。

日本側は、IMFスタッフに対し、日本の輸出を差別的に取扱っている国が、差別措置を廃止するようIMFが働きかけることを求めた⁴⁰⁹⁾。

コンサルテーション終了後のジョーンズ為替制限局次長のステートメント（7月1日）は、日本が「財政、金融政策を主要な武器としてディスインフレ政策をとり、国際収支の改善に努力し」たこと、その後も、金融緩和措置を他の諸国よりも遅らせ、財政緩和も控えめにするなど、「非常に慎重な態度で景気回復につとめている」ことを高く評価した⁴¹⁰⁾。

対日勧告 1958年9月8日の理事会において、下記の対日勧告が決定した⁴¹¹⁾。

- 1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第14条第4項に基づいて基金と協議した。
- 2 1957年において、日本は需要拡大を抑制するために財政・金融政策を実施した。これらの措置は、インフレ圧力を縮小するのに役立った。投資量は減少し、物価は下落し、9月以降は外貨準備は顕著な増大をみている。基金は、安定化措置が成果を収めつつあることを歓迎する。

409) 『日本経済新聞』1958年7月1日。

410) 『金融財政事情』1958年7月7日号、p. 13。

411) "Japan Part I – Staff Report and Recommendations for 1958 Consultations," Aug. 5, 1958 [外務省記録 B'2-3-1-2-6-1]

IMF 8条国移行と貿易・為替自由化（上）

- 3 国内の金融・財政措置は、世界的な需要の後退と相まって、日本の経済活動を低下させた。工業生産は生産能力以下に落ち込んだが、投資・消費需要は依然としてかなり高い。輸出は、急激な減少といった深刻な兆候は見られないが、先行きには不確定の要素がある。輸出による外貨獲得の増加が困難なうえに、在庫の補填のための輸入増大、短期借入金の返済といった事情もあり、外貨準備の増加ペースは低下するだろう。こうした状態のもとで、当局が慎重な財政金融政策を実施していることを基金は喜んでいる。
- 4 基金は、日本が為替制限制度の差別的側面の撤廃を進めたことを歓迎する。日本の当局は、現在の為替管理体制を簡素化することを検討中である。基金は、輸出入リンク制およびリテンション・クオータ制の撤廃をはじめ、こうした面での前進が図られることを希望する。
- 5 1958年度コンサルテーションを終了するに当り、基金は日本によって維持される過渡的取極について、これ以上論評を加える点はない。

10月初めに発表された IMF 年次報告書は、日本のインフレ抑制策は為替バランスの改善に効果を發揮したという高い評価を与えた⁴¹²⁾。

〔追記〕 本稿は、成城大学経済研究所の第1部プロジェクト研究「国際比較の視点からの制度設計の政策思想史的研究」(2003~2005年度)の成果の一部である。

412) IMF, *Annual Report of the Executive Directors for the Fiscal Year ended April 30, 1958*, pp. 7-8.

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（上）（研究報告 No. 42）

平成 17 年 3 月 20 日 印 刷

平成 17 年 3 月 25 日 発 行

非売品

著 者 浅 井 良 夫

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電 話 03 (3482) 9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社
